



鶴見区自治連合会 5 月定例会 次第

日 時 令和 3 年 5 月 19 日（水）

午後 1 時 30 分

会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会会長

石川 建治

鶴見区長

森 健 二

3 定例会出席者の交代（敬称略）

■各種機関・団体関係

・鶴見区消費生活推進員の会会長

角田 みどり

4 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告

5 鶴見区自治連合会関係議題

6 鶴見区自治連合会定例会の日程について

（1）日 程

6 月定例会 令和 3 年 6 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から

7 月定例会 令和 3 年 7 月 19 日（月）午後 1 時 30 分から

（2）場 所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

7 閉 会

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、今後の日程等も変更
になる場合がありますが、御了承ください。

鶴見区自治連合会定例会出席者名簿

(敬称略)

【連長】

令和3年5月19日現在

NO.	団 体 名	氏 名	
1	鶴見区自治連合会 会長	石川 建治	生麦第一地区連合会
2	" 副会長	土田 和男	法人下末吉連合会
3	" 副会長	渡邊 武	上末吉地区自治連合会
4	" 副会長	宮野 昌夫	寺尾第二地区連合会
	" 会計		※今後決定します。
5	" 会計	村上 英一	鶴見中央地区自治連合会
	" 監事		※今後決定します。
6	" 監事	中村 壽晴	潮田西部地区自治連合会
	" 総務部長	中村 壽晴【兼務】	潮田西部地区自治連合会
7	" 防犯部長	福土 昌義	潮田東部地区自治会連合会
8	" 交通部長	木佐美 信行	豊岡地区連合会
9	" 防災部長	山内 秀行	潮田中央地区連合会
10	" 福祉保健部長	杉浦 節子	生麦第二地区連合会
11	" 環境部長	小塚 邦夫	駒岡地区連合会
12	"	新田 弘子	寺尾地区自治連合会
13	"	森田 洋司	市場地区自治会連合会
14	"	渡邊 浩	矢向地区連合町内会
15	"	中村 利之	市場地区第二自治連合会
16	"	岡田 和雄	潮見橋地区連合会
17	"	小林 政晴	小野町地区連合会

【各種機関・団体関係】

18	鶴見区自治連合会婦人部 部長	名須川 千賀子	上末吉地区
19	鶴見区商店街連合会 会長	小高 信一	
20	鶴見区社会福祉協議会 会長	渡邊 武	出席:事務局長 鍋木 克芳
21	鶴見消防団 団長	香取 正彦	
22	鶴見区青少年指導員協議会 会長	兼子 彰	
23	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会 会長	門脇 正司	
24	鶴見区消費生活推進員の会 会長	角田 みどり	
25	鶴見区民生委員児童委員協議会 会長	小林 政晴	※小野町地区連合会会長
26	鶴見交通安全協会 会長	大野 慶太	
27	(社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜鶴見支部長	横溝 徹	
28	鶴見消防署 署長	下枝 昌司	区災害対策担当部長兼務
29	" 予防係長	向井 克志	
30	鶴見警察署 署長	鈴木 雅己	
31	" 生活安全課長	岩本 賢二	
32	" 交通課長	小池 晶	
33	自衛隊神奈川地方協力本部 横浜出張所長	林 昇輝	
34	鶴見税務署 署長	三上 常夫	
35	日本郵便(株)鶴見郵便局 鶴見郵便局長	矢川 直樹	
36	国土交通省京浜河川事務所 鶴見出張所長	笠原 祥一	
37	東日本旅客鉄道(株) 鶴見駅長	伊藤 勝信	
38	東京電力パワーグリッド(株)鶴見支社 支社長	河原 章夫	
39	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅 駅長	笹川 裕剛	
40	(公社)鶴見法人会 会長	大島 正之	出席:事務局長 伊藤 悦子
41	鶴見工業会 会長	寺嶋 之朗	
42	中学校長会 理事	枝迫 大成	矢向中学校校長
43	小学校長会 会長	成田 玲子	豊岡小学校校長

【区役所関係】

44	鶴見区長	森 健二	
45	鶴見区副区長	松本 智	
46	鶴見区福祉保健センター長	市川 裕章	
47	鶴見区福祉保健センター担当部長	今仁 知宏	
48	鶴見土木事務所長	相場 崇	
49	鶴見区総務課長	柏木 利明	
50	" 区政推進課長	末吉 和弘	区地域力推進担当課長兼務
51	" 福祉保健課長	金子 利恵	
52	資源循環局鶴見事務所長	露木 昇	区資源化推進担当課長兼務
53	水道局鶴見水道事務所長	山田 和弘	
54	鶴見区地域振興課長	岩田 聡	鶴見区自治連合会事務局長
55	" 地域振興課地域振興係長	井上 響	鶴見区自治連合会事務局次長
56	" 地域振興課地域振興係	山口 由起子	鶴見区自治連合会事務局担当

※1 ☆は代表者の変更があった団体

※2 網掛けの団体は欠席

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1

新型コロナウイルスワクチン接種の状況報告及び医療機関名簿の掲示依頼について【掲示板】

◎説明者 鶴見区役所 松本 副区長

資料No. 1

2. 「広報よこはま」5月号配送に係るお詫びについて

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 2

3. 横浜 I R（統合型リゾート）について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 3

4. 警戒レベル（避難情報）の変更について

◎説明者 鶴見区役所 向井 危機管理・地域防災担当係長

資料No. 4

5. 横浜市防災スピーカーの運用及び設置工事について

◎説明者 鶴見区役所 向井 危機管理・地域防災担当係長

資料No. 5

6. 地域防災活動支援に向けた研修等のご案内について

◎説明者 鶴見区役所 向井 危機管理・地域防災担当係長

資料No. 6

7. 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について

◎説明者 鶴見区役所 高島 高齢・障害支援課長

資料No. 7

8. 新たな劇場整備の検討内容の紹介リーフレットの配布について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 8

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

1. 「東部方面斎場（仮称）整備通信No. 4」の発行について【掲示板】

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 9

2. 令和3年度 鶴見区運営方針の策定について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No.10

3. 「鶴見区新たなチャレンジ応援事業」追加募集について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No.11

4. 鶴見公会堂・鶴見スポーツセンターにおける天井改修工事に伴う利用休止について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No.12

裏面あり

5. 令和3年度「二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間」について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No.13

6. 資料提供

鶴見区内災害救急発生状況他		鶴見消防署
鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況		鶴見警察署

新型コロナウイルスワクチン接種の状況報告及び医療機関名簿揭示依頼

5月3日から高齢者を対象として予約を開始いたしましたが、予約当初はアクセスが集中したため、多くの方にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

5月17日には、新たな集団接種会場（その他会場）や、個別接種など、予約できる枠を段階的に広げるなど対応してまいります。

なお、国からの情報も日々変更がありますので、横浜市ホームページや区役所及びケアプラザ並びに地区センターなどで配架しているワクチンニュースを是非、ご覧ください。

また、個別接種を実施する医療機関の名簿（区別）について、自治会町内会の掲示板に掲示していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

1 5月の予約情報

予約日	集団接種				個別接種
毎週 月曜日	接種場所と接種規模(回数)		予 約 期 間		個別接種 (病院・診療所) ※新規
	(主会場)	(その他会場) ※新規	接種1回目	接種2回目	
5/3	76,509 回		5/17(月)～6/6(日)	市の予約システムでは、原則3週間後の同時刻同会場での予約となります。	医療機関については、5月17日に5月24日からの接種期間の予約を開始します。個別接種は、順次、接種規模を拡大します。 【開始当初】 13か所約 6,300 回/週 ↓ 【最大】 約 1,100 か所 約 77,000 回/週 ※・病院等の独自予約の場合は予約期間は医療機関ごとに異なります。
5/10	約 29,000 回		6/28(月)～7/4(日)※1		
5/17	約 29,000 回		7/5(月)～7/11(日)※1		
		約 53,000 回	6/7(月)～6/27(日)※1 ※2		
5/24	約 29,000 回		7/12(月)～7/18(日)※1		
		約 17,000 回	7/19(月)～7/25(日)※1 ※2		
5/31	約 29,000 回	約 17,000 回	7/26(月)以降 ※1 ※2		

※1 記載の期間に加え、前回までの予約分にキャンセルがあった場合の予約が可能です。

※2 予約期間は会場により異なる場合があります。

(1) 個別接種について

市内 13 の医療機関で 5 月 24 日から接種を開始します。予約は 5 月 17 日からです。

市の予約システム・予約センターで予約を受け付ける医療機関名等を 5 月 12 日に市のホームページで発表します。

(2) 集団接種「その他会場」について

6 月 7 日以降、順次「その他会場」21 会場を新たに設置します。このうち、5 会場は「主会場」を拡充します。お住まいの区以外の会場でも予約可能です。

なお、21 会場とは別に、2 会場は主会場の場所を変更します（詳細は別紙 1・2 参照）。

2 個別通知（接種券含む）の発送日の変更について

予約センターへの予約集中を緩和するため、65～69歳の方（約19万人）の個別通知（接種券含む）の発送日を次のとおり変更します。

変更前	→	変更後
5月14日（金）		5月17日（月）

※発送から市民の皆様のお手元に届くまで数日程度要する見込みです。

3 高齢者向け予約相談体制及び広報の強化について

（1）予約相談体制の充実

高齢者の方々に予約専用サイトでの予約方法をお伝えするなど、予約方法の説明や補助を行うなど各区役所のワクチン接種相談員の体制を充実します。

（2）予約センターの強化

予約センターの受付回線数を20回線追加し、コールセンターと併せて最大420回線に拡大します。また、待機回線数を30回線増設し、130回線とします。

（3）広報について

高齢者の方々向けの紙媒体による広報を行います。

配布時期	媒体	内容	配布場所
5/13	タウンニュース	集団接種会場の「主会場」、「その他会場」の一覧、個別接種の「市の予約システムで予約を受け付ける医療機関」	新聞購読世帯の各戸
5/17	ワクチン NEWS （別冊版）	個別接種の公表可能な医療機関一覧	区役所、地域ケアプラザ、 地区センター
5月下旬	タウンニュース	個別接種の公表可能な医療機関一覧の区ごとの情報を掲載	新聞購読世帯の各戸

4 医療機関名簿（区版）の掲示依頼について

個別接種の実施医療機関名簿（区版）自治会町内会の掲示板に掲出いただくよう、ご協力をお願いします。

※医療機関の希望等により、掲載していない場合もあります。

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel 0120-045-070	【本資料、ポスター掲示について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841、4842 MAIL kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

■ 集団接種会場（主会場）

区	会場名	実施曜日（予定）							1 日最大 接種回数 ※ 1
		日	月	火	水	木	金	土	
鶴見区	鶴見公会堂	●			●	●		●	450 回
神奈川区	神奈川公会堂	●			●	●		●	300 回
西区	西公会堂・ 西地区センター	●			●	●		●	450 回
中区	技能文化会館	●			●	●		●	150 回
	中スポーツセンター	●			●	●		●	300 回
南区	南公会堂	●			●	●		●	450 回
港南区	港南スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
保土ヶ谷区	保土ヶ谷スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
旭区	旭スポーツセンター ※ 2	●			●	●		●	450 回
磯子区	磯子スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
金沢区	金沢地区センター	●			●	●		●	450 回
港北区	港北公会堂	●			●	●		●	450 回
緑区	緑公会堂	●			●	●		●	450 回
青葉区	青葉公会堂・ 青葉スポーツセンター	●	午後	午後	午後	午後	午後	午後	600 回
都筑区	都筑公会堂	●			●	●		午後	450 回
戸塚区	戸塚スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
栄区	栄スポーツセンター	●		午後	●	●		●	450 回
泉区	泉公会堂	●			●	●		午後	450 回
瀬谷区	瀬谷スポーツセンター ※ 2	●			●	●		●	450 回

● … 9 時 45 分から 15 時 30 分まで（予定） 午後 … 13 時 15 分から 15 時 30 分まで（予定）

※ 1 1 日最大接種回数は、レイアウト上の最大接種回数

※ 2 送迎バス運行予定

■集団接種「その他会場」一覧（５月７日現在）

会場	会場名	住所	期間
鶴見区	鶴見スポーツセンター ※1	鶴見区元宮 2-5-1	6月～9月
神奈川区	神奈川地区センター	神奈川区神奈川本町 8-1	6月～7月上旬
	市民防災センター	神奈川区沢渡 4-7	7月上旬～9月
	菅田地区センター ※1	神奈川区菅田町 1 7 1 8-1	6月～9月
西区	藤棚地区センター	西区藤棚町 2-1 9 8	6月～9月
中区	横浜武道館	中区翁町 2-9-1 0	6月～7月中旬
南区	南スポーツセンター	南区大岡 1-1 4-1	6月～9月
港南区	旧野庭中学校	港南区野庭町 6 3 0	6月～9月
保土ヶ谷区	保土ヶ谷スポーツセンター ※2 拡大	保土ヶ谷区神戸町 1 2 9-2	6月～9月
旭区	旭スポーツセンター※1 ※2 拡大	旭区川島町 1 9 8 3	6月～9月
磯子区	磯子スポーツセンター ※2 拡大	磯子区杉田 5-3 2-2 5	6月～9月
金沢区	ビアレヨコハマ新館 2 階	金沢区並木 2-1 3-2	6月～9月
港北区	スポーツ医科学センター ※1	港北区小机町 3 3 0 2-5 日産スタジアム内	6月、9月
	綱島地区センター	港北区綱島西 1-1 4-2 6	6月末～8月末
緑区	長津田地区センター ※1	緑区長津田町 2 3 2 7	6月～9月
青葉区	青葉公会堂・青葉スポーツセンター ※2 拡大	青葉区市ヶ尾町 3 1-4	6月～9月
都筑区	都筑地区センター	都筑区葛が谷 2-1	6月～9月
戸塚区	東戸塚地区センター	戸塚区川上町 4-4	6月～9月
泉区	泉区総合庁舎	泉区和泉中央北 5-1-1	6月～9月
瀬谷区	瀬谷スポーツセンター ※1 ※2 拡大	瀬谷区南台 2-4-6 5	6月
	瀬谷区総合庁舎	瀬谷区二ツ橋町 1 9 0	7月～9月

※1 送迎バスを運行する予定です。

※2 主会場と同じ会場ですが、接種場所を拡充する予定です。

■集団接種「主会場」のうち、場所が変更になる会場

変更前	変更後
5月19日から6月27日 西公会堂・西地区センター	6月30日～9月 西スポーツセンター (西区浅間町 4-3 4 0-1)
5月19日から6月27日 中スポーツセンター	7月～9月 本牧地区センター (中区本牧原 1 6-1)

横浜市ワクチン接種協力医療機関名簿

お住いの区以外の
協力医療機関でも
接種していただけます



医療機関名

横浜市役所病院

横浜市中区本町6丁目50-10 045-671-4842

医療機関名

医療機関名

医療機関名

横浜市役所病院

横浜市中区本町6丁目50-10 045-671-4842

「広報よこはま」5月号配送に係るお詫びについて

「広報よこはま」は、市の施策・事業等を市民の皆様にお知らせするために毎月発行し、自治会町内会などのご協力により、各世帯に配布しています。

令和 3 年 5 月号から、「広報よこはま」を各自治会町内会へ配送する委託業者が変更になりましたが、配送部数の誤り等が発生し、自治会町内会の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。

自治会町内会の皆様より寄せられた主な内容は以下のとおりです。

1 主な内容(令和3年5月6日現在:広報課把握分)

- ・ 昨年度までの配送スケジュールより配送日程が遅く、配布作業に支障がある。昨年度と同じ日程にしてほしい。／配送スケジュールに示された日に届かなかった。確実に配送してほしい (18 区 210 件)
- ・ 配送された部数が間違っている。正しく配送してほしい。(10 区 142 件)
- ・ 配送業者に連絡をしても、配送担当の電話が 1 回線しかなく、電話がつかない。回線を増やしてほしい。(14 区)
- ・ その他 (47 件)

計 413 件

2 今後の対応

各区から寄せられた内容につきまして、委託業者と早急に調整を行い、6 月号の配送から改善を行ってまいります。

今後とも広報よこはま発行事業にご協力をよろしくお願い申し上げます。

3 参考

毎月の配布スケジュール

25 日頃～月末 自治会町内会へ配送

1 日～10 日 自治会町内会より各戸へ配布

担当：市民局広報課

遠藤・木暮・三浦

TEL 6 7 1 - 2 3 3 2

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。
 今月は、以下 2 件についてお知らせいたします。

1 横浜イノベーション I R シンポジウムの録画配信について

3 月 27 日（土）にオンラインで開催した「横浜イノベーション I R シンポジウム」の録画配信を開始しました。横浜市 HP からご覧ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/210327sympo.html>



横浜イノベーション I R シンポジウムの概要

総再生回数	296 回（瞬間最大視聴数：134）
構成及び 主な内容	（1 部） 岸 博幸 慶應義塾大学大学院教授による講演 （主な講演内容） ・世界中の人々は日本の伝統文化や食に関心がある。彼らを取り込んでいくべき ・ご懸念を持つ方がいらっしゃるので、市も対話、説明を続けていくべき
	（2 部） 慶應義塾大学大学院 岸 博幸教授、 お笑いタレント 村上 知子さん、 横浜国立大学大学院 川添 裕教授（当時） KPMG 有限責任あずさ監査法人 丸田 健太郎さん によるパネルディスカッション （主な発言内容） ・街が変わることは不安にもなるが、I R を知ると面白味があるもので、世界から来る方々の日本の窓口になると感じた。 ・横浜が文化観光都市として進化することが税収の観点からも非常に重要。その切り札が I R と思うので、市民の皆様にも広い観点から横浜の将来を考えていただきたい。 ・横浜はデジタル共生の都市としてこれからもやっていくべき ・各国では、I R が社会の課題を解決するためのツールとして使われている。横浜でも財政などの課題を解決する I R になると期待している。

2 I R事業説明会実施結果の公表について

2月から3月にかけてオンラインで開催したI R事業説明会のアンケート結果を横浜市HPで公表しました。(別紙参照)

なお、I R事業説明会で配信した副市長によるあいさつ、「横浜I Rの方向性」及び「実施方針」の説明についても、横浜市HPでご覧になれます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html>



担当 都市整備局 I R推進課

TEL 6 7 1 - 4 1 3 5

FAX 5 5 0 - 3 8 6 9

I R（統合型リゾート）事業説明会 アンケート 全6回（DVD等視聴含む） 結果

■開催概要

開催回	開催日	当日参加者 Zoom（人）	質疑応答 （件）	アンケート （件）	Youtube 視聴者（人）
1	令和3年2月6日(土)	69	12	37	92
2	令和3年2月12日(金)	56	8	35	81
3	令和3年2月20日(土)	49	8	32	64
4	令和3年2月26日(金)	26	7	13	48
5	令和3年3月7日(日)	25	6	16	54
6	令和3年3月14日(日)	46	7	29	56
その他	DVD等視聴	－	－	8	－
合計		271	48	170	395

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を考慮して、サテライト会場の設置を中止しました。

なお、サテライト会場申込者の代替措置として、YoutubeまたはDVDを視聴した8人の方から、専用のWEBフォームや書面により、アンケートをご提出いただきました。

■タイムスケジュール

- ・ 冒頭あいさつ（副市長によるビデオメッセージ）【3分程度】
- ・ 事務局による事業説明 【30分程度】
- ・ 休憩／質問作成 【20分程度】
- ・ 質疑応答 【40分程度】

各アンケート項目の割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1 年齢

項目	回答数	回答の割合
10代	2	1.2%
20代	9	5.3%
30代	55	32.4%
40代	25	14.7%
50代	27	15.9%
60代	26	15.3%
70代	26	15.3%
80代	0	0.0%
計	170	100.0%

30代が約3割と最も多くなっています。

2 現在の職業

項目	回答数	回答の割合
自営業	18	10.6%
会社員	62	36.5%
会社経営・役員	32	18.8%
公務員・団体職員	11	6.5%
主婦・主夫	11	6.5%
学生	4	2.4%
無職	20	11.8%
その他	12	7.1%
計	170	100.0%

「会社員」が最も多く、次いで「会社経営・役員」の順となっています。

3 在住・在勤・在学

項目	回答数	回答の割合
鶴見区	3	1.8%
神奈川区	13	7.6%
西区	25	14.7%
中区	18	10.6%
南区	7	4.1%
港南区	6	3.5%
保土ヶ谷区	9	5.3%
旭区	6	3.5%
磯子区	1	0.6%
金沢区	10	5.9%
港北区	17	10.0%
緑区	5	2.9%
青葉区	11	6.5%
都筑区	6	3.5%
戸塚区	12	7.1%
栄区	10	5.9%
泉区	2	1.2%
瀬谷区	1	0.6%
回答なし	8	4.7%
計	170	100.0%

「西区」が最も多く、次いで「中区」、「港北区」の順となっています。

4 本説明会は何で知りましたか。

項目	回答数	回答の割合
広報よこはま	57	33.5%
横浜市のホームページ (公式ウェブサイト含む)	36	21.2%
横浜イノベーション I R 公式Facebook	4	2.4%
新聞、インターネット記事	18	10.6%
知人の紹介	22	12.9%
その他	33	19.4%
計	170	100.0%

「広報よこはま」からが情報源として最も多く、次いで「横浜市のホームページ」の順となっています。

5 I R（統合型リゾート）については、どの程度知っていましたか。

項目	回答数	回答の割合
詳しく知っていた	43	25.3%
大まかに知っていた	111	65.3%
名前を聞いた事がある程度	14	8.2%
ほとんど知らなかった	2	1.2%
計	170	100.0%

「詳しく知っていた」、「大まかに知っていた」が合わせて約9割となっています。

6 I Rに行ったことがありますか。

項目	回答数	回答の割合
はい	55	32.4%
いいえ	115	67.6%
計	170	100.0%

I Rに行ったことがある方は約3割となっています。

7 今回の説明会で、I Rの内容や実施方針についてどの程度理解が深まりましたか。

項目	回答数	回答の割合
深まった	38	22.5%
やや深まった	68	40.2%
どちらとも言えない	23	13.6%
あまり深まらなかった	17	10.1%
全く深まらなかった	23	13.6%
計	169	100.0%

「深まった」「やや深まった」が合わせて約6割となっています。

8 理解を深めることができた内容は何ですか。（3つまで）

有効回答者数: 170

のべ回答数: 335

項目	回答数
横浜 I Rの方向性	101
I R施設の構成（種類、機能、規模）	62
民設民営による整備・運営や事業方式	62
カジノ収益の使途	36
依存症・治安対策等の取組	31
該当なし	32
その他	11

「横浜 I Rの方向性」が多く、「I R施設の構成」、「民設民営による整備・運営や事業方式」が並んでいます。

9 分かりづかった内容は何ですか。（3つまで）

有効回答者数: 169

のべ回答数: 267

項目	回答数
横浜 I Rの方向性	21
I R施設の構成（種類、機能、規模）	27
民設民営による整備・運営や事業方式	45
カジノ収益の使途	50
依存症・治安対策等の取組	53
該当なし	47
その他	24

「依存症・治安対策等の取組」、「カジノ収益の使途」、「該当なし」の順となっています。

10 あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
I Rのどのような部分に魅力を感じますか（3つまで）

有効回答者数: 170

のべ回答数: 362

項目	回答数
観光客の増加	45
市内経済の活性化	78
税収の増加	64
働く場所の増加	21
観光・エンターテインメントの場の増加	55
市内の文化・芸術の発展	20
豪華なホテルの利用	6
カジノの利用	17
該当なし	40
その他	16

「市内経済の活性化」、「税収の増加」、「観光・エンターテインメントの場の増加」の順となっています。

11 あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
I Rのどのような部分に不安を感じますか。（3つまで）

有効回答者数: 170

のべ回答数: 405

項目	回答数
観光客の増加によるトラブル	25
交通渋滞や公共交通機関の混雑	31
横浜のイメージの悪化	42
依存症の増加	57
青少年への悪影響	34
マナー・ローンダリング	41
反社会的勢力の関与	70
周辺地域の治安悪化	63
該当なし	17
その他	25

「反社会的勢力の関与」、「周辺地域の治安悪化」、「依存症の増加」の順となっています。

警戒レベル（避難情報）の変更について

令和元年台風第 19 号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和 3 年 5 月中に災害対策基本法が改正され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されます。
また、法改正に伴い、本市から発令する避難情報も変更します。

1 警戒レベル（避難情報）の名称変更【全国統一で変更されるもの】

(1) 警戒レベル 3 の名称見直し 「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「高齢者等避難」

ア 早期の避難を促すターゲットを「高齢者」と明確にします。

イ 高齢者等以外の避難に時間を要する人も、避難するタイミングとなります。

※高齢者等の「等」には、障がいのある人などの避難に時間を要する人が含まれます。

(2) 警戒レベル 4 を「避難指示」に一本化

ア 避難勧告 と避難指示（緊急）の一本化により、避難のタイミングを明確化します。

イ 現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令します。

(3) 警戒レベル 5 の位置づけ変更 「災害発生情報」⇒「緊急安全確保」

ア 災害が発生又は切迫し、警戒レベル 4 での避難場所等への立ち退き避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報として位置づけます。

イ 警戒レベル 4（避難指示）を発令した後に、区長（市町村長）が住民等に特に避難を促したい場合に発令することができます。

2 本市から発令する避難情報例

緊急速報メール、防災情報 E メール、ツイッター等の警戒レベルの表記を変更します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル 4 を発令する場合）

横浜市 【警戒レベル 4】 避難指示

こちらは横浜市です。

○月○日○時○分、横浜市北部の一部地域に避難指示を発令しました。

対象地域：即時避難指示対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

3 市民の皆様への周知手段等

(1) 広報よこはま 6 月号

防災特集に、他の防災情報と併せて警戒レベル変更の内容を掲載します。

御確認をお願いいたします。

(2) 横浜市ホームページ

市ホームページにも警戒レベル変更の件を掲載します。（5 月中旬～）

(3) 広報用チラシ

内閣府が全国統一の広報用チラシを作成中です。完成後、区役所を通じて配布予定です。
（別紙参照）

(4) 内閣府からも国民に対し、出水期（6 月）までにメディア等で広く周知される予定です。

令和3年二月二日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

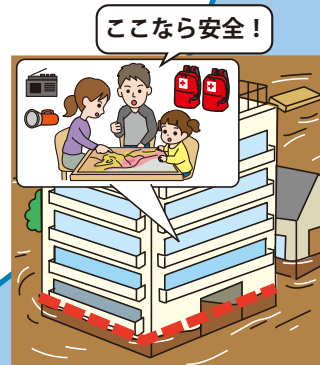


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

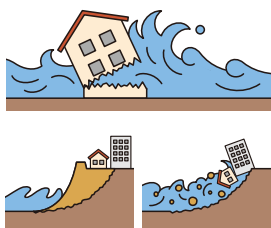
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

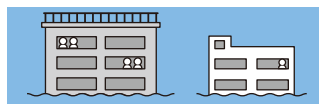
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 横浜市防災スピーカーの運用及び設置工事について

### 1 防災スピーカーからの放送について

災害時の情報伝達手段のさらなる充実のために設置した「防災スピーカー」について、各区役所から、各区独自の緊急を要する防災情報などを放送できるようになりました。

#### 【放送内容】

これまでの放送内容	・ 国民保護情報、緊急地震速報（震度 5 弱以上）、 大津波警報、津波警報、津波注意報、噴火特別警報、 気象特別警報、噴火速報 ・ その他の本市全域に関わる緊急情報
今後可能となる放送内容	・ 各区判断による、緊急を要する防災情報及び緊急情報

### 2 防災スピーカーの設置工事について

防災スピーカーは令和元年度から 3 年度までの 3 か年にわたって設置工事を進めています。

令和 3 年 4 月までに 100 か所の設置工事が完了しており、令和 3 年度は 90 か所の設置工事を実施します。詳細な設置場所は次ページ以降のスピーカー設置工事場所一覧表でご確認ください。

#### 【参考】 J アラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等が J アラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、例年実施しています。本年度は 3 回実施予定です。

放送場所は、上記の防災スピーカー並びに沿岸部の津波警報用スピーカー 120 か所及び津波浸水予測区域内にある地域防災拠点の校内スピーカー 20 か所です。

- (1) 令和 3 年 5 月 19 日(水) 午前 11 時頃
- (2) 令和 3 年 10 月 6 日(水) 午前 11 時頃
- (3) 令和 4 年 2 月 16 日(水) 午前 11 時頃

#### 【お問い合わせ先】

横浜市総務局危機管理室  
緊急対策課システム担当  
(電話) 045-671-3458

## スピーカー設置場所一覧表

設置場所一覧（令和３年４月までの設置工事完了分）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	市場小学校	保土ヶ谷区	桜台小学校	青葉区	青葉区役所
	新鶴見小学校		瀬戸ヶ谷小学校		恩田小学校
	末吉消防出張所		常盤台小学校		鉄小学校
	豊岡小学校		保土ヶ谷区役所		奈良小学校
	東台小学校		保土ヶ谷中学校		奈良の丘小学校
	矢向消防出張所		本陣消防出張所		山内中学校
神奈川区	神奈川中学校	旭区	旭区役所	都筑区	北山田消防出張所
	栗田谷中学校		さちが丘小学校		茅ヶ崎中学校
	錦台中学校		さちが丘消防出張所		都筑区役所
	松見消防出張所		白根小学校		都筑小学校
	松本中学校		東希望が丘小学校		東山田小学校
	南神大寺小学校		二俣川小学校		南山田小学校
西区	軽井沢中学校	磯子区	岡村小学校	戸塚区	汲沢中学校
	境之谷消防出張所		岡村中学校		境木小学校
	西消防署		さわの里小学校		戸塚消防署
中区	大鳥小学校		浜中学校		東品濃小学校
	立野小学校	金沢区	洋光台第四小学校		東俣野小学校
	本牧和田消防出張所		小田小学校		深谷中学校
	山元小学校		高舟台小学校	栄区	飯島小学校
	山元町消防出張所		富岡消防出張所		笠間小学校
南区	井土ヶ谷小学校		西柴中学校		小菅ヶ谷小学校
	大岡小学校		能見台南小学校		栄区役所
	藤の木小学校	港北区	大曽根小学校		桜井小学校
	南が丘中学校		北綱島小学校	泉区	庄戸小学校
	南小学校		港北区役所		泉区役所
港南区	港南区役所(移転後)		下田小学校		葛野小学校
	桜岡小学校		綱島小学校		中田小学校
	下永谷小学校		新田中学校		西が岡小学校
	芹が谷消防出張所	緑区	日吉南小学校		東中田小学校
	永谷小学校		鴨居小学校	瀬谷区	領家中学校
	日野小学校		鴨居消防出張所		阿久和消防出張所
			鴨居中学校		瀬谷小学校
			十日市場消防出張所		瀬谷第二小学校
			長津田消防出張所		原中学校
					南瀬谷小学校

設置場所一覧（令和３年上期工事・令和３年１０月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	寺尾小学校	旭区	旧左近山第二小学校	都筑区	荏田南小学校
	矢向中学校		本宿中学校		仲町台消防出張所
神奈川区	神橋小学校	磯子区	汐見台中学校	戸塚区	上矢部小学校
	斎藤分小学校		森中学校		豊田中学校
	白幡小学校	金沢区	釜利谷小学校	栄区	桂台中学校
西区	西区役所		能見台消防出張所		旧野七里小学校
中区	間門小学校	港北区	駒林小学校	泉区	いずみ野中学校
南区	蒔田小学校		大豆戸小学校		中田中学校
	南中学校		太尾小学校	瀬谷区	相沢小学校
港南区	永野小学校	緑区	緑区役所		瀬谷区役所
	日下小学校		三保小学校		
保土ヶ谷区	坂本小学校	青葉区	青葉台消防出張所		
	藤塚小学校		山内小学校		

設置場所一覧（令和３年下期工事・令和４年４月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	上の宮中学校	旭区	上川井小学校	都筑区	北山田小学校
	末吉小学校		都岡消防出張所		中川西中学校
	寺尾消防出張所		若葉台小学校		山田小学校
	馬場小学校	磯子区	洋光台消防出張所	戸塚区	秋葉小学校
神奈川区	青木小学校		洋光台第三小学校		品濃小学校
	三ツ沢小学校		洋光台第二小学校		名瀬小学校
	六角橋中学校	金沢区	釜利谷南小学校	栄区	上郷小学校
南区	永田小学校		富岡小学校		公田小学校
	永田台小学校		能見台小学校		小山台小学校
	別所小学校	港北区	新吉田小学校	泉区	泉が丘中学校
	六つ川西小学校		港北小学校		新橋小学校
	六ツ川中学校		綱島東小学校		緑園消防出張所
港南区	上永谷中学校	緑区	青砥第三公園	瀬谷区	阿久和小学校
	港南台第一中学校		いぶき野小学校		上瀬谷小学校
	港南台第二小学校		十日市場中学校		大門小学校
	下野庭小学校		山下小学校		原小学校
保土ヶ谷区	岩崎小学校	青葉区	鴨志田緑小学校		
	権太坂消防出張所		嶮山小学校		
	富士見台小学校		田奈小学校		

# 令和3年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

## 1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から**2名**まで推薦可能です。

※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。

### 【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



## 2 研修内容（集合）

### （1）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

9:30 ～ 11:00	【講義】 「 <b>横浜市の防災対策について知ろう</b> 」	○市の防災対策や自助・共助について学びます。
	【事例紹介】 「 <b>地域の事例を学ぼう</b> 」	○地域で実施している先進的な防災活動の事例を紹介します。
11:00 ～ 12:30	【グループワーク】 「 <b>地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう</b> 」	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

### （2）開催日時

【時間】9：30～12：30

日程	場所	定員
6月25日（金）	防災センター（横浜駅）	30名
6月26日（土）	防災センター（横浜駅）	30名
6月29日（火）	防災センター（横浜駅）	30名
6月30日（水）	防災センター（横浜駅）	30名
7月3日（土）	栄区役所（本郷台駅）	30名
7月10日（土）	旭区役所（鶴ヶ峰駅）	40名
7月13日（火）	中区役所（関内駅）	40名
7月14日（水）	中区役所（関内駅）	40名
7月16日（金）	中区役所（関内駅）	40名
7月17日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
7月31日（土）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名

### 3 申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日（木）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、公益社団法人横浜市防火防災協会に委託しています。

●「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙1）

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会

○郵送：〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

○FAX：045-714-0921

○電子メール：consulting@ydp.or.jp

### 4 受講者の決定

6月中旬に、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

### 5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

### 6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。

修了証発行を希望される場合には「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付していただきますようお願いいたします。

### 7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当 公益社団法人横浜市防火防災協会

電話：045-714-0929

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課（時枝、橋本）

電話：045-671-3456

### 8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。

その場合には、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜横浜市コールセンター＞045-664-2525(平日・土日祝日いずれも 8:00～21:00)

年 月 日

公益社団法人横浜市防火防災協会 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

## 「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和3年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月10日（木）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※ 日程調整の都合上、できる限り多くの希望日をご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 6月25日（金）	【第2回】 6月26日（土）	【第3回】 6月29日（火）	【第4回】 6月30日（水）
場所	防災センター	防災センター	防災センター	防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月3日（土）	【第6回】 7月10日（土）	【第7回】 7月13日（火）	【第8回】 7月14日（水）
場所	栄区役所	旭区役所	中区役所	中区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 7月16日（金）	【第10回】 7月17日（土）	【第11回】 7月31日（土）	
場所	中区役所	青葉区役所	金沢区役所	
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会

○郵送：〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

○FAX：045-714-0921

○電子メール：consulting@ydp.or.jp





令和3年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

## 「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名 ^{しめい}	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取組（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

閲覧した動画に  
チェック（✓）

## 【動画の案内】

ウェブサイトURL

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

QRコード



※学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

※各自治会・町内会にDVDも配布しています。

## 【備考】

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（時枝・橋本）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

電子メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階



## 研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

### 1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

### 2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

### 3 その他

感染の状況によって、開催方法の変更または中止場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：時枝、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

# 令和3年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1～3時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

以下の①～⑥の中から最大3つまで選択していただき、希望されたプログラムを基に研修内容を調整いたします。

研修プログラム	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	60分
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	30分～60分
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分
⑥ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分～90分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
  - 研修実施場所を確保することができる
- ※市民防災センター体験ツアーを希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

## 4 申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月10日（木）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。

【宛先】総務局地域防災課

郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

FAX：045-641-1677 TEL：045-671-3456

メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

## 5 研修受講の決定

研修受講決定の通知を、申請者あてにお伝えします。また、研修内容について申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。

※希望する地域が、多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがあります。

※気象警報の発令等により、再度、研修の日程調整をすることがあります。

## 6 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保をお願いします。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては実施日を再調整させていただくことがあります。



年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

## 防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 &lt; 支 援 編 &gt; 申 請 書

令和3年の防災・減災推進研修&lt;支援編&gt;について申請します。

## 地域の状況

【住居形態】 ☐戸建て ☐共同住宅 ☐混在

## 【防災活動状況】

☐防災活動を実施している ※以下に活動の内容を記載してください

( _____ )

☐実施していない【防災組織体制】 ☐構築されている ☐構築されていない

研修プログラム 希望するものにチェックしてください。(3つまで選択可)

プログラム	所要時間	✓
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	60分	<input type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカ設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	30分～60分	<input type="checkbox"/>
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分	<input type="checkbox"/>
⑥ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分～90分	<input type="checkbox"/>

## 希望日

第1希望 ( _____ ) 第2希望 ( _____ ) 第3希望 ( _____ )

派遣期間は、令和3年7月1日～令和4年3月31日です。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。

希望時間 ☐1時間 ☐2時間 ☐3時間

実施場所 ( _____ ) ※実施場所の確保をお願いします。

参加者数 ( _____ ) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

問い合わせ先 総務局地域防災課 (時枝、橋本)

電話:045-671-3456 FAX:045-641-1677



## 研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

### 1 申請者（受講者）へのお願い

- ・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。  
※研修者が用意することもできます。
- ・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

### 2 その他

- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・感染の状況によって、開催方法の変更または中止場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：時枝、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677



# 防災を学べるウェブサイトを開設しました！

## 集まれなくても大丈夫！

### ご家庭で地域で事業所で、

## いつでもどこでもしっかり防災を学べます！

新型コロナウイルス感染症の流行によって、防災研修やイベントの延期、中止などにより、自助・共助をはじめとした防災について学んでいただく機会が非常に少なくなっています。こうした状況の中でもしっかりと防災を学んでいただけるように、本市ホームページに防災を学べる動画やクイズ等を掲載した防災学習コンテンツを作成しました。災害への備えを進めるためにぜひご活用ください。

#### 1 開設日

令和3年4月12日

#### 2 ウェブサイト URL

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

QRコード



#### 3 ページ構成

「共通」「町の防災組織」「地域防災拠点」「こども」「企業等」とカテゴリーをわけ、被害想定、備え、共助の重要性、避難所運営、帰宅困難者対策など、それぞれに合った【クイズ】・【動画】・【教材】を用意しています。自分にあったコンテンツを見つけて防災を学ぶことができます。

##### (1) 共通

地震や風水害への事前の備えや避難行動などを学べます。

##### (2) 町の防災組織

自治会・町内会等で必要な知識や備え、訓練のやり方などの防災対策を学べます。

##### (3) 地域防災拠点

避難所の開設や運営方法など、必要な知識についてコロナ禍での対応を含め学べます。

##### (4) こども

災害の怖さや正しい避難行動をやさしいことばで学べます。

##### (5) 企業等

帰宅困難者対策や避難確保計画など、企業として必要な防災対策を学べます。

#### <トップ画面イメージ>

それぞれのカテゴリーを選択すると、クイズ、動画、教材のページに飛びます



#### 4 DVD の配付

学習コンテンツ内の一部動画をまとめた DVD を各自治会・町内会に配布します。地域の防災活動にご活用ください。

## 各コンテンツの紹介（クイズ、動画、教材）

<クイズ画面イメージ> ○×や選択式のクイズで気軽に防災を学ぶことができます。

Q1 雨がざあざあたくさん降って、町が水でいっぱいになると、どんな危ないことがあるかな？



答えをみる

**地震編（知識）**

Q1 横浜市で起こると想定されている元禄型関東地震が起こった時の被害想定として正しいものはどれでしょう。

火災による建物焼失棟数：77,700棟

建物倒壊による死者数：1,000人

帰宅困難者数：5,000人

**こたえ**

川の水があふれたり、車や道路が水に浸かってしまったり、おうちから出られなくなってしまいます。



**せいがい**

**こたえ**

火災による建物焼失棟数：77,700棟

強い揺れによる建物の倒壊棟数 137,100棟	火災による建物焼失棟数 77,700棟	震災による建物全半壊棟数 7,880棟
建物倒壊による死者数 1,700人	火災による死者数 1,550人	震災による建物全半壊による死者数 577,000人
建物倒壊による帰宅困難者数 443人	震災による死者数 455,000人	震災による死者数 595人

## <動画画面イメージ>

イラストや物語など工夫した構成となっています。



みんな森の子供たちとアウル爺さん  
～不思議と勇気の話～



家具転倒防止器具・感震ブレーカーを  
設置しましょう！！

感震ブレーカーを設置することにより

## <教材面イメージ>

防災を学べるパンフレット等を掲載しています。



しぶん防災ハンドブック

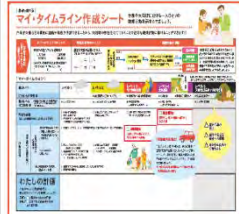
マイ・タイムライン

マイ・タイムラインとは？

マイ・タイムラインとは、地震や火災の水害等、これから起こるかもしれない災害に備え、一人ひとりが家族構成や地域環境に合わせ、あらかじめ防災対策を定めた自分自身の防災計画（防災計画）のことです。

作成シートと写真の撮影を順番に一人ひとりがマイ・タイムラインを作成します。

作成シートダウンロード



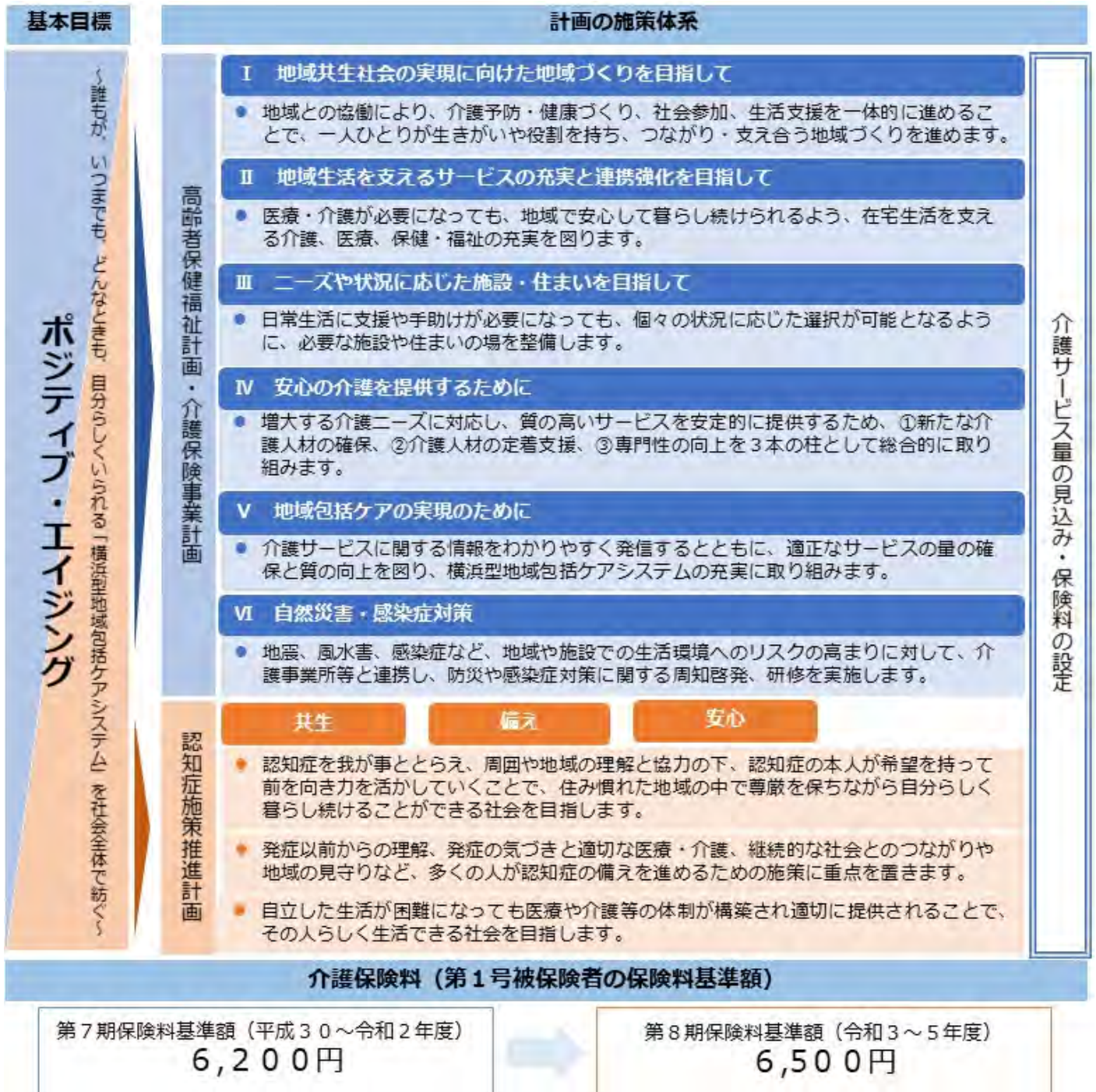
問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課  
担当：時枝、橋本  
TEL:045-671-3456 FAX: 045-641-1677



## 第 8 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはま地域包括ケア計画) の策定について

第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはま地域包括ケア計画)について、第 7 期計画(平成 30～32 年度)の終了に伴い、新たに第 8 期計画(令和 3～5 年度)を策定しました。

### 1 計画概要



(裏面あり)

## 2 計画の周知

3月31日（水）に計画策定の記者発表をいたしました。また、市役所3階市民情報センターで閲覧を実施しています。計画書の冊子は、市政刊行物・グッズ販売コーナーで6月上旬から販売予定です（価格未定）。概要版は、市民情報センター、各区広報相談係などで6月下旬から配布（無料）を予定しています。

- ・計画書・概要版は、下記ホームページでも閲覧が可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/8ki-keikaku.html>

健康福祉局 高齢健康福祉課  
担当：近藤、高橋、清水  
TEL:671-3412 FAX:550-3613

計画期間 令和3年度～5年度

# よこはま地域包括ケア計画

第8期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画  
概要版

## 目次

第1章	よこはま地域包括ケア計画の趣旨	P.1
第2章	横浜市の高齢者を取り巻く状況	P.3
第3章	計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	P.7
第4章	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.11
第5章	認知症施策推進計画の施策の展開	P.37
第6章	介護サービス量の見込み・保険料の設定	P.48

POSITIVE AGING

# 第1章 よこはま地域包括ケア計画の趣旨

## 1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

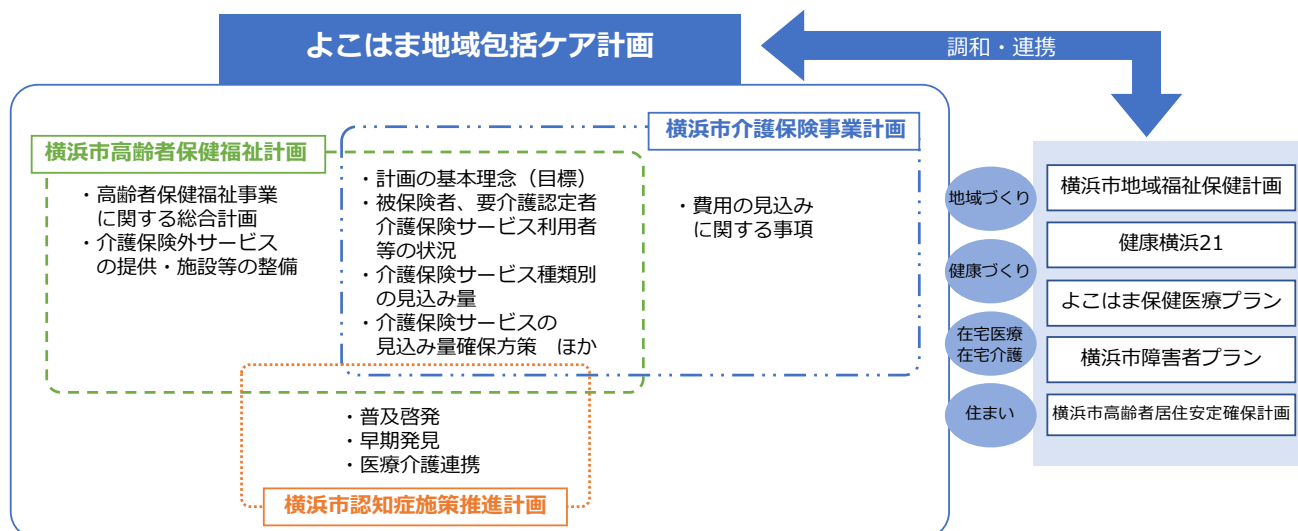
本計画は、第7期計画（平成30年度～令和2年度）の終了に伴い、新たに第8期計画（令和3年度～5年度）を策定したものです。

横浜市では、第6期計画から「よこはま地域包括ケア計画」を、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的に進めていくための計画として位置付け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた施策や取組を進めてきました。本計画では、2025年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

### < よこはま地域包括ケア計画と他の計画の関係 >

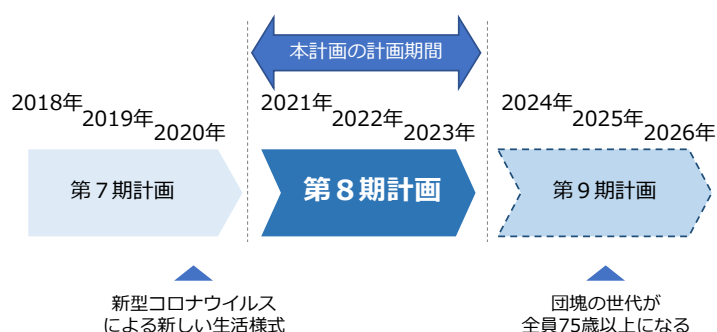




## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

計画は3年ごとに見直しを行うことから、令和2年度（2020年度）に第7期計画の見直しを行いました。



## 3. 地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に、全国各地で構築が進められています。



<日常生活圏域単位での地域包括ケアシステム>

参考：厚生労働省資料

## 4. 計画の策定・推進体制

本計画は、庁内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会等を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて策定・推進しています。

## 5. 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和3年度から令和5年度の3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

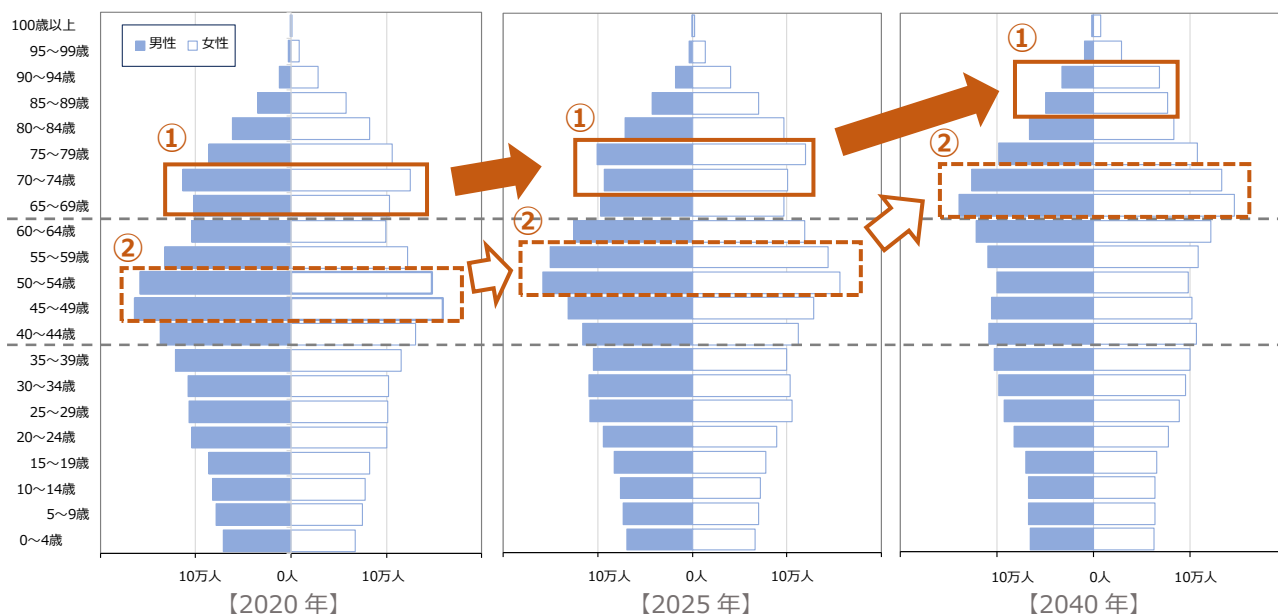
## 第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

### 1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

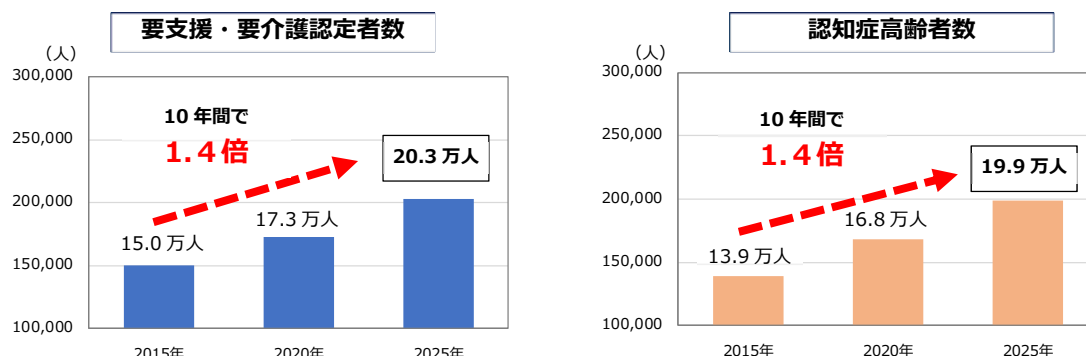
#### (1) 「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから

2020年時点で65歳から74歳のいわゆる「前期高齢者」は約44万人となっており、団塊の世代に該当する世代が含まれています。団塊の世代は2025年には全員が75歳以上のいわゆる「後期高齢者」となり、日常生活を継続するために医療や介護などの支援や手助けが必要になる年齢になってきます。また、2040年には「前期高齢者」の全員が85歳以上となり、加齢に伴う心身の衰えや、認知症高齢者の増加が予想され、医療・介護の必要性がますます高まります。（下図①）

45歳から54歳の団塊ジュニアを含む世代は2020年時点で約62万人となっており、市内全体でも人口数が多い世代となっています。これらの世代が2040年には65歳以上となり、仕事で培った経験・スキルを生かして、地域社会の担い手として活躍することが期待されます。（下図②）



#### (2) 要支援・要介護認定者数および認知症高齢者数



団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに急増することが見込まれています。

要支援・要介護認定者数は、2015年からの10年間で1.4倍（約5.3万人）の増加が見込まれています。また、認知症高齢者は、2015年からの10年間で1.4倍（約6万人）の増加が見込まれています。

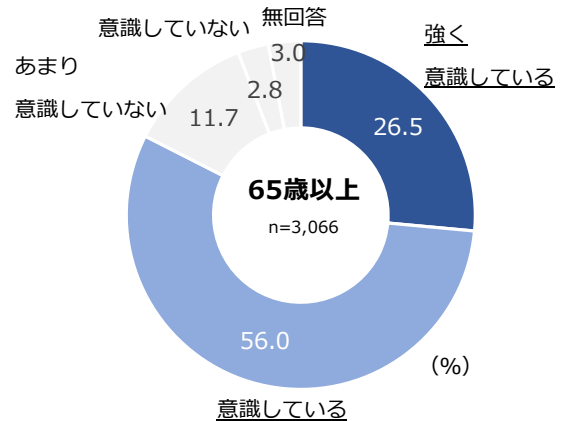


## 2. 高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果

## 生活の一部に介護予防を意識した活動

要支援・要介護認定を受けていない、元気な65歳以上の高齢者の**82.5%**が、日頃から介護予防を意識した生活を送っています。

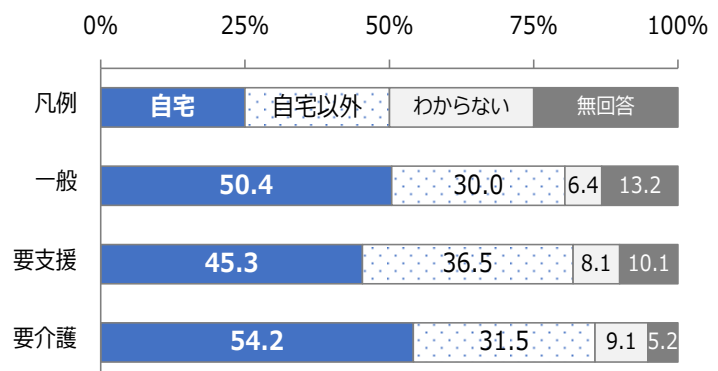
加齢に伴う心身の衰えはどなたにも訪れるため、日頃から生活に無理のない範囲で、身体機能の維持や、心の健康チェック、医師や専門家による定期的な診断を受けることで、健康的な生活を継続することができます。



## 介護が必要になっても自宅で生活するために

介護が必要になった場合の暮らし方について「自宅」での生活を希望する高齢者は、元気な高齢者だけでなく、要支援・要介護認定を受けている高齢者においても半数程度を占めています。

在宅サービス等の福祉的サービスや、家族や地域の支援・手助けなど、様々な生活支援の選択肢の中から、高齢者一人ひとりに適した暮らし方を実現できる環境づくりが大切です。

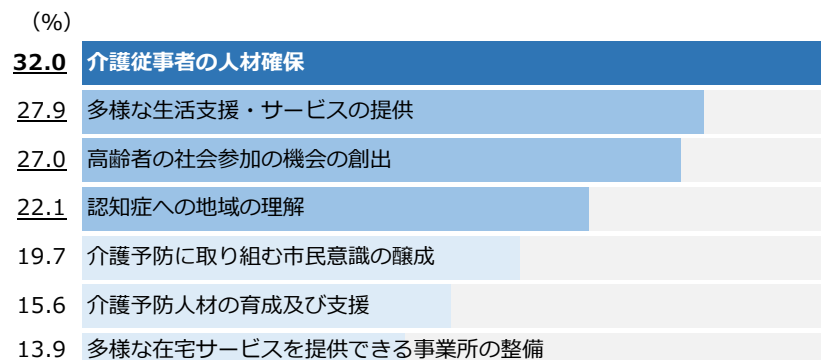


## 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題

横浜型地域包括ケアの中核を担う地域ケアプラザが、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題としているものは「介護従事者の人材確保」が最も高くなっています。

また「多様な生活支援・サービスの提供」や「高齢者の社会

参加の機会の創出」、「認知症への地域の理解」など、介護福祉サービスに限らない高齢者の生活を支える多角的な取組が必要になります。



### 3. 第7期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市では第7期計画（平成30年度～令和2年度）において、横浜型地域包括ケアの充実に向け、次の6つの施策に取り組んできました。各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下のとおりです。※施策Ⅴ・Ⅵは指標未設定

#### 【指標の達成状況について】

達成状況（★）は、目標値に対する計画策定時から令和元年度末までの達成状況により以下の基準で評価しています。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ★★★★★：目標値以上の達成（100%以上） | ★★：達成度が25%以上 |
| ★★★★：達成度が75%以上         | ★：達成度が0%以上   |
| ★★★：達成度が50%以上          | △：計画時よりも低い   |

#### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

##### 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
ウォーキングポイント「あと1,000歩、歩く」の割合	41.0% (平成29年度値)	44.0%	35.0%	△
地域の介護予防活動参加者数	25,458人 (平成28年度値)	30,000人	41,392人	★★★★★
地域活動やボランティア活動への高齢者の参加増				
ボランティア参加者の割合	15.5% (平成28年度値)	18.0%	15.6%	★
スポーツの会参加者の割合	30.1% (平成28年度値)	33.0%	32.9%	★★★★
趣味の会参加者の割合	39.3% (平成28年度値)	42.0%	38.6%	△

##### 【主な成果❀と課題◆】

- ❀ 元気づくりステーションや地域の介護予防グループ等の拡充により、介護予防に取り組む地域づくりが進んでいます。
- ◆ 地域活動の担い手の高齢化が進み、活動を継続・発展させるための支援の充実が必要です。また、40～64歳の世代に対する健康づくりや地域活動等の社会参加に向け、各事業が連動した情報提供や動機付けが必要です。

#### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

##### 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
横浜市内での在宅看取り率	18.9% (平成27年度値)	26.4%	23.9%	★★★
横浜市内での地域ケア会議開催回数	587回 (平成28年度値)	659回	418回	△

##### 【主な成果❀と課題◆】

- ❀ エンディングノート、もしも手帳、看取り期の在宅療養サポートマップ等の作成や講演会等を通じて自分らしい暮らしを考えるきっかけを作る等、高齢者の意思決定支援を実施しました。18区の在宅医療連携拠点による、在宅医療と介護の相談支援の充実のほか、入退院サポートマップや脳血管疾患ケアサポートガイドの作成、人材育成研修等を通じて医療と介護の連携を促進しました。
- ◆ 地域の課題解決に向けた連携の場としての地域ケア会議の活用を更に進めていく必要があります。在宅医療と介護に関わる人材育成の強化のために、関係者向けの研修機会等を更に充実させる必要があります。

## Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して

## 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
認知症サポーター養成講座受講者数（市民向け）	222,300 人 (平成 28 年度値)	339,300 人	333,247 人	★★★★
認知症対応力向上研修受講者数（医療関係者向け）	1,669 人 (平成 28 年度値)	3,500 人	2,918 人	★★★

## 【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 認知症サポーター養成講座の受講者数が増えるなど、理解者・支援者となる方が増えています。認知症初期集中支援チームを 18 区に設置し、相談体制を充実させるとともに、もの忘れ検診のモデル実施や見守りシールの導入など、認知症の予防と共生に向けた取組が進んでいます。
- ◆ 認知症サポーターが活動につながるための研修や取組が必要です。また、若い世代や企業等への認知症理解の向上や基本的知識の習得に向けた啓発活動が必要です。さらに、認知症初期集中支援チームの対応力の向上や医療・介護の専門職における認知症に対する理解促進と権利擁護の推進が必要です。

## Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

## 【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホーム入居者の平均待機月数	12 か月 (平成 28 年度値)	12 か月	11 か月	★★★★★
市内の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.2% (平成 28 年度値)	4.0% (令和 8 年度目標)	3.5%	★★★★

## 【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 特別養護老人ホームや特定施設など計画どおりに整備を完了したことで、高齢期の住まい方について多くの選択肢を増やすことができました。
- ◆ 市民の住まいや介護施設に対するニーズの増加・多様化への対応、高齢者施設・住まいの相談センターの認知度向上と利用促進、施設サービスの質の向上が必要です。

## Ⅴ 安心の介護を提供するために

## 【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 資格取得、就労支援、住宅確保などの一体的な支援体制を整備しました。また、ベトナム、中国などの学校と介護分野における連携協定を締結し、外国人材の活用に向けた受入れ促進を図りました。
- ◆ コロナ禍により海外からの介護人材の受入れが停滞しているため、今後、入国制限が解除された場合には速やかな対応が必要です。また、介護人材の質と量のバランスを踏まえた確保策の検討や既存人材のスキルアップのための研修等の充実も必要です。

## Ⅵ 地域包括ケアの実現のために

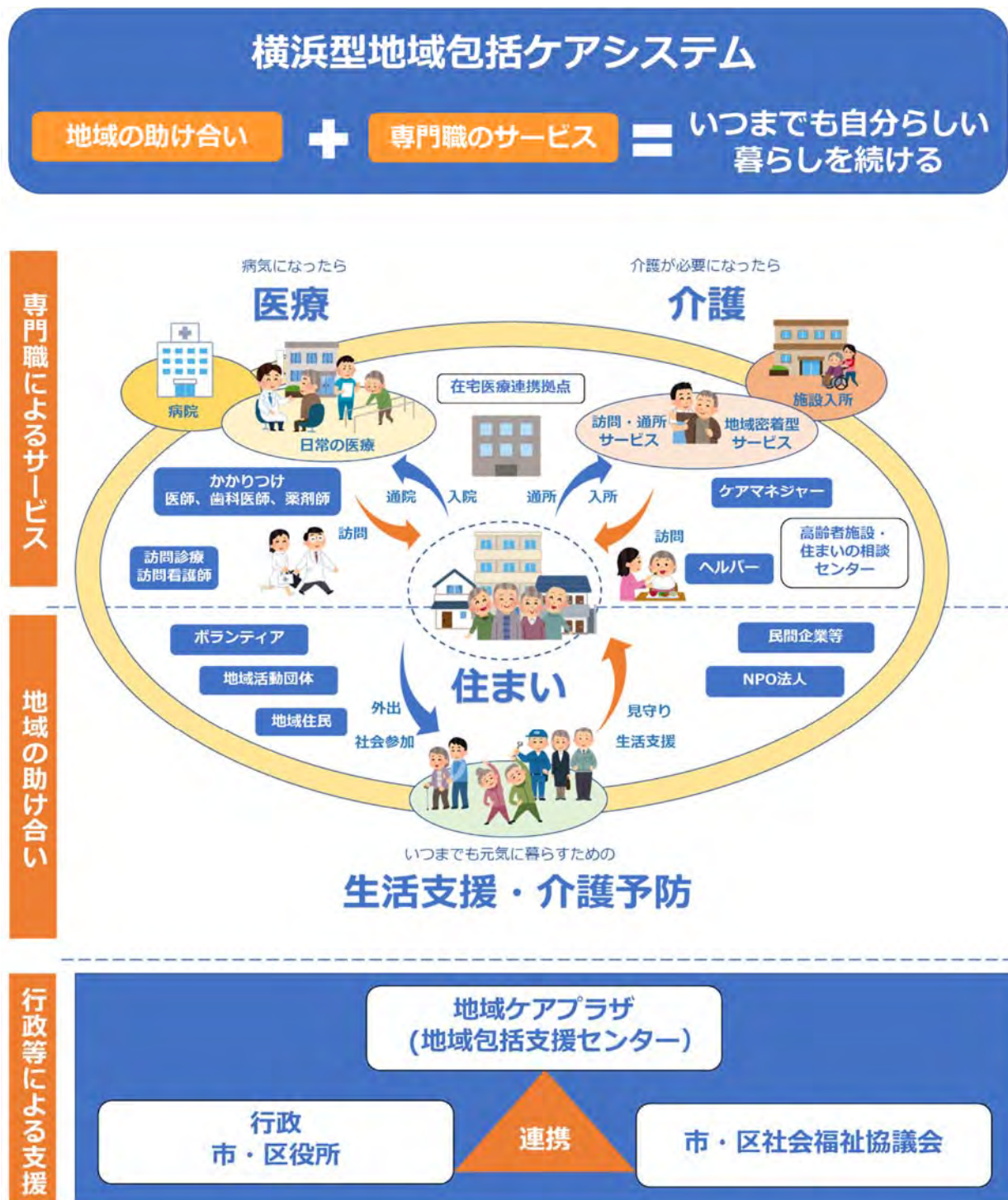
## 【主な成果❖と課題◆】

- ❖ 医療・介護統合データベースを構築し、日常生活圏域の地域分析や共同研究事業を進めました。
- ◆ 介護施設での業務の効率化やより効果的な情報発信のために I C T 等を活用する必要があります。

### 第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

#### 1. 横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。





## 2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

### (1) 2025 年の目指す将来像

- **地域で支え合いながら、**
- **介護・医療が必要になっても安心して生活でき、**
- **高齢者が自らの意思で自分らしく生きることが**できる

### (2) 2040 年に向けて

横浜市の将来人口推計では、今後、総人口の減少が続きますが、高齢者人口は 2045 年まで増え続けます。2040 年には 85 歳以上人口が急速に増加し、介護や医療ニーズが増大します。

2025 年以降も介護・医療の需要が増大し続ける中で、限られた人材と財源の中、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など、2040 年に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」を基に、効率的・効果的な高齢者施策を実施していきます。

### 【横浜型地域包括ケアシステムの植木鉢】



横浜型地域包括ケアシステムをバラの絵に見立てて表しています。

植木鉢	地域での生活基盤である「施設・住まい」
土	介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった「地域づくり」
葉・茎	「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の3つの専門職によるサービス提供と連携
水	サービスの提供や地域活動に不可欠な「人材の確保・育成」
栄養剤	外的環境からのリスクに備える「自然災害・感染症対策」
受皿	高齢者自身の意思決定の基盤となる「本人の選択と本人・家族の心構え」

2025 年までに、

地域づくりの充実と施策の葉の成長を図り「地域包括ケアの花」を咲かせます。

2040 年には、

「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越えて、全ての市民が分け隔てなく、互いを理解し合いながら、生きがいや役割を持って社会に参加できる「地域共生社会の実現」を目指します。

### 3. 第8期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

## ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる  
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

### 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

#### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

#### II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

#### III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

#### IV 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

#### V 地域包括ケアの実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

#### VI 自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
- 必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

介護サービス量の見込み

## ポジティブ・エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ・エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ・エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

## 認知症施策推進計画の施策体系

### 認知症施策の3つの柱

#### 共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

#### 備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

#### 安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

#### 1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

#### 2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

#### 3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。  
○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

#### 4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

#### 5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。  
○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。



## 第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

### I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

○地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

高齢者が活躍できる通いの場の充実

多様な主体が連携した地域づくり

### 1. 介護予防・健康づくり

#### 施策の方向性

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

#### (1) 介護予防の取組推進

##### 地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	(ア) 介護予防に資する通いの場の充実
	○地域の関係者や地域ケアプラザの専門職と連携し、身近な地域における多様な通いの場の充実を図ります。
	○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、効果的な取組事例の報告機会を作る等、活動継続に向けたモチベーション向上を図ります。
	○通いの場に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や効果測定方法を検討します。
	○ポイント制度等の導入によりインセンティブを拡大し、通いの場への参加を促します。
	○地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組めます。
	(イ) 通いの場等へのつながり支援
	○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。
	○人や活動につながっていない高齢者を、地域の関係者や地域ケアプラザと連携して把握し、地域の活動等につなげていく仕組みを検討します。

##### リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

事業内容	○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して参加できるよう、地域の通いの場や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を積極的に活用します。
	○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。

介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

拡充

事業内容	○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じて、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。   ○感染症、災害等の状況下においては、高齢者の閉じこもりや生活不活発が増大することが懸念されるため、健康を維持するために必要な情報を多様な手法で発信します。   ○就労、ボランティア活動等、社会参加を促す様々な事業と連携し、社会参加が健康づくり・介護予防につながることを幅広く啓発します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

健康づくりと介護予防の連携強化

事業内容	○研究機関等と連携し、高齢者の身体・社会参加状況等を把握・分析します。また、各種統計データや地域資源情報等を活用して地域診断を行い、地域の健康課題を整理し、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討します。   ○若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、オーラルフレイルの普及啓発等、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を進めます。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（2）健康寿命の延伸を目指した健康づくり

健康横浜21に基づくよこはま健康アクションの取組

事業内容	（ア）生活習慣病対策の強化   ○健康診査やがん検診などの充実により、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療を行い、健康の維持を図ります。   ○働き世代の健康づくりを進めるため、健康経営に積極的に取り組む事業所を認証する横浜健康経営認証制度等を活用し、市内事業所等による健康経営の取組を推進します。   ○生活習慣病が悪化する前に、特定健診の結果等に基づき保健指導を受け、改善できるよう取組を推進します。   （イ）生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり   ○日々の健康づくりのきっかけづくりや継続を後押しするため「よこはまウォーキングポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる施策を推進します。   ○保健活動推進員や食生活等改善推進員と連携し、地域活動を通じた健康づくりを推進します。   ○加齢に伴ってリスクが高まるロコモやフレイルの予防に取り組みます。   ○全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やオーラルフレイル予防等、歯科口腔保健の取組を進めます。   （ウ）受動喫煙の防止   ○改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙を防止するため環境づくりを進めます。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 社会参加

### 施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

### (1) 高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進

#### 高齢者が活躍できる通いの場等の充実

拡充

事業内容	○地域の中に、趣味を通じた人との交流の場や、仕事やボランティアなどを通じて誰かの役に立つことができる場など、高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組を進めます。   ○通いの場を充実することにより、高齢者だけでなく、世代を超えて住民同士が交流し学び合うなど、これまで結び付きのなかった人と人とがつながり、新たな参加の輪を広げる取組を進めます。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

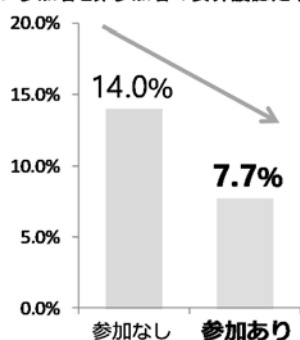


### つながりは元気で暮らす秘訣！

趣味の活動やボランティア活動など、人とつながる地域活動は、地域の力を高めるだけでなく、高齢者の健康にもよい影響を与えることが近年の研究で分かっています。

#### サロン参加者は、要支援・要介護認定者になる割合が少ない

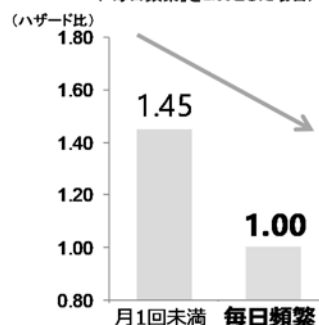
サロン参加者と非参加者の要介護認定率の比較



※愛知県豊田町で、2007年5月から活動を開始した「憩いのサロン」において、参加者の状況を2012年3月まで追跡調査。3回以上参加した人のみを「参加あり」とし、0～2回の参加者は「参加なし」に分類した結果

#### 他者と交流している人は、認知症になる確率が低い

同居者以外の他者との交流頻度別の認知症を伴う認定者になる確率  
（「毎日頻繁」を1.00とした場合）



※愛知県下の6市町村において、65歳以上の高齢者14,804人を対象に、2003年から約10年間の追跡調査を行った結果。性別、年齢、世帯構成、就学年数、婚姻状態、等価所得、治療疾患の有無、物忘れの有無、居住地域を調整した結果

趣味がある人は、認知症にならない確率が 2.2 倍とのデータも

出典：日本老年学的評価研究資料

この1年間の個人・団体での地域活動参加状況（R元年度 横浜市高齢者実態調査）

何らかの地域活動  
に参加している  
高齢者

47.4%

健康・スポーツ活  
動に参加している  
高齢者

21.1%

地域活動に  
参加していない  
高齢者

38.8%

## (2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

### 生きがい就労支援スポットの推進

事業内容	○高齢者一人ひとりの体力やライフスタイルに合わせ、企業に対して雇用条件等の緩和を働きかけるなど、活動先へのマッチング率の向上を目指します。
------	-----------------------------------------------------------------------

### 高齢者の就業支援

事業内容	○横浜市シルバー人材センターで、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的、短期的その他軽易な仕事の注文を受け、高齢者（登録会員）に対して仕事を紹介することで、就業を通じた社会参加を支援します。 ○就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と意欲のある高齢者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進することを検討します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (3) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

### ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

新規

事業内容	○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。 ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

「ハマボノ」は、仕事で培った経験を生かしたボランティア活動の仕組みです。幅広い年代のプロボノワーカーがチーム又は個人で、地域団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（ホームページ作成、運営マニュアル作成等）に取り組みます。こうしたハマボノの仕組みにより、団体の活動の充実や地域づくりを推進します。



#### プロボノとは？

プロボノの語源は「公共善の為に」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」です。

### よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○高齢者がボランティア活動を行うことにより、健康増進、介護予防、社会参加、生きがいづくりを促進します。 ○活動者拡大のため、登録者へ活動の場の情報を継続的に提供します。また、活動対象施設等を拡大します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (4) シニアの生きがい創出

##### かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。    ○活動の維持・発展をするために、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の加入促進・減少防止を図ります。    ○今後を担う新たなリーダーの養成や 30 人未満のクラブへの支援を拡大します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○敬老特別乗車証の利用実態をより正確に把握した上で、将来に向けて事業を持続させるため、IC 化等について検討します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 生涯学習への支援

事業内容	○全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センターでは、学習情報の提供や学習相談、仲間づくりなどにより、市民の学習活動を支援します。    ○市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めます。    ○地域コミュニティの活性化に向け、世代を超えたネットワークづくりを支援します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (5) スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進

##### 老人福祉センターの機能の向上

事業内容	○各区に設置された老人福祉センターで、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等を実施します。    ○「健康づくり」、「体力づくり」、「介護予防」に向けた機能の強化を図るためのメニューや社会参加につながるメニューを充実させます。    ○施設の老朽化が課題になっているため、持続可能な運営等について検討します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 生涯スポーツへの支援

事業内容	○地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページで紹介します。    ○市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。    ○老人クラブ等を通じ、誰でも気軽に楽しめるシニア向けのスポーツを紹介しします。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



### 3. 生活支援

#### 施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

#### 地域のニーズや社会資源の把握・分析

事業内容	○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。     ○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 要支援者等に配慮した住民主体による活動の支援

事業内容	○加齢とともに足腰が弱くなっても、継続的に介護予防や生活支援に取り組むことができる地域づくりを進めます。     ○住民主体のボランティア等が要支援者等を含む高齢者に配慮した活動（交流・居場所、訪問、配食、見守り）を実施する場合に、活動に係る補助金を交付します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 空家などを活用した高齢者向け活動支援拠点等の導入促進

拡充

事業内容	○空家を活用した、住宅地への高齢者支援施設や地域交流施設などの「地域活性化に貢献する施設」などの設置を促進するため、「空家活用の専門家の派遣」と「改修費用の補助」を一体的に行う制度の検討を進めます。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が、連携・協働する場（協議体等）を通じて、共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。     ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。     ○関係者が多様な主体と連携した課題解決に取り組めるよう人材育成に取り組めます。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

### 【第8期計画の重点キーワード】

在宅生活を支える医療・介護サービス

専門職による多職種連携

### 1. 在宅介護・リハビリテーション

#### 施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

#### 介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供します。    ○新規事業所向けセミナーや集団指導講習会等を通じて、運営基準に則った安定したサービス提供を促します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	(ア) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護      ○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をおおむね日常生活圏域に 1 か所以上で提供できるよう整備を進めます。    ○看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上で提供できるよう整備を進めます。    ○事業所の整備量を確保するとともに、不動産事業者との連携や公有地の貸与を行うなどの方法により、未整備圏域の解消を図ります。      (イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対し、必要なサービスが提供できるよう整備を進めます。    ○事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、リーフレットや事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 2. 在宅医療・看護

### 施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

### (1) 医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点	拡充
事業内容	○市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、市医師会等と協力して18区に設置した在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築します。     ○質の高い相談支援の提供に向け、在宅医療連携拠点相談員のスキルアップを図るため、課題に応じた研修等を実施します。
在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化	拡充
事業内容	○市医師会と協力して18区の在宅医療連携拠点運営の安定と地域特性に応じた活動の支援を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)及び関係団体との連携を強化し、在宅医療の更なる充実を図ります。     ○患者の情報を地域の医療機関、介護施設等で共有することで、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら、患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供する仕組みである「ICTを活用した地域医療連携ネットワーク」の構築に向けた取組を支援します。

### (2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

在宅医療を担う医師の養成研修等の実施	拡充
事業内容	○医師会と連携し、より多くの医師が在宅医療に取り組めるための体制整備を図るとともに、在宅医療を担う医師を養成します。     ○行政職員等を対象に研修を実施し、質の高い医療と介護の連携を推進できる人材を育成します。     ○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上	拡充
事業内容	○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。     ○地域の医療機関や訪問看護事業所に対し、病院の認定看護師・専門看護師を講師として研修等を行います。     ○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。

### (3) 在宅医療の普及・啓発

#### 在宅医療を推進するための市民啓発

拡充

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。     ○インターネットを活用して、地域包括ケアシステムや医療・介護に関する情報と連携した広報の充実を図ります。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

事業内容	○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。     ○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然脳卒中などの脳血管疾患により入院となったとき、これからどのような経過をたどるのか、本人・家族ともによく分からず不安に思う方がいらっしゃいます。

脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～は、「どんな手続が必要か」「どのようなサービスが受けられるのか」などをあらかじめ知ってもらうための本人・家族向けのパンフレットです。

区役所・地域包括支援センター・一部病院などで対象者向けにお渡ししています。



### (4) 医療につながるための支援

#### かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及

拡充

事業内容	○本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけ医等を持つことが重要です。このため、医師会等の関係機関と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。     ○かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。     ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。     ○服薬管理に関する相談を受けるかかりつけ薬剤師・薬局や、在宅訪問が可能な在宅医療受入可能薬局の活用を促進します。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 保健・福祉

## 施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組めます。

## (1) 地域ケアプラザの機能強化

## 地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員向け研修の充実を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組めます。     ○複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し、相談・支援に取り組めます。また、多様な課題に対応するため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が関係機関と連携して支援した事例の共有を行います。     ○高齢者の生活課題解決に向け、地域ケアプラザの強みを生かし、各職種が連携して個別課題から地域の課題を捉え、地域の力を生かしながら取組を進めます。     ○職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るため、処遇改善等の検討を進めます。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 高齢者の権利擁護

## 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。     ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。     ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 高齢者虐待防止

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。     ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。     ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。     ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組めます。     ○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え適切な運営指導を行います。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 地域で見守り合う体制づくり

#### 民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	○行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。    ○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう取り組みます。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 民間活力の導入

拡充

事業内容	○地域や介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会を創出します。    ○新しいケアモデルの確立、介護現場における業務の改善や効率化、介護サービスの質の向上等を目指します。    ○公民の多様な主体の連携により、データやAI、IoT等の先端技術の活用の在り方を研究します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 市民による福祉保健活動の支援

事業内容	○中学校区に1か所整備している地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や各区1か所設置している福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援やボランティアの発掘・育成を行います。    ○子どもが福祉分野の活動や体験を通して積極的に地域や社会に参画できるよう、学校、地域及び関係機関における連携を推進します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (4) 介護者に対する支援

#### 相談・支援体制の充実

事業内容	○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、支援者の質の向上を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 介護者のつどい

事業内容	○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 医療・介護・保健福祉の連携

## 施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

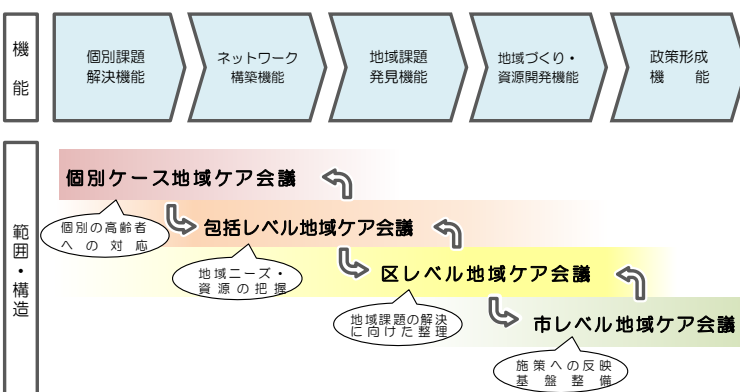
## 地域ケア会議

## 事業内容

- 地域ケア会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現につなげます。
- より質の高い地域ケア会議が運営できるよう、区・地域ケアプラザ・社会福祉協議会等の関係職員に向けた研修を実施します。

## 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。



## ケアマネジメントスキルの向上

## 拡充

## 事業内容

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。
- 医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。＜再掲＞
- ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。

## 多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

## 事業内容

- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
- 高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。



### Ⅲ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

○日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

○自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

#### 【第8期計画の重点キーワード】

安心して暮らせる住まいの確保

高齢者の住まいの悩みの解消

		単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
<b>介護保険施設（定員）</b>								
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	人		15,855 (262)	16,401 (546)	16,899 (498)	17,318 (419)	17,956 (638)	18,846 (890)
※うち、地域密着型	人		55 (0)	55 (0)	84 (29)	113 (29)	171 (58)	200 (29)
介護老人保健施設	人		9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院／ 介護療養型医療施設	人		362 (0)	272 (△90)	272 (0)	272 (0)	272 (0)	272 (0)
<b>居住系サービス（定員）</b>								
認知症高齢者 グループホーム	人		5,583 (281)	5,754 (171)	5,922 (168)	6,147 (225)	6,372 (225)	6,597 (225)
特定施設 （有料老人ホーム）	人		14,033 (798)	14,540 (507)	15,302 (762)	15,752 (450)	16,202 (450)	16,652 (450)
※うち、介護専用型	人		4,320 (808)	4,915 (595)	5,677 (762)	6,127 (450)	6,577 (450)	7,027 (450)
※うち、地域密着型	人		12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
※うち、混合型	人		9,701 (△10)	9,613 (△88)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)

※H30,R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3～5 年度は計画値  
※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減

#### 「施設整備量」の考え方

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の75歳以上人口に占める割合が、7期末と8期末で同等（9.0%）になるよう整備します。



**1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給****施策の方向性**

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

**(1) 施設や住まいの整備****特別養護老人ホームの整備（サテライト型含む）**

事業内容	○要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、新規整備 450 人分とショートステイの本入所転換 150 人分を合わせ、年間 600 人分程度を整備します。     ○サテライト型特別養護老人ホームは定員 29 人以下の小規模施設で、通常の特別養護老人ホームと比べ、本体施設との密接な連携により人員・設備基準が緩和されます。狭い敷地面積でも建設でき、地域との連携も図れることから整備を推進します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（医療対応促進助成含む）**

事業内容	○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。     ○特別養護老人ホームにおいて医療的ケアが必要な方の受入れを行います。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**介護老人保健施設**

事業内容	○介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。     ○介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**介護医療院・介護療養型医療施設**

事業内容	○介護療養型医療施設については、令和 6 年 3 月末で廃止し介護医療院等へ円滑に移行を進めます。     ○医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**認知症高齢者グループホーム**

事業内容	○認知症高齢者が増加しグループホームを必要とする方も増える見込まれることなどから、引き続き年間 225 人分程度整備します。     ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 特定施設・有料老人ホーム

事業内容	○特定施設については、介護専用型特定施設（介護付有料老人ホーム）を年間 450 人分程度整備します。    ○公募の対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。    ○特定施設の整備については、比較的低額な料金、他のサービス種別との併設など横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進めます。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （２）高齢者向け住まいの整備・供給促進

### サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	○生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を促進します。    ○実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。    ○特定施設の公募対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。＜再掲＞
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （３）安心して住み続けられる環境の整備

### 生活援助員派遣事業

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。    ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （４）高齢者の賃貸住宅等への入居支援

### 住宅セーフティネット制度の推進

拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するための「住宅セーフティネット制度（登録制度・経済的支援・居住支援）」として、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。    ○低所得の高齢者等に対して、家賃等の一部を補助する「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を進めます。    ○横浜市居住支援協議会において「家賃補助付きセーフティネット住宅」の申請に対するオーナーの負担を軽減するため、申請の代行に対する補助制度を実施します。    ○登録制度について、オーナー等の不安を払拭し「セーフティネット住宅」の供給を促進するため、不動産関係団体と連携し「居住支援協議会ガイドブック」等を活用しながらきめ細かな周知を進めます。    ○経済的支援について、家賃及び家賃債務保証料減額補助を継続して行うとともに単身高齢者への「見守りサービス」に対する補助制度の検討を進めます。    ○居住支援について、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 相談体制・情報提供の充実

### 施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

### 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関する情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。     ○特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら個々の状況に適したサービスの選択につなげます。     ○高齢者がより身近な場所できめ細かな相談ができるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出前講座」や「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。     ○横浜市居住支援協議会において、高齢者等の住宅確保要配慮者やオーナー、不動産事業者、福祉支援団体からの住まいに関する相談体制の充実を図ります。     ○「住まいの相談窓口」として、市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談ができるよう「ハウスクエア横浜」、「住まいるイン」、「居住支援協議会相談窓口」のほか、民間事業者等と連携して相談や情報提供を行います。     ○「住まいの相談窓口」と「高齢者施設・住まいの相談センター」が連携し情報提供や相談体制の充実を図ります。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム など



## Ⅳ 安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

### 【第8期計画の重点キーワード】

介護職を目指す人への支援

選ばれる介護事業所

### 1. 新たな介護人材の確保

#### 施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

#### 資格取得と就労支援

事業内容	○訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材確保のため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講を支援します。 ○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 住居確保の支援

事業内容	○新たに介護職員となる人（海外から来日する介護人材を含む。）等を対象とした住居の確保を支援します。 ○高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組み作りを行います。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 高校生の就労準備支援

事業内容	○学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講支援や、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を通じ、介護職のやりがいや魅力を伝えます。 ○卒業後の進路として、市内の介護施設等への就職を支援します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○介護福祉施設で就労を希望する外国人を対象に、入国時に必要な日本語レベルや介護の現場で必要とされる実践的な日本語及び知識について、訪日前に研修を実施します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。 ○介護の仕事や日常生活の相談等「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材の確保を目指します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 介護人材の定着支援

### 施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

### 外国人介護職員等への支援

事業内容	○介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に、日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。     ○外国人介護職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

事業内容	○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。
------	--------------------------------------------------------------------------------

### 介護職員の宿舎整備支援

新規

事業内容	○介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助します。
------	------------------------------

## 3. 専門性の向上

### 施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

### 介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。     ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 経営者向け研修

事業内容	○介護施設の経営者層向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	---------------------------------------------------

### 事業所単位表彰制度

拡充

事業内容	○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。     ○地域密着通所介護と（看護）小規模多機能型居宅介護に加え、表彰対象となるサービスの種類を増やします。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## V 地域包括ケア実現のために

○介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。

○介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

### 【第8期計画の重点キーワード】

老後の不安を安心に

I C Tを活用した環境整備

## 1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために

### 施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

### 自分らしい暮らしについて考える機会の提供（ヨコハマ未来スイッチプロジェクト）

新規

#### 事業内容

- 歳を重ねても介護・医療が必要になっても、積極的に活動的に自分らしく暮らすこと（ポジティブ・エイジング）ができる社会の実現に向け、多様な主体と連携して広報・啓発を行う「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」に取り組みます。
- 部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進め、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。

## ヨコハマ未来スイッチプロジェクト

### ～ポジティブ・エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」（※）のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

具体的には、高齢者やその家族等、身近な方の困りごとに対する相談先を分かりやすくご案内したり、将来への備えや、健康に関する情報、地域とつながる情報等を集約した「地域包括ケアポータルサイト」を構築し、情報発信をしていきます。

知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がることを目指します。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めました。





**ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）【再掲】**

**新規**

事業内容	○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。   ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**セカンド STEP プロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）**

事業内容	○退職前後の世代に向けて、新たな生きがいを持つことができるよう、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRし、アクティブな生活が展開できるようサポートします。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

**本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）**

**拡充**

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。   ○エンディングノートを活用するための講座を開催します。   ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。   ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**エンディングノート**

～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し書き方講座が開催されています。

各区のエンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配付しています。



18区のエンディングノート

**■例えばこんな内容を書くことができます**

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ



事業内容

- 人生の最終段階の医療等に関わる専門職の人材育成等、人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。
- 「看取り期の在宅療養サポートマップ」を改訂し、本人や家族が看取り期の一般的なプロセス等を理解できる新たなツールを作成します。
- 「もしも手帳」を配布し、人生の最終段階での医療・ケアについて、市民の方が元気なうちから考え、希望を意思表示できるよう支援します。
- アドバンス・ケア・プランニング（ACP：愛称「人生会議」）に関する基本的な知識や考え方を正しく理解した人材（医療・介護職等）を育成します。
- 市民が身近なところでアドバンス・ケア・プランニングについて知り、人生の最終段階について考えたり話し合うことができるよう啓発を進めます。また、より効果的な普及・啓発を推進するための啓発媒体等についても検討します。

## アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

### 「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望” “代理者の希望” “最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



元気なときこそ、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、家族等の信頼のおける人と繰り返し話し合い、共有してみましょう。

**2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ICTを活用した環境整備****施策の方向性**

医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ICT技術も活用しながら、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

**医療・介護のデータ活用の促進**

事業内容	○医療と介護のデータを統合したデータベースを用いて地域課題についてデータ分析を行い、事業や施策へ反映します。     ○専門的見地が必要となる分析は、大学等の外部研究機関と共同研究を実施し、研究成果を活用するとともにワークショップなどを通じてデータ分析スキルを持つ人材を育成します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**ICTの活用～施設等での活用推進～****新規**

事業内容	○特別養護老人ホーム等におけるオンライン面会や職員研修の促進及び業務効率化等を図るため、ICT環境を整備します。     ○地域ケアプラザ等にWi-Fi等が利用できる環境を整備し、講座やサークル活動、会議等をオンラインで開催できるようにすることで「新しい生活様式」等にも対応できるようにします。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進**

事業内容	(ア) 福祉のまちづくりの普及・推進       ○本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともにバリアフリーに対する啓発を促進します。     ○次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。     ○全ての人が安全で快適に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。       (イ) 施設等のバリアフリー化       ○横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。     ○鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。     ○「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

#### 施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

#### (1) 介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】

##### 要介護認定の適正化

拡充

##### 事業内容

- 要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組む認定事務の効率化を進めます。
- 要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。

#### 要介護認定事務センター

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、各区で行っている要介護認定業務の一部を集約化し「要介護認定事務センター」を設置します。これにより、

- (1)所要日数や申請件数の増加への対応
- (2)要介護認定の適正化
- (3)高齢者に係る福祉ニーズの増加への対応

につなげることを目的としています。



##### ケアプラン点検

拡充

##### 事業内容

- ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。＜再掲＞

#### (2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査

##### 介護保険事業者に対する指導・監査の強化

##### 事業内容

- 介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。
- 定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。

##### 宿泊サービスの適正化

拡充

##### 事業内容

- 宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、宿泊サービスの適正化を図ります。

##### 介護相談員派遣事業の推進

##### 事業内容

- 介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護相談員の育成や派遣施設を増やすことにより、介護サービスの質の向上を図ります。

**4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供****施策の方向性**

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

**介護サービス情報の公表【再掲】**

事業内容	○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 (本制度は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。)
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**バリアフリーに関する情報の受発信**

事業内容	○福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページにおいて提供します。 ○高齢者に対する市職員の理解を深め、カラーユニバーサルデザイン（誰にでも分かりやすい配色に配慮した環境、サービス、情報等を提供する考え方）を意識した情報発信を推進します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業者リストの発行**

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットは多言語に翻訳し市ホームページ等において提供します。
------	-------------------------------------------------------------------------------

**よこはまシニア通信**

高齢者に関する情報を広く市民に提供するため、2013年度から広報よこはま市版に「よこはまシニア通信」として記事を掲載しています。

横浜市 シニア通信

検索

**5. 苦情相談体制の充実****施策の方向性**

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

**苦情相談対応の充実**

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------



## VI 自然災害・感染症対策

○地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。

○必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

### 【第8期計画の重点キーワード】

#### 自然災害や感染症への備え

#### 緊急時の助けあい

### 1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達

#### 施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

#### 新型コロナ・災害時相互応援助成事業

新規

事業内容	○特別養護老人ホーム等での感染症発生による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。
------	---------------------------------------------------------------------------------

#### 高齢者施設新規入所者 PCR 検査費等助成事業

新規

事業内容	○高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、新規で特別養護老人ホーム等へ入所を予定している65歳以上の方のうち、本人がPCR検査を希望する場合に、検査に係る費用を助成します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------

#### 緊急ショートステイ

事業内容	○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。
------	---------------------------------------------

#### 生活支援ショートステイ

事業内容	○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。
------	--------------------------------------------

#### 介護事業所等における必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

新規

事業内容	○介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した際の感染拡大を防ぐための衛生用品を備蓄します。
------	---------------------------------------------------------------

#### 福祉避難所の協定締結

事業内容	○特別養護老人ホーム等の高齢者施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護高齢者の受入れを行います。
------	-----------------------------------------------------------------------



**福祉避難所への備蓄物資の配付**

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	-------------------------------------------------------------

**事業継続計画（BCP）策定の推進**

事業内容	○高齢者施設等における感染症と大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の作成を促進します。
------	-----------------------------------------------

**避難確保計画策定の推進**

事業内容	○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に所在する高齢者施設等において、災害の種類に応じた避難に関する計画の作成を促進します。 ○高齢者施設等において、避難確保計画に基づいた訓練を実施します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

**災害時要援護者支援**

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。
------	---------------------------------------------------------------------------

**住宅の地震対策の推進****拡充**

事業内容	○旧耐震基準※の木造住宅や分譲マンションについて、耐震診断や耐震改修にかかる費用を補助するほか、木造住宅については除却にかかる費用や防災ベッド・耐震シェルターといった減災対策の設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和56年5月末以前の基準）
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発****施策の方向性**

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

**高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組**

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染担当者等を対象とした研修を実施します。 ○感染症対策研修の動画配信や感染症対策マニュアル、啓発用パンフレットの配布を行います。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**介護予防交流拠点の防災力向上に向けた取組****新規**

事業内容	○高齢者サロン等の介護予防交流拠点の防災力向上に向け、地域特性に応じた地震発生時の避難行動や注意事項、日頃の備え等に関して、外部講師による出前講座を実施します。
------	----------------------------------------------------------------------------------

## 第5章 認知症施策推進計画の施策の展開

- 認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。
- 発症以前からの理解、発症の気付きと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人々が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。
- 自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

### 【第8期計画の重点キーワード】

認知症の早期発見・早期対応

認知症の本人からの発信支援

## 1. 正しい知識・理解の普及

### 施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

### (1) 認知症に関する理解促進

#### 認知症サポーターキャラバンの推進

事業内容	○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に、子ども・学生、企業等へ養成講座を拡大します。    ○認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校における教育、高齢者との交流活動等を推進します。    ○認知症サポーター養成講座を修了した人が学習する機会を設け、実際の活動につなげるための取組をより充実します。    ○認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを検討します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 「認知症サポーター」とは

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

#### ★まずは認知症サポーターから始めよう!!

本市では地域住民、小中学校や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催されています。



認知症サポーターキャラバン  
マスコットキャラクター：ロバ隊長



キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。企業向けキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	○「世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。また、HPや図書館、啓発媒体等を活用し、各種取組やイベント情報を紹介します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

拡充

事業内容	○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等を周知します。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

★認知症ケアパスガイドとは

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

横浜市では、平成27年度に認知症の人、その家族、医療・介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配付しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。



### (3) 認知症の本人からの発信支援

#### 本人発信の場の拡大

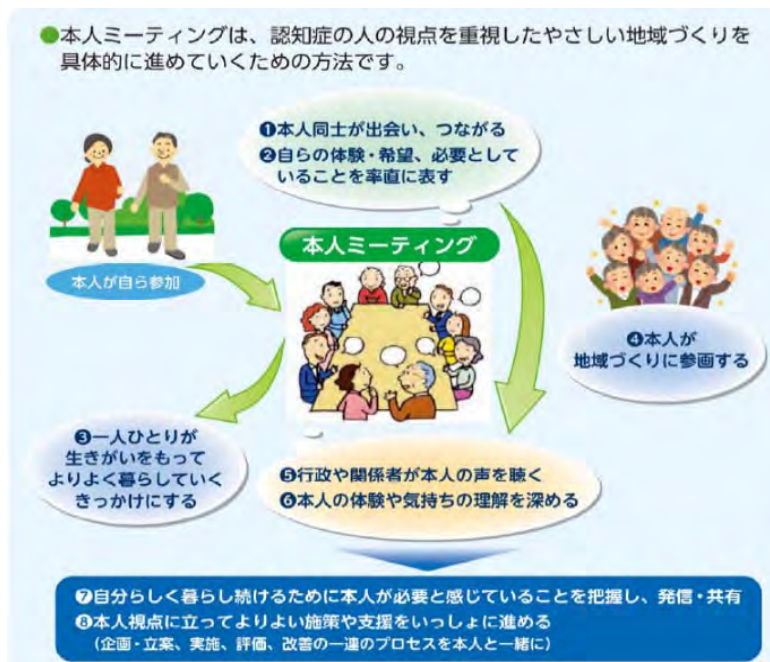
新規

事業内容	○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の本人とともに進めていきます。   ○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。   ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 本人発信支援「本人ミーティング」とは

##### ★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。



平成 28 年度 一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブック」より一部抜粋

##### <参加者の声>

同じ病気を持った人同士なのでざっくばらんに話ができる。



同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立てるための情報収集をしている。



同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。





## 2. 予防・社会参加

### 施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

### (1) 健康づくり、介護予防

#### 身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

拡充

事業内容	○若い世代からの生活習慣病対策（糖尿病や高血圧症等）が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取組を進めます。   ○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じた、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。   ＜再掲＞
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。
------	---------------------------------------------------------

### 「軽度認知障害（MCI）」とは

ものの忘れが主たる症状ですが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことをいいます。また軽度認知障害は正常と認知症の間ともいえる状態で、年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられます。

この段階で対処すれば、認知症への移行を遅らせたり、移行せずに済むかもしれません。

認知症予防を実践しよう！

よく食べよう！



1日10品目を  
きちんと食べよう

よく歩こう！



歩幅を広げて  
姿勢よく歩こう

よく外に出よう！



社会参加・地域での  
役割をもとう  
行動範囲を広げよう

「軽度認知障害」のサインを見逃さない！

- ☐ 約束をよく忘れるようになった
- ☐ 趣味への興味がなくなった
- ☐ 服装に関心がなくなった
- ☐ 家族や周囲の人との会話が少なくなった

各区で「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を配布しています。  
この冊子では、認知症予防のためのヒントが詳しく書かれています！



## (2) 地域活動、社会参加

### 本人や家族の居場所の拡大

拡充

事業内容	○認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やします。    ○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。＜再掲＞    ○認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進します。また、認知症カフェ等の運営支援や広報を行います。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 本人や家族の居場所「認知症カフェ」とは

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には 100 か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向け交流会を開催しています。

#### ○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



#### ○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



#### ○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。  
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



### 本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。    ○認知症の本人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。    ○地域で開催される各種講座等の学びを通じて、高齢者の地域社会への参画を促進します。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 3. 医療・介護

## 施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

## (1) 早期発見・早期対応

## もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

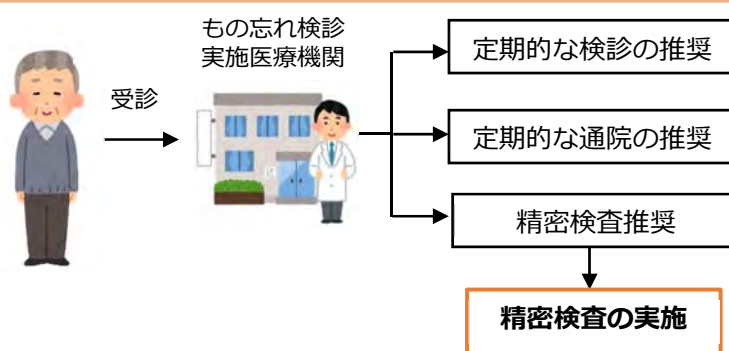
新規

事業内容	○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。     ○身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。軽度認知障害（MCI）の人を身近な通いの場などへの参加につなげ、早期に対応することで認知症への移行予防を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## もの忘れ検診

認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、65歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



## 多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	○区役所や地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて適切な支援・調整を行います。     ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いのある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等と連携を図ります。     ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて対応力向上を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 医療体制の整備

### 認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

拡充

事業内容	○認知症疾患医療センターを市内に9か所設置し、認知症に関する地域の医療提供体制を強化します。     ○認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。     ○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。     ○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 認知症疾患医療センター

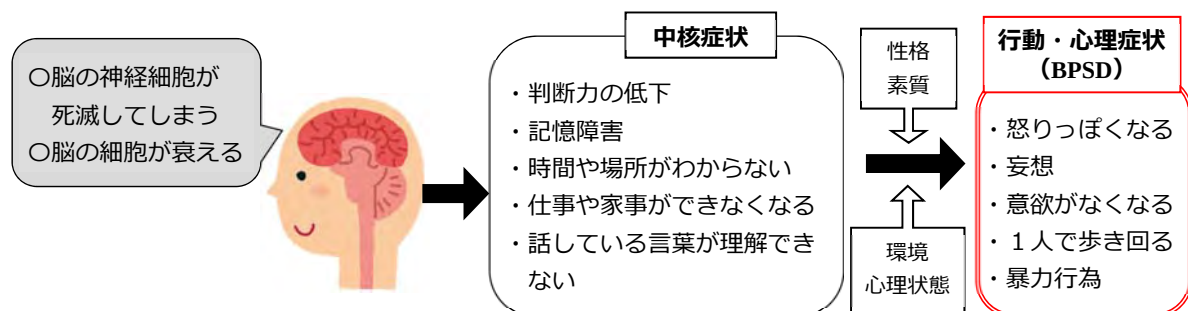
認知症疾患医療センターは、地域での認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施しているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



### 「中核症状」、「行動・心理症状（BPSD）」とは

BPSDとは・・・

記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状を「行動・心理症状（BPSD）」と呼びます。



## (3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

### 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

事業内容	○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。     ○かかりつけ医認知症対応力向上研修により、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (4) 介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

## 介護人材の質の向上と認知症に対応した介護サービスの適切な提供

拡充

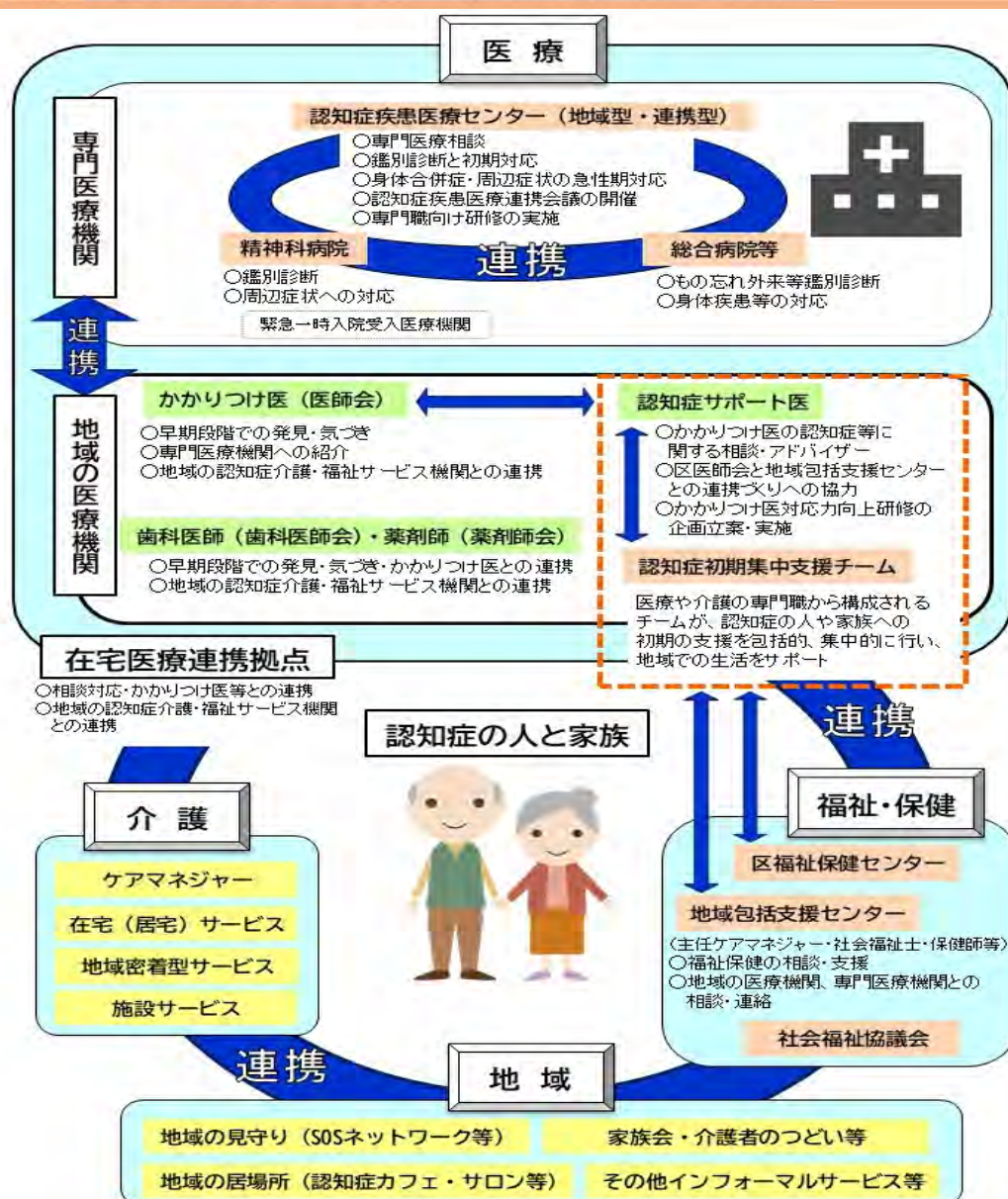
## 事業内容

- 多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進します。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知します。
- 多職種と連携を図り、認知症の人に合ったケアプランを作成し、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護サービスなどの介護サービスを提供します。
- 介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。〈再掲〉



## 認知症の人を支える

## 医療・介護・福祉・地域の連携支援体制



## 4. 認知症の人の権利

### 施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

### (1) 自己決定支援

#### 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）【再掲】

拡充

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。    ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (2) 権利擁護

#### 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ＜再掲＞    ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。＜再掲＞    ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。＜再掲＞    ○高齢者や認知症等の判断力の低下した人の消費者被害を未然に防止するため、地域で見守る体制の構築を進め、関係機関の連携を強化します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 虐待防止

#### 高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。    ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。    ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。    ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。    ○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 5. 認知症に理解ある共生社会の実現

### 施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

### (1) 認知症バリアフリーのまちづくり

#### 認知症バリアフリーの推進

新規

事業内容	○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善を進めます。     ○職域別（交通事業者や金融機関等）の認知症への対応についてまとめたリーフレット等を作成し、各職域における接遇研修等への活用につなげます。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (2) 見守り体制づくり

#### 認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

拡充

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進し、合わせてSNS等の活用も検討します。     ○厚生労働省や神奈川県ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 行方不明時の早期発見の取り組み

#### 認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症の方ご本人の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が通常業務の範囲内で発見保護に協力する仕組みです



#### 横浜市認知症高齢者等 見守りシール事業

行方不明になった認知症の方が早期にご自宅に戻るよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

#### <見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



### (3) 介護者支援の充実

#### 介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

拡充

事業内容	○介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいや認知症のケア技法等に関するセミナーを開催します。     ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。     ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう支援者の質の向上を図ります。       &lt;再掲&gt;
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 相談事業の実施

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。     ○介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。     ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等を活用した周知を行います。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (4) 若年性認知症の人への支援

#### 若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実

拡充

事業内容	○若年性認知症は、職場や産業保健スタッフが気付く機会が多いことから、サポーター養成講座やリーフレットの活用などを通して企業等への普及啓発を行い、職場における理解の拡大や雇用の確保につなげます。     ○若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、リーフレットを活用します。     ○若年性認知症の人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。     ○若年性認知症の本人や家族が集える場の充実を図ります。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	○若年性認知症の人同士が集まって語り合う本人ミーティングを推進します。     ○若年性認知症の支援を更に充実させるために、若年性認知症支援コーディネーターの拡充を検討します。     ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 第6章 介護サービス量の見込み・保険料の設定

### 1. 主な介護保険給付サービスの見込量

#### (1) 在宅サービス

サービス種別			第7期計画（実績）			第8期計画（見込）		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	介護給付	回数	6,402,720	6,474,849	6,659,200	7,292,100	7,857,700	8,341,300
		人数	349,816	348,765	339,500	359,000	375,500	392,400
訪問看護	介護給付	回数	1,999,448	2,174,451	2,380,200	2,355,500	2,522,900	2,684,900
		人数	205,039	221,435	233,200	225,600	236,000	246,600
	予防給付	回数	247,961	297,907	348,400	341,600	362,400	385,900
		人数	29,455	34,946	40,000	38,400	40,200	42,000
通所介護	介護給付	回数	2,524,320	2,599,605	2,407,100	2,712,200	2,860,600	3,013,400
		人数	278,591	285,115	260,800	293,400	306,900	320,700
通所リハビリテーション	介護給付	回数	716,560	710,888	625,700	699,200	717,800	737,800
		人数	96,682	97,399	86,000	98,700	103,300	107,900
	予防給付	人数	16,971	19,815	19,100	22,000	23,000	24,000
短期入所生活介護	介護給付	日数	771,787	737,418	663,400	849,000	910,900	951,700
		人数	69,082	67,812	56,100	70,100	73,400	74,800
	予防給付	日数	9,134	9,327	5,900	8,200	8,400	8,600
		人数	1,482	1,564	1,000	1,400	1,500	1,600
特定施設入居者生活介護	介護給付	人数	106,717	112,137	119,100	142,500	148,200	154,000
	予防給付	人数	14,412	15,519	15,800	19,200	20,000	20,800
福祉用具貸与	介護給付	人数	522,100	541,730	557,200	551,800	577,200	603,200
	予防給付	人数	110,720	124,149	136,500	134,200	140,400	146,700

#### (2) 地域密着型サービス

サービス種別			第7期計画（実績）			第8期計画（見込）		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人数	9,433	10,139	10,700	10,500	10,900	11,400
地域密着型通所介護	介護給付	人数	158,752	164,764	152,500	169,600	177,400	185,400
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数	27,755	27,940	28,200	28,200	30,900	33,600
	予防給付	人数	1,788	2,040	2,200	2,200	2,400	2,600
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人数	60,461	63,447	65,300	66,700	70,700	74,000
	予防給付	人数	192	117	100	100	100	100

#### (3) 施設サービス

サービス種別			第7期計画（実績）			第8期計画（見込）		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設	介護給付	人数	173,938	178,806	188,300	193,700	198,200	207,000
介護老人保健施設	介護給付	人数	97,858	98,941	101,100	103,400	103,400	105,700
介護療養型医療施設	介護給付	人数	5,899	4,832	3,200	3,000	2,300	2,000
介護医療院	介護給付	人数	53	451	2,100	2,600	3,200	3,400

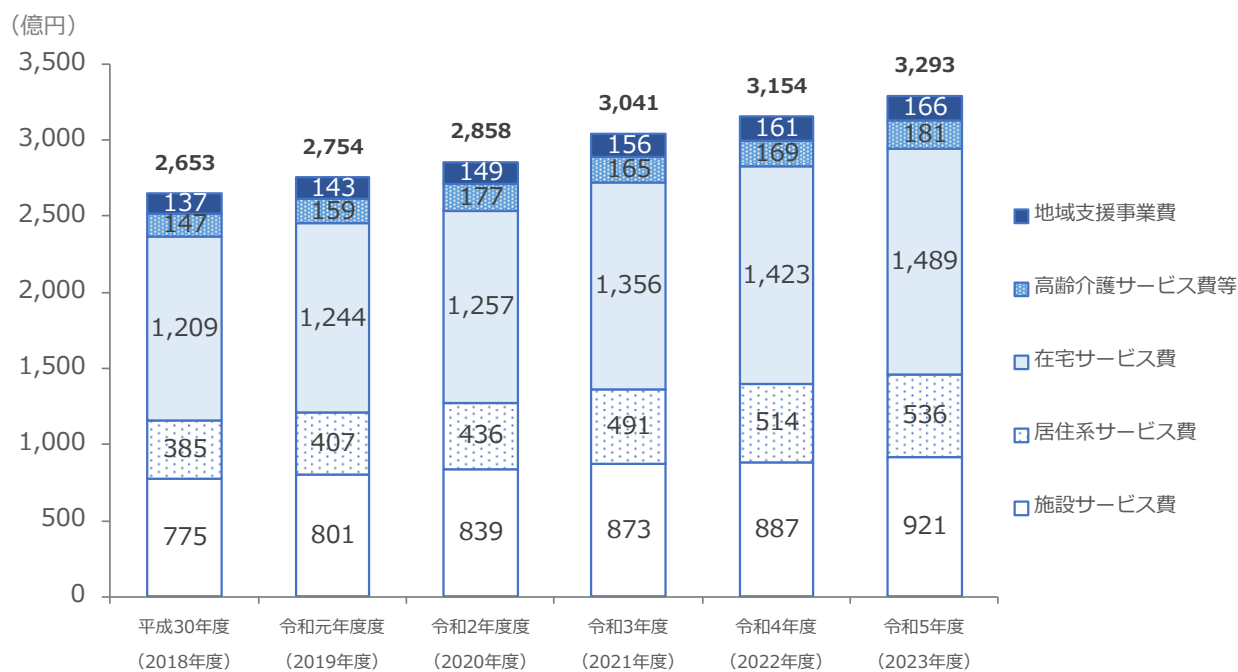
※年間値

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3～5年度は計画値

## 2. 介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

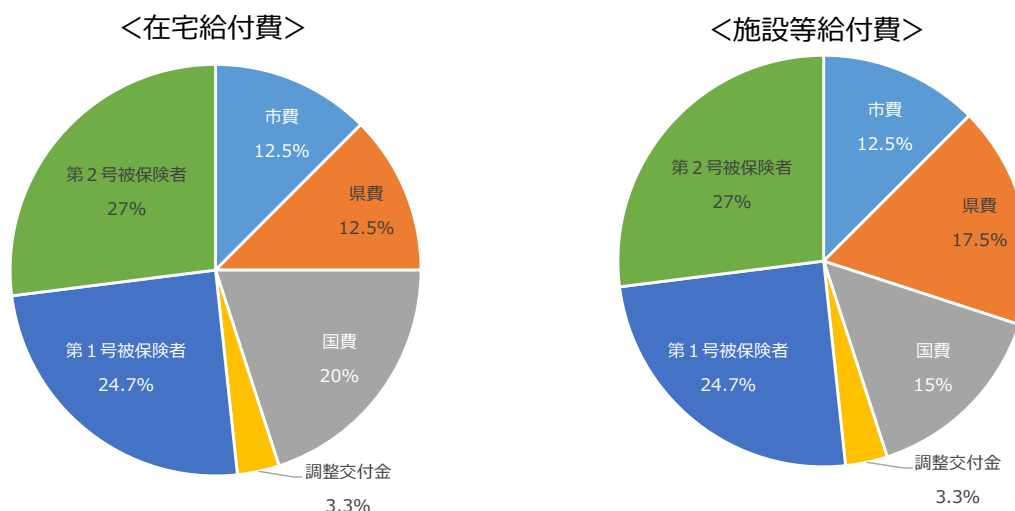
令和3年度の介護報酬改定による給付費の増加、制度改正による給付費の減少も見込んでいます。



## 3. 介護保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の原則1割が自己負担となり、残りの9割が保険から支払われます。その財源の半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残りの半分を被保険者の保険料で運営しています。

介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることになります。



#### 4. 第1号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第8期計画期間内の給付費を9,488億円と見込みました。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合（23%+調整交付金の不足分1.7%）を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額（約155億円）を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数（約282.6万人）で除することにより次期保険料基準額を算出しました。

$$\left( 9,278 \text{ 億円 (包括的支援事業・任意事業費以外)} \times 24.7\% + 210 \text{ 億円 (包括的支援事業・任意事業費)} \times 23\% \right. \\ \left. - \text{約} 155 \text{ 億円 (介護給付費準備基金の取崩額)} \right) \div 99.2\% \text{ (予定収納率)} \\ \div \text{約} 282.6 \text{ 万人 (補正被保険者数)} \div 12 \text{ か月} = 6,500 \text{ 円}$$

平成30～令和2年度の 保険料基準額（月額換算） <b>6,200 円</b>	⇒	令和3～5年度の 保険料基準額（月額換算） <b>6,500 円</b>
-----------------------------------------------	---	--------------------------------------------

（※端数処理を行っているため、完全一致しないことがある。）

#### 5. 令和7年度及び令和22年度の見込み

総人口、第1号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の給付費と介護保険料を推計しました。

	第8期			第9期	第14期
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	3,730,454人	3,726,801人	3,722,059人	3,709,638人	3,524,256人
第1号被保険者数	931,300人	935,500人	941,200人	954,300人	1,158,200人
前期高齢者 (65歳～74歳)	444,200人	426,300人	409,000人	385,900人	542,700人
後期高齢者 (75歳以上)	487,100人	509,300人	532,200人	568,500人	615,600人
第2号被保険者数	1,335,700人	1,339,300人	1,340,500人	1,335,600人	1,078,700人
要支援・要介護認定者数	178,100人	185,200人	191,700人	202,700人	258,000人
介護保険サービス 利用者数	146,600人	152,400人	159,000人	169,400人	185,700人
年度給付費 (地域支援事業費含む)	3,041億円	3,154億円	3,293億円	3,552億円	4,462億円
介護保険料 (基準月額)	6,500円			7,600円程度	9,600円程度



横浜市健康福祉局高齢健康福祉課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
TEL : 045-671-3412 FAX : 045-550-3613  
E-mail: kf-keikaku@city.yokohama.jp  
令和 3 年 3 月発行



市連会 5 月定例会説明資料  
令和 3 年 5 月 1 2 日  
政策局芸術創造本部室

## 新たな劇場整備の検討内容の紹介リーフレットの配布について

新たな劇場整備については、令和元年度から「横浜市新たな劇場整備検討委員会」において検討を進め、昨年 12 月に提言をいただき、本年 2 月開催の市連会・区連会でご報告をさせていただきました。

このたび、その内容について、分かりやすくお伝えするリーフレットが完成しましたので、自治会町内会に配布させていただきます。

### 1 配布資料

新たな劇場整備の検討内容の紹介リーフレット

### 2 配布先

配送ルートを利用して、自治会町内会長あてに 1 部ずつ配布します。

担当：政策局芸術創造本部室  
芸術創造課・劇場計画課  
電話：671-4399、4198



## 💡 さらにポイント！

### 文化芸術創造都市としての戦略的投資

文化芸術や劇場整備は、一人ひとりの感性の醸成とともに、経済活動など中長期的、継続的かつ広範な効果の出現につなげられるものです。そこに公共の戦略的投資の意義があります。

### 整備予定地の負担

整備予定地は、土地開発公社から承継した土地と埋立事業会計所有の売却用地です。市で活用するに当たっては、一般財源の負担(約130億円)が生じるため、建設や運営に伴う公費負担とあわせて考慮すべきです。

### 関連事業の推進

新たな劇場整備による効果を一層発揮させるとともに、まちづくりの課題解決やまちの魅力を高めるため、あわせて推進すべき取組があります。

- フェスティバルの展開
- 横浜みなとみらいホール、横浜美術館、新たな劇場の三館による連携
- 企業と文化芸術のマッチング
- 高島中央公園と一体となった活性化
- バスアクセスなどの交通課題への対応
- 整備予定地の西側にある矩形敷地の活用

## 舞台芸術に関するこれまでの横浜市の取組

横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを毎年開催

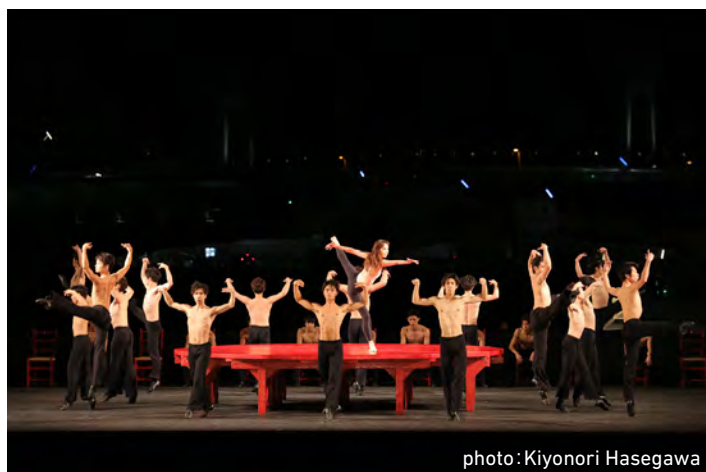


photo: Kiyonori Hasegawa

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018  
横浜ベイサイドバレエ「ボレロ」  
東京バレエ団(振付:M・ベジャール)

小学生を対象とした、一流の文化・芸術に身近な場所で触れる「本物体験」を実施



撮影:上原タカシ(令和元年度公演より)

小学校6年生向け鑑賞会  
劇団四季ミュージカル「こころの劇場」『カモメに飛ぶことを教えた猫』



横浜音祭り2019  
街に広がる音プロジェクト



小学生向けオーケストラ鑑賞会  
「心の教育ふれあいコンサート」  
神奈川フィルハーモニー管弦楽団

問合せ：横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課(新たな劇場整備検討委員会事務局)  
TEL:045-671-4399

横浜市新たな劇場



## 次代を担う 子どもたちの夢へ



©Shoko Matsushashi

### ～新たな劇場整備の 検討内容について ご紹介します～



PHOTO by Hideo MORI

## 文化芸術創造都市 横浜



## 新たな劇場整備の検討にあたって

- 背景**
- 横浜が文化芸術創造都市としてさらに飛躍する必要がある
  - 文化芸術施設の不足により、トップレベルの舞台芸術に日常的に触れる場がない
  - 芸術に触れることで、心の豊かさを育む機会が求められている

新たな劇場を検討するため  
外部有識者からなる「横浜市新たな劇場整備検討委員会」  
(以下、「検討委員会」)を立ち上げました

- 経過**
- 令和元年6月～11月  
検討委員会を開催
  - 令和元年12月  
提言(第一次)のとりまとめ
  - 令和2年6月～12月  
検討委員会及び基本計画検討部会・管理運営検討部会を開催
  - 令和2年12月  
提言のとりまとめ





## 新たな劇場を目指す姿



高い芸術性の創造

世界トップレベルのバレエ・オペラなどの舞台芸術を横浜で楽しめます



集客・誘客による  
経済再生

国内外から多くのお客様が横浜に来てもらうことで、市内経済が活性化します



まちづくりの推進

みなとみらい21地区の中核をなす施設として、まち全体の発展につなげます



地域の活性化・次世代育成

地域の文化活動団体が劇場を活用する機会が増えます

舞台芸術を楽しむ機会が増え、子どもたちの豊かな心が育まれます



人材育成

本格的な人材育成機能の導入により舞台芸術の活性化につなげます

## コロナ後を見据えた劇場

### 人・地域社会

次代を担う子どもたちが本物の舞台芸術に触れ、創造性や感性を育むこと、舞台芸術を支える人材の育成などに積極的に取り組むべきです。

### 経済再生

世界トップクラスの舞台芸術の日常的な上演により、広域からの誘客、特にアジアの顧客などが期待できます。横浜みなとみらいホール、横浜美術館との連携などにより、文化芸術創造都市としてのブランド力を高め、経済活性化へつなげます。

### 技術

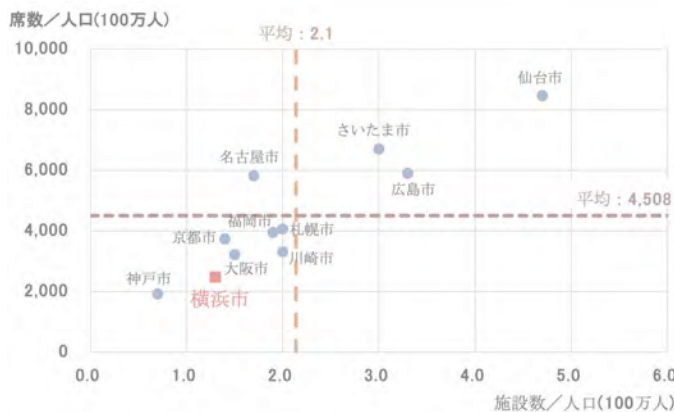
デジタル化の推進により、顧客の拡大、企業の技術開発の飛躍的な進展につながります。デジタル技術を先導的に導入するスマート劇場として実証実験の場を提案します。

### つながり

国内外の劇場との連携を一層深め、信頼関係にもとづく「つながり」を築いていきます。新作プログラムの制作、海外実演団体の招致の実現、舞台技術に関わる人材育成など、国全体の舞台芸術の活性化に貢献します。

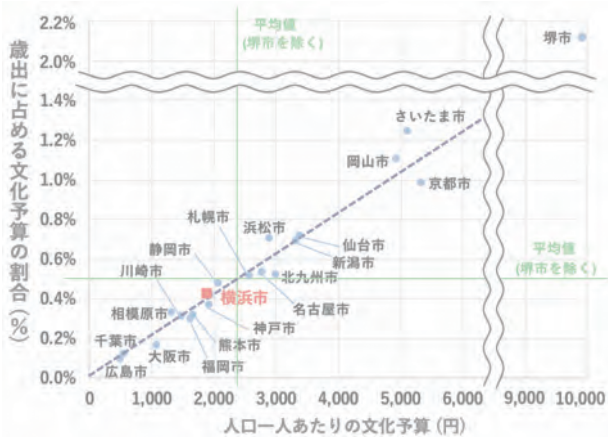
## 文化芸術に関する都市間比較

### 文化芸術施設数



出典  
・全国公立文化施設協会ホームページ  
・住民基本台帳(令和2年1月1日)  
より市作成  
※人口100万人以上の政令指定都市比較

### 文化予算



出典  
・平成30年度財務資料集(総務省)  
・住民基本台帳(平成31年1月1日)  
・地方における文化行政の状況について(平成30年度文化庁)  
より市作成

## 施設計画の概要

### 整備予定地の概要

- みなとみらい21地区60・61街区の一部
- 最寄り駅  
新高島駅から徒歩約5分  
みなとみらい駅から徒歩約7分  
横浜駅から徒歩約10分
- 敷地面積約23,000㎡

### 主な施設想定

- 延床面積約44,000㎡
- 客席数2,500席規模
- オーケストラピット
- 多面舞台、スタジオ
- レストラン、カフェ等



## 事業計画と見通し

### 施設建設費等の試算

約**480**億円

### 年間運営費の試算

約**45**億円  
(うち市費が約**14**億円)

### 経済波及 効果額 (試算)

劇場整備に係るものが 約**684**億円

劇場運営に係るものが 毎年約**104**億円

### 事業化の考え方

- 検討委員会では、横浜市の予算との比較や劇場整備による事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展など、広く議論しました。
- 市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当であるとの結論に至りました。
- 特に配慮すべきこととして、建設費への国からの補助金の積極的導入、負担の平準化の方法の検討、また、事業費が本格化する時期を丁寧に検討すべきとしました。また、年間運営費は、持続的な負担であり、国からの補助金とともに民間資金のさらなる導入をはかるべきとしました。

# 東部方面斎場（仮称）整備通信

No.4 令和3年5月

発行：横浜市健康福祉局環境施設課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
TEL:045-671-4386 FAX:045-664-6753

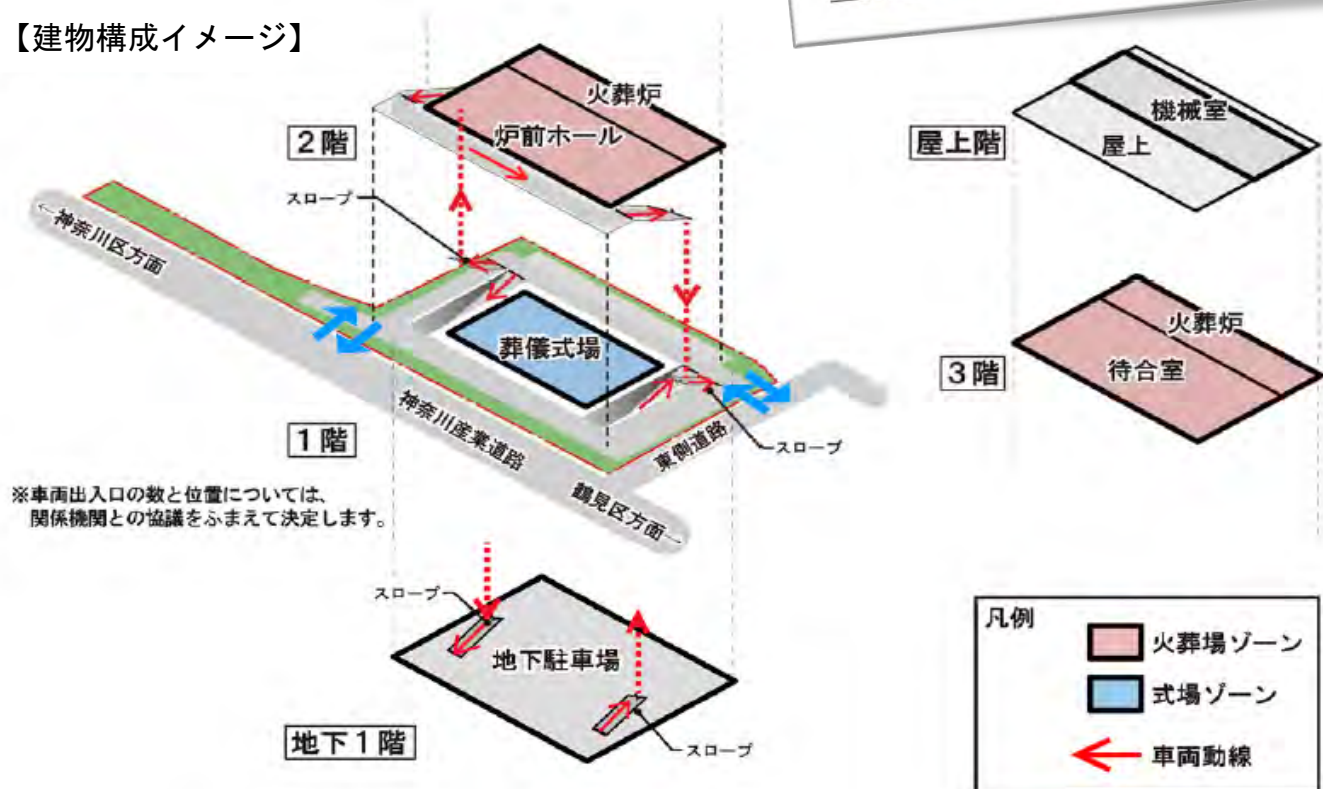
## ◆基本設計の検討状況について

東部方面斎場（仮称）の建築設計を行う事業者を令和2年8月に公募型簡易プロポーザル方式で決定しました。

現在は、①計画地に斎場を建てるための条件整理、②必要な機能を整備するための調査、③基本となる図面の作成等の検討を行っています。

下図は、斎場の建物構成イメージです。

### 【建物構成イメージ】



- 1階には、通夜・告別等を行う葬儀式場（約50席）を2～3室配置します。
- 2階には、斎場の主たる設備である火葬炉（16炉）と告別・収骨を行う炉前ホールを配置します。

（計画地は、横浜市地震被害想定調査による津波浸水想定において、1.0m以上2.0m未満の浸水が想定されており、災害時も火葬機能を維持できるようにします。）

- 3階には、火葬の間、お待ちいただく待合室（16室）や売店・喫茶等を配置します。
- 地下1階には、駐車場を配置し、計画地内に150台以上の駐車スペースを確保します。
- 神奈川産業道路や東側道路に設ける車両出入口の位置等は、関係機関との協議をふまえて決定します。

（斎場へ来場する際の通行ルートについては、周辺の交通に与える影響を考慮し、斎場の利用者が安全に来場いただくことができるルートの検討を行っています。）

<裏面につづきます>



## ◆環境影響評価（自主）結果について

### 【環境影響評価（自主）】

当事業が環境へ与える影響を調査することは重要なことと考え、右の評価項目について、令和元年度及び2年度に自主的に環境影響評価を実施しました。

その結果、環境の保全のための措置に取り組むことで、環境保全目標は達成されると評価されました。



写真：事業区域及びその周辺で確認された動植物例  
（左）カワラヒワ（右）タンキリマメ

表 環境影響評価項目一覧

工事中	供用後
① 温室効果ガス	① 温室効果ガス
② 生物多様性	② 生物多様性
③ 廃棄物・建設発生土	③ 廃棄物・建設発生土
④ 大気質	④ 大気質
⑤ 騒音	⑤ 騒音
⑥ 振動	⑥ 振動
	⑦ 悪臭
	⑧ 浸水
⑨ 交通混雑・歩行者の安全	⑨ 交通混雑・歩行者の安全
	⑩ 景観
⑪ ふれあい活動の場	⑪ ふれあい活動の場

## ◆説明会のご報告

これまでの説明会は、生麦地区センターで開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は動画配信形式で開催しました。

＜配信期間＞令和3年3月19日（金）～4月19日（月）

動画の配信は終了しましたが、当事業のホームページに説明会の資料（スライド・読み原稿）や質疑内容を公表していますので、ぜひご覧ください。

＜主な質疑内容＞

○土壤汚染対策法の対象になると思われるが、土壤調査の有無や結果を明示してほしい。

→今後の工事において、土地の形質変更の合計面積が3,000㎡以上となる場合は、工事着手の30日前までに土壤汚染対策法に基づく手続きを行います。その手続きの中で必要に応じて土壤汚染状況調査(地歴調査や土壌分析等)を実施し、土壤汚染があった場合にはホームページ等で結果を公表します。

## ◆今後のスケジュール（予定）

	令和3年度	令和4年度	令和5～7年度	
設計・工事	基本設計	実施設計 土木工事	建築工事	(令和7年度) 完成
各種手続	都市計画手続	経営許可手続		

## ◆都市計画手続について

- ・令和3年度は、斎場の位置及び区域など、基本的な事項を都市計画に位置付けるための都市計画手続に着手します。
- ・都市計画市素案説明会や都市計画市素案の縦覧、公述申出の受付は令和3年6月頃を予定しており、詳細は広報よこはま鶴見区版や横浜市ホームページ等によりお知らせする予定です。

事業の進捗状況は、この「整備通信」や説明会の開催、ホームページなどを通じてお知らせしてまいります。

東部方面斎場

検索

4	都市計画市素案の縦覧（閲覧）
期 間	令和3年6月25日（金）から令和3年7月9日（金）まで（土・日は除く）
縦 覧 （ 閲 覧 ） 場 所	横浜市建築局都市計画課（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで） ※鶴見区役所区政推進課で都市計画市素案の写しを閲覧できます。 （受付時間 午前8時45分から午後5時まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要及び説明会資料を御覧になれます。

公述申出の受付	
期 間	令和3年6月25日（金）から令和3年7月9日（金）まで
公 述 申 出	縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。 横浜市ホームページから電子申請により公述の申出をしてください。 または、令和3年7月9日（金）必着で、公述申出書を横浜市建築局都市計画課へ郵送又は持参（土・日は除く）してください。 ※公述申出書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載下さい。）参考様式を、縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

5	公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）
日 時	令和3年8月10日（火） 午前9時 公開開始
会 場	横浜市ホームページ上での書面による意見の公開
その他	公聴会開催の有無は、7月13日（火）以降に横浜市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課（045-671-2657）に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ホームページで公表します。

お 問 合 せ 先	
◆計画内容・事業内容に関すること	横浜市健康福祉局環境施設課 TEL 045-671-4386 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎15階
◆都市計画の手續に関すること	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657            〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階                           ≪説明会≫           ≪公聴会≫                   ※市素案説明会            横浜市市素案説明会            で検索  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/setumei/setumei.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/setumei/setumei.html</a>            ※市素案縦覧・公聴会            横浜市公聴会            で検索  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html</a>

横浜市ののお知らせ	令和3年5月
-----------	--------

	都市計画市素案説明会のお知らせ   火葬場の都市計画変更（東部斎場の追加）について
-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

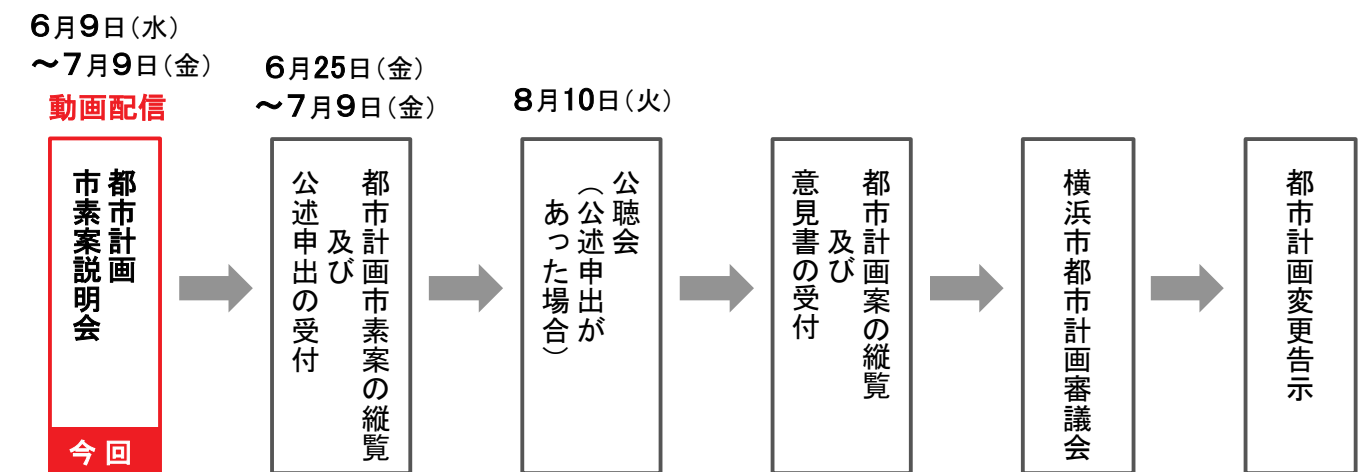
本市では、将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において市内で5か所目となる市営斎場整備の検討を進めてきました。

このたび、東部斎場の都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手續について、説明会を開催します。説明会の開催方法については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、横浜市ホームページ上で**動画配信**を行います。**なお、ホームページを御覧いただけない方につきましては、個別に対応いたしますので、4ページのお問合せ先まで御連絡ください。**

1	都市計画市素案説明会
日 時	令和3年6月9日（水）から令和3年7月9日（金）まで
会 場	横浜市ホームページ上での動画配信（音声付説明動画）     横浜市市素案説明会       

質問書の受付	
期 間	<b>【第1次】</b> 令和3年6月9日（水）から令和3年6月17日（木）まで →【回答】6月23日（水）公表予定 <b>【第2次】</b> 令和3年6月18日（金）から令和3年6月25日（金）まで →【回答】6月30日（水）公表予定
質 問 提 出	都市計画市素案の内容について、どなたでも質問書の提出ができます。 期間内に横浜市ホームページから電子申請により提出してください。 または、期間内に必着で、横浜市建築局都市計画課へ郵送又は持参（土・日は除く）してください。 ※質問書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び質問の内容を御記載下さい。）

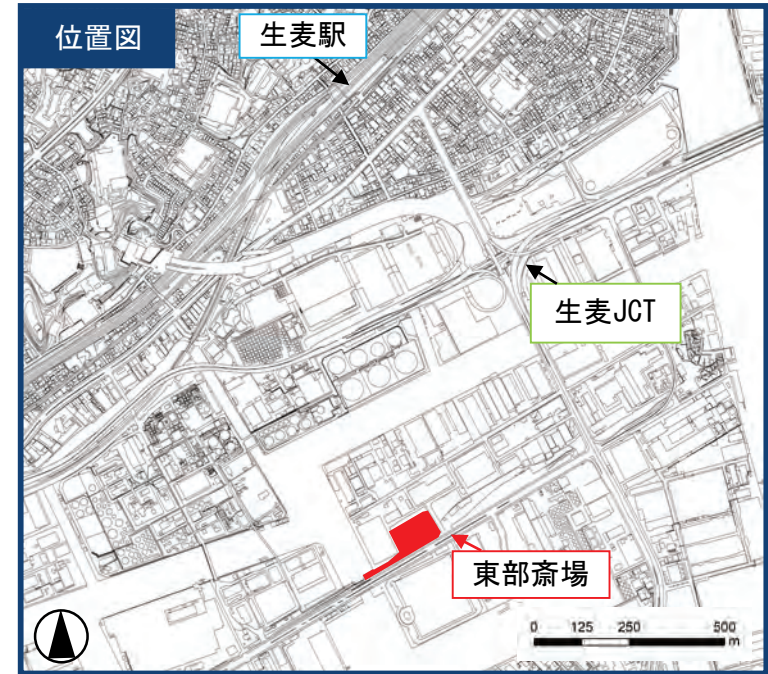
2	都市計画手續の流れ
---	-----------





■火葬場の変更（東部斎場の追加）

本市の将来にわたる火葬の安定供給及び市域東部方面における斎場への利便性向上を図るため、第5号東部斎場を追加します。



都市計画で定める事項について

- 東部斎場に関する都市計画では、都市施設（火葬場）として、名称、位置及び区域など基本的な事項を定めます。
- 都市施設は、生活に必要な都市の骨格を形成する施設です。道路、都市高速鉄道、公園、病院、火葬場などの施設を都市計画に定めることができます。

名 称		位 置	面 積
番 号	火 葬 場 名		
5	東部斎場	鶴見区大黒町	約11,000㎡



※本資料は東部斎場に関する都市計画の概要を示したものです。  
正確な内容、区域等については、縦覧（閲覧）期間中に縦覧（閲覧）場所でご確認ください。

＜参考＞東部方面斎場（仮称）整備事業の概要について

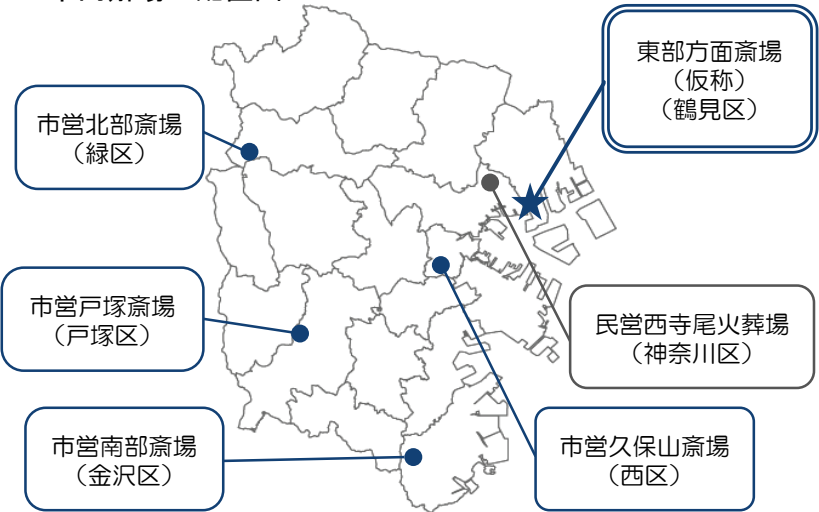
※施設名は仮称ですが、都市計画市素案の名称は「東部斎場」となります。

本市では、今後も高齢化が進展し、これに伴い火葬需要も増加し続けることが予想されます。

現在、本市の斎場は市営4斎場、民営1斎場で運営していますが、これらの既存施設だけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは困難であるため、新たな市営斎場整備の検討を進めてきました。

整備地については、「高齢者人口の増加数」「市営斎場の利便性向上」「災害時の被害リスクの分散化」の観点から、平成30年1月に鶴見区大黒町に整備することを発表しました。

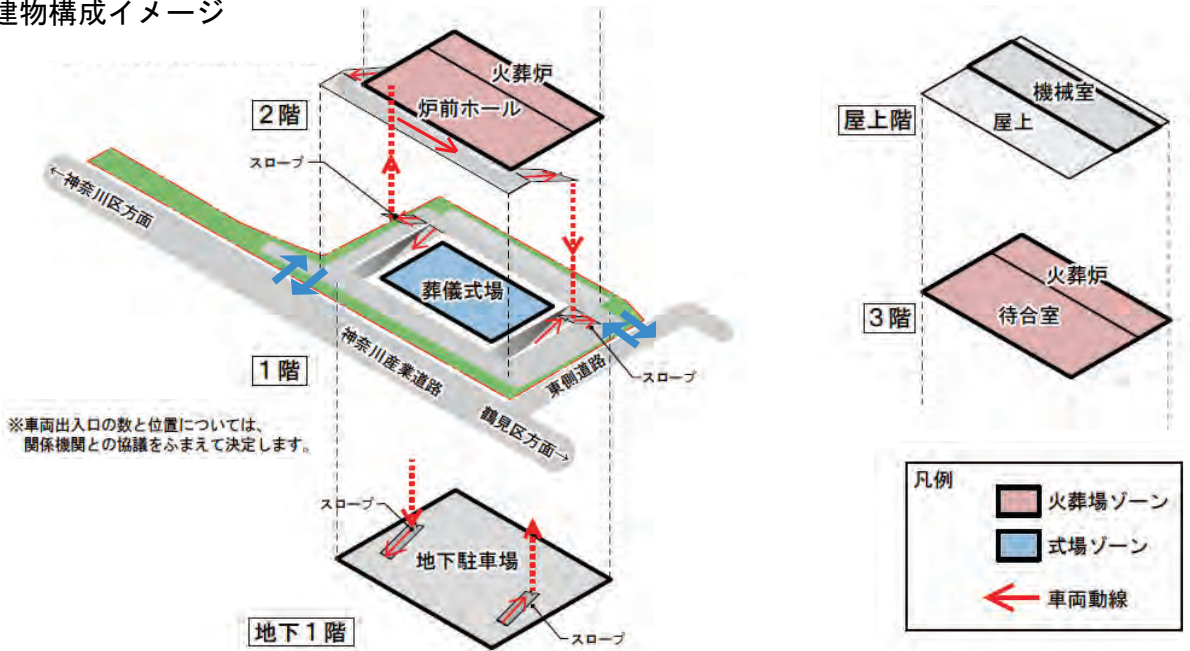
■市内斎場の配置図



■整備概要

所 在	鶴見区大黒町18-18ほか	面 積	約11,000㎡
用 途 地 域	工業専用地域	建蔽率/容積率	60%（緩和適用により70%）/200%
臨 港 地 区	横浜港臨港地区	現 況	鶴見区スポーツ広場（暫定利用中）ほか
整 備 費	約180億（用地費含む）		
整備諸室等（想定）			
規 模	延床面積 約20,000㎡ 地上3階地下1階		
火葬炉設備	16炉（内予備1炉）1炉に対し1排気系統		
炉前ホール	16室（告別 収骨室兼ねる）	霊 安 室	約10体を安置 面会所も設置
待 合 機 能	待合室 16室（40人用）、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース		
葬 儀 式 場	2～3室（約50席）	駐 車 場	150台以上（ほか臨時駐車場も整備）

■建物構成イメージ







鶴見区のマスコット「ワックくん」

# 鶴見区運営方針

## いつまでも住み続けたいまち・鶴見

### I 基本目標

区民や事業者、団体等皆様の視点に立った行政サービスを提供し、安全・安心を守りながら、鶴見で暮らし、働き、学び、活動する、誰もが“いつまでも住み続けたいまち”を目指した区政を進めていきます。

### II 目標達成に向けた施策

#### 1 地域力の強化

地域の防災力向上に寄与する自助・共助の取組を積極的に支援し「災害に強いまちづくり」を進めます。また、地域と連携した防犯・交通安全対策や「見守りの輪」の推進など、「地域の力やつながりを育むまちづくり」を進めます。

#### 2 区内経済・活力の向上

「千客万来つまみ」や地域が主役となって進める賑わいづくりなど、「鶴見の魅力を活かしたまちづくり」を進め、その魅力を内外に発信することにより、より一層のまちの活性化を目指します。また、多くの外国人が暮らすまちとして、誰もが安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」を進めます。

#### 3 子どもから大人まで安心・元気に

身近な地域での子育て支援や健康づくりなどの取組をより充実させ、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めます。

#### 4 区民サービスの向上

区民に最も身近な行政機関として、区役所をはじめとした区内の各事業所において、丁寧でわかりやすい対応を心掛け、「おもてなしの気持ちあふれるサービス提供」を進めます。

区民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

### III 目標達成に向けた組織運営

- ・全職員が、“チームつまみ”の一員として連携し、意欲・能力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組めます。
- ・区民や社会の期待・信頼に応える区政を推進するために、職員一人ひとりが自らの役割を自覚し、区民の皆様へ寄り添ったサービスを正確・迅速・丁寧に提供します。
- ・業務の効率化、ワーク・ライフ・バランスの実現、風通しの良い職場づくりを進め、多様性を認め合い、人権や地球環境にも配慮した、働きやすい・働きがいのある組織をつくりまします。

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組は、次頁をご覧ください。

## 主な事業・取組

### 重点事業1 防災活動推進事業（地域力の強化）

- | 【主な取組】          | 【内容】                                        |
|-----------------|---------------------------------------------|
| (1) 自助・共助の推進    | ⇒「まるごとまちごとハザードマップ」の更新、<br>地域防災拠点の運営力強化、防災啓発 |
| (2) 区本部等の強化     | ⇒感染症対策を踏まえた区本部用資機材の整備、<br>区職員の災害対応力強化のための研修 |
| (3) 災害時医療体制推進事業 | ⇒鶴見区災害医療連絡会議、<br>鶴見区災害医療訓練の実施               |



＜まるごとまちごとハザードマップ＞

### 重点事業2 「広げよう見守りの輪」推進事業（地域力の強化）

- | 【主な取組】                   | 【内容】                                                        |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 定期訪問・見守り活動           | ⇒新しい生活様式を踏まえた見守り活動の支援、<br>「見守り訪問ガイド」の作成<br>見守り活動者への衛生用品配付 等 |
| (2) 災害時要援護者支援の<br>仕組みづくり | ⇒地域への要援護者情報の提供、<br>新しい生活様式を踏まえた地域における<br>支えあい等の取組に対する支援     |



＜区独自の見守り活動支援物品＞

### 重点事業3 多文化のまち・つるみ推進事業（区内経済・活力の向上）

- | 【主な取組】                 | 【内容】                                               |
|------------------------|----------------------------------------------------|
| (1) 生活・行政情報の発信         | ⇒Facebook 等による生活情報の発信、<br>区庁舎における無料 Wi-Fi の提供      |
| (2) 鶴見国際交流ラウンジ<br>運営事業 | ⇒相談対応・情報提供、各種教室の実施、<br>市民活動支援                      |
| (3) 多言語対応推進事業          | ⇒市民通訳ボランティアや多言語翻訳機等による<br>通訳サービスの実施、区民向け案内文等の多言語翻訳 |



＜多言語翻訳機の活用＞

#### 新型コロナウイルスや大型台風、大地震等災害から皆様の安全・安心を守りながら、 地域の活性化に取り組めます！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日々の暮らしや様々な活動が大きく制限されるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。これまで取り組んできた大型台風や巨大地震の発生等の自然災害に対する備えも、地域防災拠点への衛生用品の配備等、感染症対策を踏まえた対応が急務となっています。区民の皆様の安全と安心を支える区役所として、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした危機管理に引き続き全力で取り組んでまいります。

また、このコロナ禍の中で、区民や団体、事業者の皆様には、イベントのオンライン開催やテイクアウト・デリバリーの活用など、様々な工夫を凝らして活動を進めてきていただきました。区役所としては、この新しい生活様式に基づいた取組がより継続・発展し、区全体に広く浸透・定着していくことで、地域がますます活性化するよう、皆様とともに取り組んでまいります。

★詳細、その他の事業・取組については、「鶴見区の予算」をご覧ください。

（ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/>）

## 鶴見区に関連する主な局事業の予定

### 1 神奈川東部方面線「相鉄・JR直通線」の鶴見駅停車の検討【都市整備局】

令和元年度開業した神奈川東部方面線「相鉄・JR直通線」の鶴見駅停車実現に向けて、地域とともに、JR東日本などへの要望活動を実施しています。現在、JR東海道貨物線へのホーム設置の実現可能性について、都市整備局が関係鉄道事業者と協議を行い、検討調査を進めています。

### 2 踏切の安全対策【道路局】

**古市場踏切**は、前後の道路拡幅を含め、引き続き踏切の拡幅工事を進めていきます。

**生見尾踏切**は、高齢者などへの対策として、既設跨線人道橋にエレベーターを設置する速効対策を実施します。また、新設跨線人道橋の整備は、踏切閉鎖への地域のご理解を得てから抜本対策として実施することとし、引き続き、踏切が残るリスクなどについてご説明をしていきます。

**八丁畷第1踏切**は、踏切の拡幅(歩道設置)整備を行います。

### 3 花月園競輪場跡地利用【都市整備局・環境創造局】

競輪場の施設解体工事が終了し、現在は造成工事等を行っています。

(仮称)鶴見花月園公園については、周辺住民との意見交換会を行いながら整備しています。令和3年度も引き続き公園整備工事等を行い、年度内に供用開始します。

### 4 東部方面斎場(仮称)の整備【健康福祉局】

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、大黒町に新たな斎場を整備します。

令和3年度は、建物の基本設計を進めるとともに実施設計にも着手します。また、都市計画手続等にも着手し、令和7年度の供用開始を目指します。

### 5 (仮称)鶴見川人道橋の整備・末吉橋の架け替え【道路局】

末吉橋と新鶴見橋の間の新たな**人道橋**の整備については、令和3年度は、引き続き設計や河川管理者との協議を進めると同時に、工事に着手します。

**末吉橋**は、老朽化とともに慢性的な渋滞の発生や歩行者の安全な通行に課題があり、令和元年度から、川崎市と共同で架け替え工事を進めています。令和3年度は、車道及び歩道の交通を仮橋に切り替えた後、現在の橋の撤去工事に着手します。

### 6 緑地・公園の整備【環境創造局】

**北寺尾六丁目の土地(旧「サムエルはらっぱ」)**については、これまで地域が広場として活用していたエリアを防災にも資する緑豊かな緑地広場として整備を進めます。

**東寺尾六丁目の古民家等**は、令和2年3月に横浜市に寄附されました。この古民家等の活用について、令和2年度にサウンディング型市場調査を行い、民間事業者との連携による利活用のアイデアを募集しました。令和3年度は、この結果等を踏まえ、歴史的建造物である古民家を活かした公園整備計画の検討を進めます。

**ニツ池公園**は、平成27年度に一部オープンし、平成28年度に湧水引き込み工事が完了しました(駒岡池)。令和3年度は、引き続き、未整備部分の調整を進めます。

### 7 小学校の建替え【教育委員会事務局】

横浜市では、小・中学校の建替えを平成29年度から順次進めています。

令和2年度には、**矢向小学校**を建替えの対象校に選定し、地域の代表者や学校関係者からなる「矢向小学校建替えに向けた検討会」を行い、基本構想を策定しました。令和3年度は、基本設計に着手するとともに、地域への丁寧な説明を行いながら建替え事業を進めます。

### 8 無電柱化の推進【道路局】

緊急輸送路である環状2号線や鶴見溝ノ口線において無電柱化を推進します。

**環状2号線**では、これまで上末吉交差点から三ツ池公園北門入口交差点までの整備を行いました。現在、三ツ池公園北門入口交差点から環2駒岡交差点までの約1.1kmの区間の電線共同溝の工事を進めており、令和3年度は、引き続き同区間の整備と合わせ、環2駒岡交差点から港北区側の整備に着手します。

## 区民サービスの向上を目指して

～ウィズコロナ時代の中で区民の皆様の命と暮らしを守るため、区役所全課・関係機関が連携して取り組みます～

新型コロナウイルスに関する正しい情報や支援策が区民の皆様に着実に届くよう発信していくとともに、感染した時には、安心して療養できるよう適切な支援や相談対応を行います。ワクチン接種については、まず高齢者の方々の集団接種を円滑に実施し、区民の皆様の安全・安心へとつなげていきます。

また、区民の皆様が安心して手続きや相談等、公共サービスを受けられるよう、職員一人ひとりの基本的な感染症対策や、区役所等への来庁者に対する感染予防に取り組みます。

### 総務課

あらゆる災害に対応するため防災対策を進めるとともに、利用者にとってより良い庁舎環境整備や選挙・統計業務、庁内調整を適正に進めます。

### 地域振興課

多様な世代・地域特性・文化などの地域資源を活かし、自治会町内会や区民活動団体などの皆様と共に、元気で安全・安心なまちをつくりまします。

### 地域振興課 資源化推進担当

区民の皆様と「きれいなまち・鶴見」を推進するとともに食品ロスやプラスチックごみ削減を進め Zero Carbon Yokohama を目指していきます。

### 税務課

親切で丁寧なお客対応を行うとともに、市税の適正・公平な賦課徴収を行います。また、個人情報の保護を徹底します。

### 戸籍課

個人情報の適正な管理のもと、マイナンバーカードの普及促進に向けて交付事務を円滑に進め、区民から信頼される窓口を目指します。

### 保険年金課

「おもてなしの心」を念頭に「親切」「丁寧」で「わかりやすい」説明を行います。また、市国保加入者の特定健診受診率向上に取り組みます。

### 生活支援課

生活に困っている、仕事を探している、債務の整理や家計の見直しをしたい方々に、親身に解決に向けた支援を行います。

### 高齢・障害支援課

地域で支え合いながら、高齢者や障害者がいきいきと安心して生活ができるよう、関係者と連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### こども家庭支援課

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援により、未来を担う子どもたちの成長に寄り添い、きめ細かく支えていきます。

### 福祉保健課

地域の皆様や関係機関と、助け合い、支えあうまちをつくれます。また、口腔ケア、生活習慣病及び感染症予防に役立つ情報提供を行います。

### 生活衛生課

区民の食の安全や、くらしの衛生に関する最新の情報提供、犬猫の適正飼育に関する啓発を行い、快適な生活を送れるようサポートします。

### 保育園(潮田・芦穂崎・馬場・鶴見)

安心できる環境を作り、一人ひとりを大切に保育します。また保育・教育施設のネットワークを活用して地域との連携を進めます。

### 区政推進課

区の取組・魅力を発信し、課題・ニーズ一つひとつに向き合い、地域や企業、大学等皆様と一緒により良い明日を目指したまちづくりを進めます。

### 鶴見土木事務所

地域の要望や課題を踏まえながら、所管する道路・下水道・公園を区民の皆様に安全・快適に利用していただけるよう、適切な維持管理に取り組みます。

### 区会計室

正確で迅速な審査・支払事務を行うとともに、区全体の適正な会計事務を推進し、あわせて丁寧な窓口対応を行います。

### 鶴見消防署

鶴見区の安全と安心を守るため、地域の皆様や消防団と連携し、火災予防対策の強化と消防・救急活動体制の充実・強化に取り組みます。

### 鶴見図書館

令和元年度に策定した第二次鶴見区読書活動推進目標に基づき、区民の皆様にとって、利用しやすく親しみのある図書館を目指します。

### 鶴見水道事務所

災害時に地域の皆様が主体的に応急給水できるよう、災害用地下給水タンクを利用した給水訓練の継続と水道の仕組み等の広報に努めます。



補助額最大 **10** 万円

追加募集

地域課題を解決する

新たなチャレンジを支援します！



鶴見区のマスコット「ワックくん」



HOP

STEP

JUMP!

令和3年度

## 鶴見区新たなチャレンジ応援補助金 募集要項

【対象事業】区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立上げ、または既存の事業を発展させる取組

【対象団体】主に区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）

【補助内容】補助額最大 10 万円（補助率 10 分の 9）

【申請受付期間】令和 3 年 6 月 18 日（金）から 7 月 19 日（月）まで

【問合せ先】鶴見区役所地域力推進担当

鶴見区鶴見中央 3 - 20 - 1 （5 階 3 番窓口）

電話:510-1678 メール: tr-chiikiryouku@city.yokohama.jp

スマホの方は  
こちらから↓



詳細は、裏面をご覧ください！



## 1 目的

魅力あるまちづくりや住民の交流支援など、区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立上げ、または既存の事業を発展させる取組を補助金で支援します。

## 2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）であること。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場があること。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある団体であること。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

## 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となるのは、鶴見区内全域又は鶴見区内の特定の地域における課題の解決を図る事業であって、次のいずれかに該当するものとします。令和3年度追加募集の採択予定事業数は、3件程度です。

- (1) 事業開始から3年以内のもの
- (2) 既存の事業の発展を図る取組

※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

上記の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

ア 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

イ 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

ウ 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業

※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。

エ 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業

オ 公序良俗に反する事業

## 4 補助内容

### (1) 補助期間

1つの事業につき、最長3年間

※ 補助期間は、単年度が原則です。次年度も同一事業を継続して実施する場合は、毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。

※ 補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できます。次年度に繰り越すことはできません。

### (2) 補助金額

1年目：上限10万円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限5万円（補助対象経費の10分の5以内）

3年目：上限3万円（補助対象経費の10分の3以内）

※ 補助金額の算定に当たっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、審査委員会の審査により補助対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、消耗品（単価 1 万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		事業実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		事業実施に必要となる備品等（単価 1 万円以上）の購入代
7 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費、直接人件費

### ※ 補助対象経費の注意点

- ・ 備品については、購入額が 1 件 1 万円以上で、申請時に補助金申請額の 2 分の 1 を超える場合には「備品等購入説明書（第 5 号様式）」を、実績報告時に補助金交付決定額の 2 分の 1 を超える場合には「備品等管理報告書（第 13 号様式）」の提出が必要になります。
- ・ 事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。

## 6 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

### (1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- イ 事業計画書（第 2 号様式）
- ウ 収支予算書（第 3 号様式）
- エ 団体概要書（第 4 号様式）
- オ 団体の規約、定款その他これらに類する書類及び構成員名簿（様式自由）
- カ 備品等購入説明書（第 5 号様式）
- キ その他区長が必要と認める書類

※ 提出書類の様式データは、区ホームページにも掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/challengehojyokin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/challengehojyokin.html)

(2) 申請受付期間

令和3年6月18日（金）から7月19日（月）まで（土日祝日は除く）（必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

(3) 提出方法

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）に直接持参・郵送・電子メール

※補助金申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、書類提出の前に、まずは区役所地域力推進担当へご相談ください。

住所：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当 宛

電子メールアドレス：tr-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

## 7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項 目	説 明	
事業の必要性	地域課題	公益的な地域課題を捉えているか
	ニーズ	事業の成果は、地域住民のニーズに応えるものか
事業の実現性	計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能か
	実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	企画力	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか
事業の継続性	事業展開	事業として継続性と将来性があり、発展的な活動が期待できるか
地域との連携	地域連携	地域等との連携により、事業効果がより高まる工夫がされているか

## 8 補助金交付決定までのスケジュール等

(1) 審査委員会

令和3年8月6日（金）午前中（予定）

※ 申請案件は、審査委員会で事業内容等を説明していただきますので、必ずご出席ください。なお、審査委員会は、新型コロナウイルス感染症の状況により、書面開催となる可能性もあります。

(2) 交付・不交付の決定

令和3年9月上旬（予定）。交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(3) 送金

令和3年9月下旬（予定）

(4) 交流会

補助金交付団体による活動報告及び意見交換の場として、令和3年度中に交流会を開催します（予定）。交流会の開催についてはあらためてご連絡しますので、ご参加願います。

(5) 事業実績報告

令和3年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和4年4月上旬）

## 9 補助対象事業の公表

(1) 交付対象となった事業の概要および団体名は、ホームページ等により公表します。

(2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

関係者 各位

鶴見区地域振興課長

**鶴見公会堂及び鶴見スポーツセンター  
天井脱落対策工事等実施に伴う全館休館について（情報提供）**

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことを受けて、平成 26 年 4 月に改正建築基準法施行令が施行され、新たに建築する建築物の特定天井については、新基準への適合が求められることになりました。

既存施設については、新基準への遡及はありませんが、横浜市では、既存不適格となった市民利用施設の全ての特定天井を順次、改修する計画としています。

これをうけて、令和 4 年度は、鶴見公会堂 及び 鶴見スポーツセンターにおいて天井改修工事等を実施する予定です。工事期間中、全館休館となりますので、日ごろ御利用いただいている皆さまには御不便をおかけしますが、御理解・御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

## 1 対象施設

- (1) 鶴見公会堂：鶴見区豊岡町 2 番 1 号 フーガ 1（6、7 階）

休館期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで（予定）

- (2) 鶴見スポーツセンター：鶴見区元宮 2－5－1

休館期間 令和 4 年 5 月から概ね 1 年程度（予定）

※鶴見スポーツセンターは実施設計期間中に休館期間を決定します。（8 月頃）

## 2 近隣施設の御案内（休館日・予約方法等は、各施設にお問合せください。）

### 【鶴見公会堂】

- (1) 鶴見区民文化センター（サルビアホール）

鶴見区鶴見中央 1 丁目 31－2（JR 京浜東北線・鶴見線「鶴見駅」東口徒歩 1 分）

TEL：045-511-5711 FAX：045-511-5712

- (2) 神奈川公会堂

神奈川区富家町 1-3（JR 京浜東北線「東神奈川駅」／京急「京急東神奈川液」徒歩 5 分）  
（東急「東白楽駅」徒歩 6 分）

TEL：045-432-3399 FAX：045-432-3321

- (3) 港北公会堂

港北区大豆戸町 26-1（東急東横線「大倉山駅」徒歩約 7 分）

TEL：045-540-2400 FAX：045-540-2399

（裏面あり）

### 【鶴見スポーツセンター】

(1) 神奈川スポーツセンター

神奈川区三ツ沢上町 11-18（横浜市営地下鉄「三ツ沢上町駅」徒歩約 5 分）

TEL：045-314-2662 FAX：045-314-4115

(2) 港北スポーツセンター（JR 横浜線・横浜市営地下鉄「新横浜駅」下車 徒歩 15 分）

（JR 横浜線・東急東横線「菊名駅」下車 徒歩 15 分）

港北区大豆戸町 518-1

TEL：045-544-2636 FAX：045-544-1859

※ その他、近隣の地区センターにも体育室がございますので、御活用ください。

### 3 その他

次のとおり、下記施設においても天井改修工事を施工する予定です。（工事期間は未定）

- ・ 令和 3 年度：矢向地区センター（体育室のみ）
- ・ 令和 4 年度：潮田地区センター（体育室のみ）
- ・ 令和 5 年度以降：鶴見区民文化センター（ホールのみ）

### 【問合せ先】

鶴見区 地域振興課

区民活動支援係

担当 風間、片岡

TEL：510-1691 FAX：510-1892



# 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期 間

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）の1か月間

スローガン



運転に ゆとり やさしさ 思いやり  
暴走は しない させない ゆるさない！

運動の重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



## ◆◆◆令和2年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数 (件)	構成率(%)	死 者 (人)	負傷者 (人)		件数 (件)	構成率(%)	死 者 (人)	負傷者 (人)
鶴見区	167	30.7%	3	150	金沢区	156	29.8%	2	152
神奈川区	126	31.7%	1	116	港北区	163	31.0%	1	142
西区	63	28.1%	1	56	緑区	92	28.5%	3	76
中区	121	29.4%	0	109	青葉区	126	24.9%	0	113
南区	139	36.8%	0	129	都筑区	104	24.2%	0	92
港南区	124	28.6%	0	111	戸塚区	200	36.9%	1	182
保土ヶ谷区	175	42.9%	4	152	栄区	67	32.4%	0	61
旭区	202	36.3%	1	179	泉区	103	36.8%	0	95
磯子区	127	37.1%	1	113	瀬谷区	104	28.6%	0	96

横浜市全体	件数	死 者	負傷者
	全体を占める 構成率	全体を占める 構成率	全体を占める 構成率
	2,359件 31.9%	18人 37.5%	2,124人 25.1%



# 各機関・団体の主な取り組み

## 共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

## 横浜市・区

1. 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。
2. 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。

## 警察

1. 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
3. 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
4. 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
5. 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
6. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

1. 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の高揚を図ります。
2. 地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
3. 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

## 地域・家庭

1. 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
2. 家庭における交通安全の話し合いを奨励し、「交通安全ひとこえ運動」を推進しましょう。
3. 暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを家族で話し合いましょう。
4. 地域で暴走族追放大会等を実施して、暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

## 教育関係

1. 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。
2. みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

## 道路管理者・鉄道事業者

1. 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話(671)2323





# 鶴見消防署インフォメーション

令和3年5月19日

鶴見消防署



熱中症警戒アラートが発表されたら、外出はできるだけ控え  
エアコンを使用し、暑さを避けましょう



環境省  
Ministry of the Environment

気象庁  
Japan Meteorological Agency

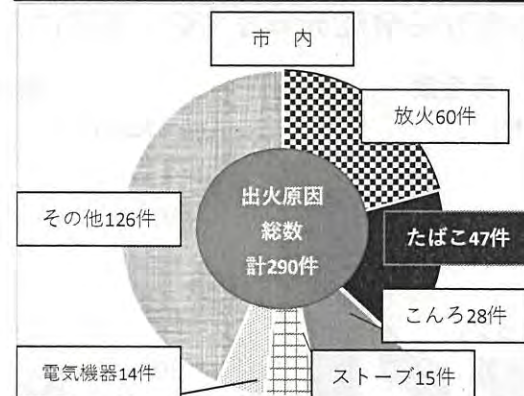
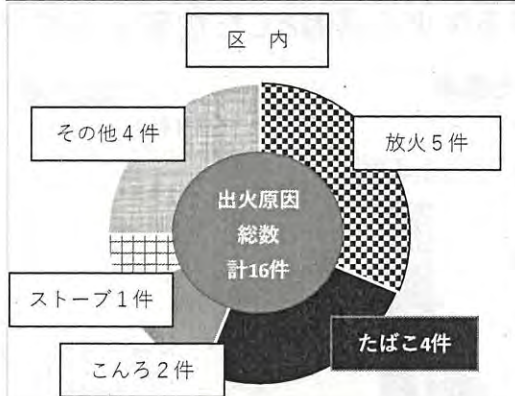
(令和3年1月1日～4月30日現在・昨年同期比較)

## ◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R3年	R2年	増△減
区分				
火災種別	火災件数	16	24	△8
	建物	10	16	△6
	林野	0	0	0
	車両	3	4	△1
	船舶	0	0	0
損害程度	その他	3	4	△1
	焼損面積(㎡)	1,555	75	1,480
	死者	0	0	0
	負傷者	1	5	△4
	放火(疑い含む)	5	2	3
主な火災原因	たばこ	4	5	△1
	こんろ	2	4	△2
	ストーブ	1	0	1
	電気機器	0	2	△2
	その他	4	11	△7
救急件数		4,550	4,680	△130
救急種別	救急病	3,131	3,312	△181
	交通事故	213	219	△6
	一般負傷	785	789	△4
	その他	421	360	61

## ◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R3年	R2年	増△減
区分				
火災種別	火災件数	290	273	17
	建物	187	167	20
	林野	0	0	0
	車両	18	23	△5
	船舶	2	1	1
損害程度	その他	83	82	1
	焼損面積(㎡)	6,098	2,494	3,604
	死者	11	7	4
	負傷者	47	39	8
	放火(疑い含む)	60	64	△4
主な火災原因	たばこ	47	37	10
	こんろ	28	30	△2
	ストーブ	15	17	△2
	電気機器	14	13	1
	その他	126	112	14
救急件数		62,158	64,827	△2,669
救急種別	救急病	42,359	44,926	△2,567
	交通事故	2,769	2,765	4
	一般負傷	11,413	11,816	△403
	その他	5,617	5,320	297



消したはず 決めつけしないで たばこの火

～鶴見区の安全安心を守ります～

鶴見消防署・鶴見消防団・鶴見火災予防協会



引き続き、たばこによる出火防止にご協力をお願いします。



# 住宅用火災警報器交換時期迫る！！

平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから間もなく10年が経過します。

住宅用火災警報器の電池や機器の寿命は約10年と言われており、皆さんの自宅に設置されている住宅用火災警

今まで見守って  
くれてありがとう。



設置義務化  
から  
10年

でも、そろそろ  
お別れの時期なんです。

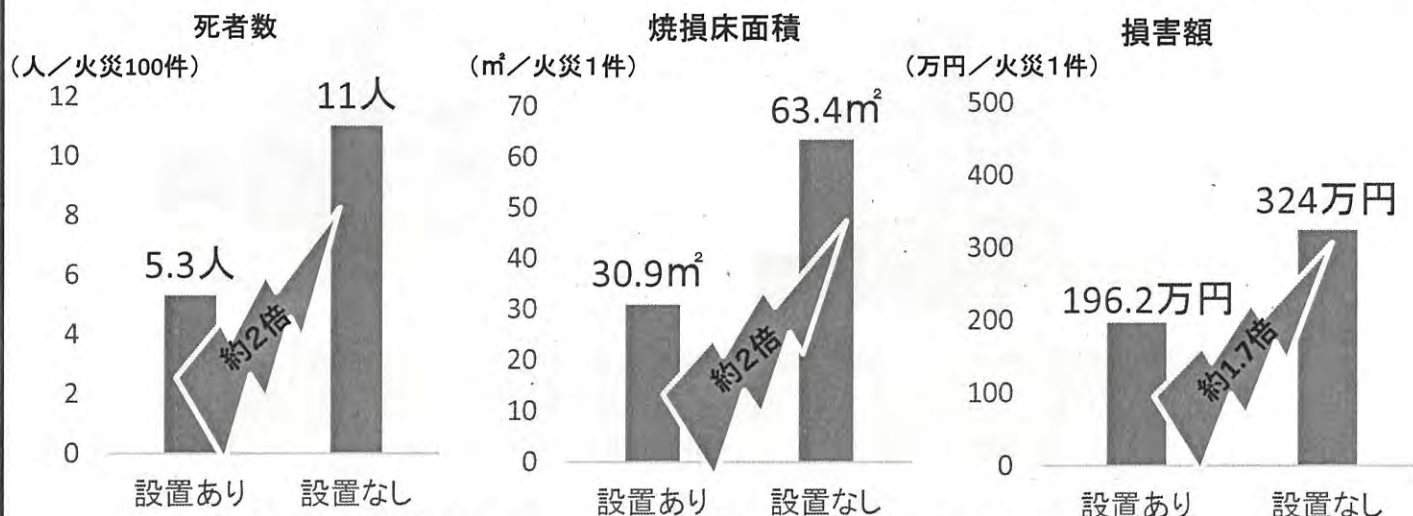
報器も間もなく交換の時期を迎えます。いざという時、正常に作動するように10年経過した警報器や、点検の結果、異常があった警報器は新しいものにとりかえましょう。

消防職員の取付支援新しい警報器を買ったが「どこに取り付けるのかわからない」「高い所に付けるのが不安」などお困りの場合、鶴見消防署までご相談ください。状況に応じて消防職員が取り付けのお手伝いなどをします。

住宅用火災警報器を設置（交換）していないと…火災時の被害増大！！

## 住宅用火災警報器の設置「あり」「なし」別の火災被害

（平成29年から令和元年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について分析）



# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

## 1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和3年 4月末		1	2	1	1	5	7	0	0	21	61	129	21	8	7	0	41	305
令和2年 4月末		2	3	1	0	14	7	3	0	30	120	127	28	5	6	0	46	392
前年比		-1	-1	0	+1	-9	0	-3	0	-9	-59	+2	-7	+3	+1	0	-5	-87



## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗 物 盗				非侵入盗						合 計
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	
令和3年 4月末		2	3	4	0	12	21	3	6	52	61	17	1	1	40	21	49	211
令和2年 4月末		1	5	3	7	14	30	0	25	95	120	9	1	2	46	11	58	277
前年比		+1	-2	+1	-7	-2	-9	+3	-19	-43	-59	+8	0	-1	-6	+10	-9	-66

特  
殊  
詐  
欺  
(旧振り込め詐欺)

12

18

-6

特殊詐欺被害総額 1253万7500円

### キャッシュカード詐欺盗被害…0人 0円

警察官や銀行協会職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、キャッシュカード等を窃取する窃盗です。

デパート店員を騙る者から、「あなたのキャッシュカードを使っている人がいる。」等と電話があった後、財務局員を騙る者から「銀行から情報が漏れている。係員が取りに行くからカードをまとめて封筒に入れておいてください。」等と言われた。後刻係員を騙る犯人が被害者宅に

### オレオレ詐欺被害…5人 8,038,500円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は借金の返済等を名目として金銭等をだまし取る詐欺です。

息子を装った犯人から「契約先に送る書類の住所を間違えた。送金カードも一緒に送ってしまい、契約先に払うお金を払えない。お金を用意して上司に渡してほしい。」等と電話があり、自宅に来た息子の上司を名乗る男にお金を渡す事件が発生しました。

### 預貯金詐欺被害…6人 2,501,000円

警察官や銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

区役所を装った者から電話があった後、銀行員を装った者から「古いキャッシュカードだと手続きができないので、新しいキャッシュカードを作成して1週間後に送ります。古いカードは近くにいる行員が取りに行きます。」と電話があり、自宅に来た行員を装った男にキャッシュカー

### 還付金詐欺被害…0人 0円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分を返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

区役所を装った者から電話があり、銀行から還付金を振り込むことを説明されて、ATMに誘導された後、電話で銀行職員を装った者に言われるままにATMを操作し、犯人の口座にお金を振り込んでしまう事件が発生しました。

### 架空請求詐欺…1人 1,998,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

携帯電話会社を名乗る犯人から携帯電話に、インターネットサイトの未納料金が発生している内容のメッセージが送られてきて、指定され

* 数値は暫定値です。



# 地域安全情報

鶴見警察署  
生活安全課  
防犯少年係

## 町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和3年 4月末	令和2年 4月末	前年比	令和3年 4月末	令和2年 4月末	前年比	令和3年 4月末	令和2年 4月末	前年比	令和3年 4月末	令和2年 4月末	前年比
総 数	211	277	-66	1	1	0	2	1	+1	52	95	-43
朝 日 町	1	6	-5			0			0	1	2	-1
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町	1	1	0			0			0			0
市 場 下 町	3	1	+2			0			0	2	1	+1
市場西中町		3	-3			0			0		1	-1
市場東中町	3	1	+2			0			0	1	1	0
市場富士見町		1	-1			0			0		1	-1
市場大和町	1	2	-1	1		+1			0		1	-1
潮 田 町	2	8	-6			0			0	2	5	-3
江 ヶ 崎 町	2	4	-2			0			0			0
小 野 町	1	1	0			0			0			0
梶 山			0			0			0			0
上 末 吉	5	8	-3			0			0	2	2	0
上 の 宮	3	1	+2			0			0	1		+1
寛 政 町	1		+1			0			0			0
岸 谷	4	7	-3			0			0		4	-4
北 寺 尾	7	7	0			0			0	1	4	-3
駒 岡	12	22	-10			0			0	3	2	+1
栄 町 通		2	-2			0			0		1	-1
汐 入 町		3	-3			0			0		1	-1
獅子ヶ谷	3	7	-4			0			0			0
下 野 谷	5	1	+4			0			0	1		+1
尻 手	11	6	+5			0			0		4	-4
下 末 吉	13	7	+6			0			0	3	2	+1
末 広 町			0			0			0			0
菅 沢 町	1	1	0		1	-1			0			0
諏 訪 坂	1	2	-1			0			0		1	-1
大 黒 町	2		+2			0			0			0
大 黒 ふ 頭	4		+4			0			0			0
大 東 町		4	-4			0			0		2	-2
狛 野 町	1	7	-6			0			0		1	-1
鶴 見			0			0			0			0
鶴見中央	35	46	-11			0			0	11	19	-8
寺 谷		2	-2			0			0		1	-1
豊 岡 町	22	19	+3			0			0	3	4	-1
仲 通	3	4	-1			0			0	1	3	-2
生 麦	10	18	-8			0			0	2	6	-4
浜 町			0			0			0			0
馬 場	13	16	-3			0	1		+1	6	3	+3
東 寺 尾	9	6	+3			0			0	3	1	+2
東寺尾北台	1	1	0			0			0	1		+1
東寺尾中台	2	2	0			0			0	2	1	+1
東寺尾東台	3	2	+1			0			0	2	1	+1
平 安 町	5	5	0			0			0	1	3	-2
弁 天 町			0			0			0			0
本 町 通	2	2	0			0		1	-1		1	-1
三ツ池公園	1		+1			0			0			0
向 井 町	2	8	-6			0			0		3	-3
元 宮	5	10	-5			0	1		+1		6	-6
矢 向	11	23	-12			0			0	3	7	-4

数値は暫定値です

# 交通事故発生状況

令和3年5月  
鶴見警察署 交通課

4月末概数

## 管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
3年	166	0	12	169	181
2年	153	2	9	161	170
増減数	13	-1	3	8	11
増減率	8.5%	-100.0%	33.3%	5.0%	6.5%

## 県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
3年	7,125	38	8,171
2年	6,579	54	7,657
増減数	546	-16	514

## 管内発生状況 (4月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
3年	49	0	3	51	54
2年	18	0	1	18	19
増減数	31	0	2	33	35

自転車マナーアップ月間  
5月1日～31日  
「自転車ものれば車のなかまいり」  
交通ルールを確認しましょう！

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

## 路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	一般市道	その他
3年	17	18	4	6	4	5	31	76	5
2年	20	18	0	9	7	5	33	60	1

## 曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
3年	17	9	19	27	29	38	17
2年	8	24	31	19	23	29	19



## 時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
3年	2	0	6	16	27	23	12	17	22	19	16	6
2年	3	2	7	21	15	16	14	17	18	24	9	7

## 町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	矢向	駒岡	下末吉	尻手	大黒	北寺尾
3年	21	19	13	12	7	7	6
2年	14	12	24	12	4	4	6

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。  
常に発生の多い地区ではありません。

## 事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
3年	12	2	35	16	32	36	21	12	0
2年	8	0	38	24	33	24	13	13	0

## 関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
3年	6	57	50	52
2年	10	45	57	36

自転車の「一時停止違反」などによる交通事故が多く発生しています。  
自転車は道路交通法で車両と定められています。自転車を運転するときは責任とマナーを持った安全運転をお願いします！







# 車を運転しない生活 考えてみませんか？

思い当たったら要注意！！

- ・車のキーが見当たらない
- ・ウィンカーを間違えて出す
- ・うまく駐車できなくなった
- ・塀や壁に車をこすった
- ・道順を思い出せない

…こんなこと、ありませんか？

自家用車の維持費は、  
年間30～40万円

※軽自動車の場合

自動車税、保険料、燃料費など…  
さらに、車両購入代は別！



事故を起こしたら…

交通事故を起こした場合は、  
刑事責任や損害賠償などの様々  
な責任が生じます。



30万円で600回も、  
タクシーに乗れる！？

維持費と、  
それほど変わ  
らないんだ！



初乗り500円(1.2kmまで) ※

初乗り運賃で計算すると、30万円で近くのスーパーに  
週6回往復できます。(初乗り運賃だけで600回乗れます)

楽々安心な移動が実現！

※1 一部地域を除く ※2 令和2年2月1日運賃改定後 ※3 タクシー送迎料は除く

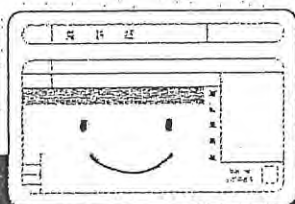
## 各自治体の高齢者サービス

- ・敬老パス（バス、電車等の割引）
  - ・コミュニティパスなど…
- 詳細は各自治体にお問い合わせ  
ください。

## 高齢者運転免許 自主返納サポート制度

運転免許証を有効期限内に返納すると、公的な  
身分証明書として使え、各種サービスが受けられる  
「運転経歴証明書」の交付を受けられます。

(手数料がかかります)



お疲れ様、免許証

お問い合わせ

神奈川県警察交通総務課

045-211-1212

# 鶴見区自治連合会5月定例会単独議題 次第

日時 令和3年5月19日（水）  
関係議題終了後  
会場 鶴見区役所8号会議室

## 1. 開会

## 2. 鶴見区自治連合会関係単独議題

### （1）会費・募金等依頼スケジュールについて

◎説明者 鶴見区社会福祉協議会 鎗木 事務局長

単独資料No. 1

### （2）令和3年度 感震ブレーカー助成事業について

◎説明者 鶴見区役所 向井 危機管理・地域防災担当係長

単独資料No. 2

### （3）令和3年度 家具転倒防止対策助成事業について

◎説明者 鶴見区役所 向井 危機管理・地域防災担当係長

単独資料No. 3

### （4）国民健康保険特定健診の受診率向上の取り組みについて

◎説明者 鶴見区役所 須藤 保険年金課長

単独資料No. 4

## 3. 閉会

# 令和3年度 鶴見区社協および団体事務関係 会費・募金等依頼スケジュール

	区社協		日赤	共募	更生保護協会
会費および募金	◎世帯会費: @30 昨年度実績: ¥3,023,730-	◎賛助会費(任意) 個人: 1口¥1,000- 法人・団体: 1口¥5,000-  昨年度実績: ¥6,006,000-	◎会費: @220 昨年度実績: ¥18,021,929-	◎一般募金: @240 昨年度実績: ¥18,447,252-  ◎年末募金: @70 昨年度実績: ¥6,593,575-	◎会費: @15 昨年度実績: ¥1,466,820-
4月	実施期間 5月会費依頼 会費納入: 6月~7月	実施期間 5月会費依頼 会費納入: 6~7月 6月中資材送付・依頼			
5月			日赤・共募・更生保護協会総会(書面審議) ※年間の詳細計画及び依頼事項は、総会にて決定。		
6月			実施期間 5月会費依頼 会費納入: 6~7月	実施期間  ◎一般募金 (赤い羽根募金) 10/1~12月末 ◎年末たすけあい 12/1~12月末	実施期間 5月会費依頼 会費納入: 6~7月  ◎社明運動7月
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

新型コロナウイルス感染拡大予防にご留意いただき、無理のない範囲での実施をお願いします。

①区社協世帯会費の依頼文は、別添のとおり日赤・更生保護協会と併せて、5月中に各自治会町内会会長様宛に依頼文をお送りします。【別添依頼文「参考」をご参照ください】

なお共募については運動期間が異なりますので、順次依頼文を各自治会町内会会長様宛にお送りします。

なお賛助会費や社会福祉功労対象者推薦などは、例年通り地区社協を通しての依頼となります。

②鶴見区更生保護協会で行われる、「社会を明るくする運動講演会」の開催は中止とさせていただきますが、地区で行われるミニ集会、保護司会広報「更生保護だより」の回覧にご協力ください。

◎各種会費や募金等への理解促進のため、区民及び法人・関係機関への積極的なPR活動を行っていきますので、皆さまのご協力をぜひお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、鶴見区社協事務局まで、お気軽にご連絡ください。

【問合せ先】社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会 (TEL: 504-5619 FAX: 504-5616)

【各担当】

●区社協世帯会費: 高井 ●地区社協: 河野 ●賛助会費: 高井 ●日赤地区委員会: 高井・谷  
●共同募金会区支会: 高井・村井 ●更生保護協会・保護司会: 沖・千田



令和3年5月19日  
鶴社協発第109号  
鶴日赤発第 10号  
鶴更保発第 5号

自治会・町内会名 会長 様

横浜市鶴見区社会福祉協議会  
会 長 渡 辺 武

日赤鶴見区地区委員会  
委員長 森 健 二

鶴見区更生保護協会  
会 長 森 健 二

## 区社協世帯会費、日赤会費及び更生保護協会会費の依頼について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、社会福祉協議会事業、赤十字運動、更生保護協会活動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も区社協世帯会費、赤十字会費及び更生保護協会会費の募集にご協力をお願いします。

会費納入期限を7月30日とさせていただいていますが、新型コロナウイルス感染予防にご留意いただき、無理のない範囲で、地域の状況に合わせて進めていただけると幸いです。

趣旨をご理解いただき、本年も特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 受 付： 月曜日から金曜日の9：00～17：00

2 納入期限： 令和3年7月30日（金）

3 金 額： 一覧の通り

（一世帯目安額 区社協世帯会費@30 日赤会費 @220 更生保護協会@15）

（対象世帯数：令和3年2月1日時点での区役所地域振興課に届け出た数字の4%減）

4 納入方法： 裏面の通り

横浜市鶴見区社会福祉協議会 事務局  
鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声2階  
電 話 045-504-5619  
ファクシミリ 045-504-5616

※お振込の場合は、郵便振替払込受領証（払込控）を領収書と替えさせていただきます。本会発行の領収書が必要な場合は、事務局までご連絡下さい。

※本通知の送付及び日赤資材の送付は、3月末までに頂きました「日赤資材等の希望調査について（調査票）」のご回答を基にしております。関係役員の交代等ございましたら、お手数お掛けしますがお引継ぎお願いいたします。

※振込み・払込みをされる方は下記をご参照ください。

### (1) 区社会福祉協議会世帯会費

区社会福祉協議会第4種会員としての会費納入をお願いいたします。

◆郵便局でお払込みいただける場合には同封の払込用紙にてお払込みください。

※自治会・町内会名を明記ください 手数料はかかりません

◆なお、他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 鶴見駅東口支店

【口座番号】 普通預金 No. 0 0 9 5 9 7

【名義】 社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会 事務局長 鏑木 克芳

### (2) 赤十字会費

日赤会費は任意の協力でございますので、募金活動の際には、強制感が無いようにご配慮いただきますようお願いいたします。詳細については別紙の実施要領をご覧ください。

各世帯に配布していただくチラシ等の種類・使用法につきましては、別紙資材一覧表のとおりです。なお、資材は別便にて送付先希望調査票でのご指定先へ5月下旬発送予定です。

※共同募金運動(10月～12月)では募金資材を9月に会長様宅へ発送しておりますが、日赤会費募集は資材が多いため、ご指定がない場合は広報配布担当者様宅等へお送りいたします。

◆お振り込みいただける場合には同封の払込用紙にて、横浜信用金庫の区内各店（鶴見、市場、潮田、末吉、生麦、馬場、駒岡、鶴見駅東口の8支店）でお振込ください。

※自治会・町内会名を明記ください 手数料はかかりません

◆なお、他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 潮田支店

【口座番号】 普通預金 No. 1 4 4 5 1 5

【名義】 日赤鶴見区地区委員会 事務局長 鏑木 克芳

### (3) 更生保護協会会費

区更生保護協会の会費の納入をお願いします。

◆お振り込みいただける場合には同封の払込用紙にて、横浜信用金庫の区内各店（鶴見、市場、潮田、末吉、生麦、馬場、駒岡、鶴見駅東口の8支店）でお振込ください。

※自治会・町内会名を明記ください 手数料はかかりません

◆なお、ATMや他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 潮田支店

【口座番号】 普通預金 No. 3 5 3 0 4 1

【名義】 鶴見区更生保護協会 事務局長 鏑木 克芳

## 自治会・町内会向け出張説明会及び資料送付のご案内

自治会・町内会向けに感震ブレーカーの設置に向けた説明会を実施します。ぜひお申込みください。※パンフレットの郵送も実施しています。

### 1 出張説明会

- (1) 対象・・・・・・・・・・対象地域内の自治会・町内会等
- (2) 日数・・・・・・・・・・1地域につき、1時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・・・日程については申請者の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・・・原則、地域に伺いますが、実施場所の確保をお願いします。

### 2 説明内容について

以下のプログラムで説明会を行います。

プログラム	所要時間（合計1時間程度）
① 地域における被害想定	10分
② 感震ブレーカーの設置助成事業の説明	20分
③ 申し込み受付・個別相談	30分

### 3 お申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 自治会町内会館など、説明会の実施場所を確保することができる

### 4 お申し込み・お問い合わせ

別添申請書を記載のうえ、FAXまたは電子メールにてお申し込みください。

- 【実施期間】2021年4月30日（金）～2021年9月30日（木）

横浜市総務局地域防災課

郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL：(045) 671-3456

FAX：(045) 641-1677

メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

### 5 実施の決定

実施日を調整後、申請者にご連絡差し上げます。

## 出張説明会及び資料申請書

年 月 日

次のとおり、パンフレットの追加送付及び出張説明会について申請します。

郵便番号 住所（送付先）	〒                      ー
氏名（申請者）	
連絡先（電話番号）	
自治会町内会名	
出張説明会の開催希望 （どちらか丸囲み）	希望する                      ・                      希望しない
希望日 （希望日を記入）	派遣期間は、令和３年４月30日～令和３年９月30日です。 第１希望（                      ） 第２希望（                      ）
実施場所 （実施場所を記入）	（                      ） ※実施場所の確保をお願いします。
資料郵送 （どちらか丸囲み）	希望する                      ・                      希望しない （必要部数：                      部    ）

※パンフレットの追加送付や出張説明会の開催をご希望の場合は、本紙を下記申込先まで郵送またはFAXでご送付ください。メールの場合は本紙をスキャンしたデータを添付し、送信ください。

※出張説明会の開催希望について「希望する」を選択した場合には、担当から個別に連絡をさせていただきます。

【お申込み先・お問合せ先】

郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 横浜市総務局地域防災課（担当：時枝、橋本）

電話：045-671-3456      FAX：045-641-1677

電子メール : [so-chiikibousai@city.yokohama.jp](mailto:so-chiikibousai@city.yokohama.jp)

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。



横浜市からのお知らせです！！

# 感震ブレーカー

を設置しましょう！

木造住宅密集地域にお住まいの皆さまへ

対象地域（2 ページ参照）にお住まいの皆様を対象に

💡 **申込書 1 枚**で、ご自宅まで

感震ブレーカーを**お届け(先着 5,000 件)**します！

💡 また、65 歳以上等の要件を満たす方には感震ブレーカー

の**取付け(先着 800 件)**も支援します！

横浜市内では、延焼火災防止のために

感震ブレーカーを設置する方が

最近、増えています。

この機会に皆様も設置しませんか？

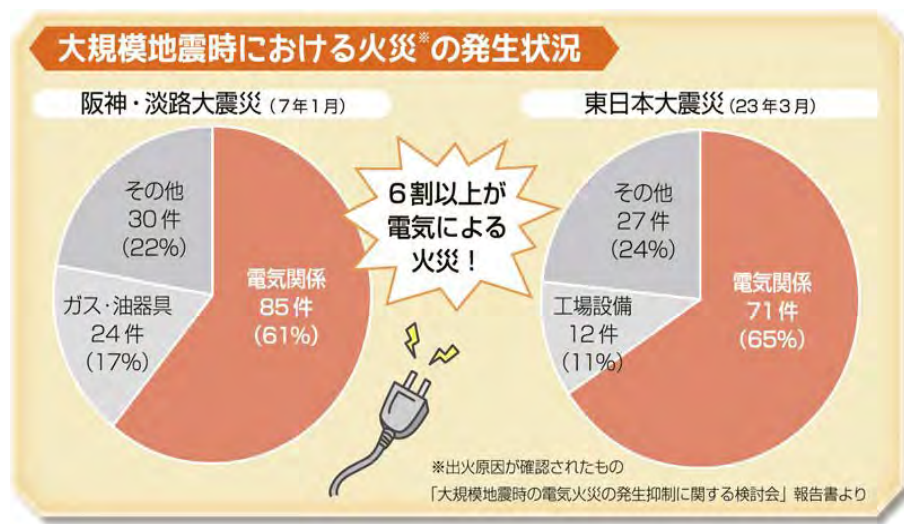


横浜市総務局危機管理室地域防災課

# 感震ブレーカーとは

地震の大きな揺れで電気を自動的に遮断し、「電気火災」を防ぐ効果が大きい器具です。

このうち、「簡易タイプ」は設置が容易で、比較的価格が安い器具もございます。助成対象器具の詳細は5～8ページをご覧ください。



阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災（出火原因が確認されたもの）の6割以上が電気に起因する火災（電気火災）とされています。

「電気火災」には地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する火災（通電火災）などがあります。

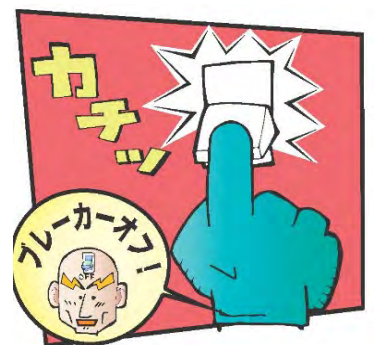
感震ブレーカーは、地震の大きな揺れで電気を自動的に遮断し、「電気火災」を抑制する効果があります。

特に木造住宅密集地域で火災が発生した場合は、延焼の危険性が非常に高く、お住まいの地域全体に燃え広がる可能性もあります。

電気火災から、ご自宅と地域を守るためにも感震ブレーカーの設置をお願いいたします。

**この機会にぜひ、**

**「感震ブレーカー」を設置しましょう！！**



## 助成制度の概要

木造住宅密集地域にお住まいの皆様を対象に

感震ブレーカーの購入費用や取付けを支援します。

### 助成対象

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域（下記の町丁目参照）にお住まいの方々

※「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」 対象地域一覧

泉区	白幡東町	篠原西町	東寺尾東台	本牧荒井	戸部本町	山谷
白百合1～3丁目	白幡南町	篠原東1～3丁目	本町通1～3丁目	本牧大里町	西戸部町1～3丁目	清水ヶ丘
中田北2、3丁目	白幡向町	新吉田東5、6丁目	向井町1、2丁目	本牧三之谷	西前町2、3丁目	白妙町1、2丁目
中田西2～4丁目	立町	高田東1、4丁目	戸塚区	本牧町1、2丁目	浜松町	高根町1丁目
中田東1～4丁目	中丸	綱島西5丁目	汲沢1、3～8丁目	本牧原	東久保町	通町4丁目
中田南1～5丁目	七島町	仲手原2丁目	戸塚町	本牧満坂	藤棚町1、2丁目	中里1～4丁目
磯子区	西大口	錦が丘	中区	本牧緑ヶ丘	元久保町	永田北1～3丁目
磯子1、2、8丁目	西神奈川2、3丁目	日吉本町4丁目	赤門町1丁目	本牧元町	保土ヶ谷区	永田山王台
岡村1～7丁目	二本榎	富士塚1、2丁目	池袋	豆口台	岩崎町	永田東1、2丁目
滝頭1～3丁目	白楽	鶴見区	石川町1～5丁目	養沢	岡沢町	永田南1、2丁目
中浜町	平川町	市場上町	上野町1～4丁目	妙香寺台	霞台	中村町1～3丁目
久木町	広台太田町	市場西中町	打越	麦田町1～4丁目	帷子町1、2丁目	西中町4丁目
広地町	松本町1～5丁目	市場東中町	大芝台	元町1～5丁目	鎌谷町	八幡町
丸山1、2丁目	三ツ沢上町	潮田町1、2丁目	大平町	矢口台	神戸町	東蒔田町
神奈川区	三ツ沢下町	小野町	柏葉	山下町	桜ヶ丘1、2丁目	伏見町
旭ヶ丘	三ツ沢中町	岸谷1～4丁目	北方町1、2丁目	山手町	月見台	平楽
入江2丁目	六角橋1～6丁目	北寺尾1、2、5～7丁目	鷺山	大和町1、2丁目	初音ヶ丘	別所2～5丁目
浦島丘	金沢区	汐入町1丁目	諏訪町	山元町1～4丁目	星川1丁目	別所中里台
浦島町	金沢町	下野谷町1～4丁目	滝之上	西区	峰岡町1～3丁目	堀ノ内町1、2丁目
大口通	洲崎町	下末吉1、4丁目	竹之丸	赤門町2丁目	宮田町1～3丁目	蒔田町
大口仲町	泥亀2丁目	諏訪坂	立野	東ヶ丘	和田2丁目	真金町1、2丁目
神之木台	寺前1、2丁目	佃野町	千代崎町1～4丁目	伊勢町1～3丁目	南区	南太田1丁目
神大寺1、4丁目	西柴3丁目	鶴見1、2丁目	寺久保	老松町	井土ヶ谷上町	三春台
栗田谷	平潟町	寺谷1、2丁目	仲尾台	霞ヶ丘	浦舟町1丁目	宮元町3丁目
子安通1丁目	町屋町	豊岡町	西竹之丸	久保町	永楽町1丁目	六ツ川1、2丁目
斎藤分町	谷津町	仲通1丁目	西之谷町	御所山町	榎町1、2丁目	睦町1、2丁目
白幡上町	港北区	馬場1～7丁目	初音町1～3丁目	境之谷	大岡1～5丁目	若宮町1～4丁目
白幡町	菊名1丁目	東寺尾3、6丁目	英町	浅間台	庚台	
白幡仲町	篠原台町	東寺尾北台	日ノ出町2丁目	浅間町2～5丁目	唐沢	
白幡西町	篠原町	東寺尾中台	本郷町1～3丁目	中央1、2丁目	共進町1～3丁目	

※西区、南区では自治会・町内会単位で取りまとめて申請を行った場合、さらにお安くご購入できる場合があります。詳しくは、各区総務課（防災担当）までお問い合わせください。

※横浜市で従来から実施している自治会・町内会を対象とした、「感震ブレーカー等設置推進補助事業」（対象地域内を区域に含む自治会・町内会に対する器具代等の一部補助）もごさいます。

詳しくは、総務局危機管理室地域防災課（TEL：045-671-3456）までお問い合わせください。

## 助成制度① 感震ブレーカー簡易タイプの配送

（横浜市が感震ブレーカーの購入費用を一部負担します）

対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（6～8 ページの器具）
申請要件	2 ページ記載の対象町丁目にお住まいの世帯の方 （1 世帯から申請が可能です。）
購入金額	6～8 ページにてご確認ください。※器具によって異なります。
助成件数	5,000 個（先着順、助成制度②の件数を含む）
申請期間	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日（月） （申請個数が 5,000 個に達した時点でも終了）

## 助成制度② 感震ブレーカー簡易タイプの取付代行

（助成制度①を申請頂いた方のうち、下記の要件を満たす世帯のみです。）

申請要件	<b>同居者全員</b>が、下記のア～カのいずれかであること   ア. 65 歳以上   イ. 身体障害者手帳の交付を受けている   ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている   エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている   オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている   カ. 中学生以下   ※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯については イ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。
取付件数	800 個（先着順）
申請期間	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月) （申請個数が 800 個に達した時点でも終了）

## 申込先 （横浜市が委託している事業者になります）

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所 1-15-1

TEL：045-714-0929 FAX：045-714-0921

## 申込方法 （※5 ページ以降も必ずお読みください）

### 郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し横浜市防火防災協会へ送付します。

- ・郵送：本紙裏表紙の折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- ・FAX：045-714-0921 へ送信

### 電子申請の場合

市 HP または下記の QR コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

電子申請 QR コード



## 申込後の流れ ※混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

### 申込

- ・申込方法は上段をご確認ください。
- ・申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

### 助成制度①配送 の場合

- ・利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
  - ・代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。
  - ・支払い後に、同封されている横浜市長印付の通知書をご確認ください。
  - ・届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。

### 助成制度②取付代行 の場合

- ・利用決定後、取付訪問日を調整します。
- ・申請書に記載された連絡先に、横浜市防火防災協会の担当者が連絡いたします。

### 取付訪問

- ・調整した日時に取付員が訪問します。
- ・器具は訪問日に取付員が持参します。
- ・取付員に器具の代金を直接お支払いください。



## 器具選びのポイント（項目1～5全てをご確認ください。）

※項目1～5と取付けしたい分電盤の状態を照らし合わせ、全て○に当てはまる器具を推奨します。

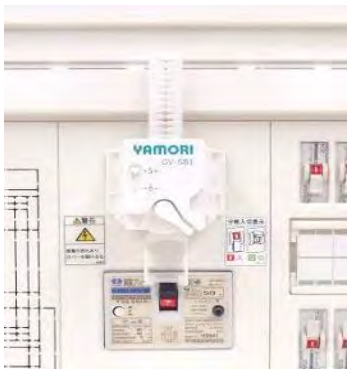
分電盤等の状態 器具名	1. 漏電ブレーカーが付いていない	2. 分電盤にふたが付いている	3. アース付または3端子コンセントに空きがない	4. スイッチ等の真上・真下に一定の空きスペースがない	5. 器具の貼り付け面とスイッチの間に段差がある
スイッチ断ボール	○	△※1	○	△ (分電盤の真下に約20cmあれば可)	○
ヤモリ まもれーる 感震くん	○	×	○	△ (スイッチの真上または真下に約7cmあれば可)	△※3
ヤモリ・デ・セット まもれーる・感震くんとフタしまーるくんセット	○	△※1	○	△ (スイッチの真上または真下に約7cmあれば可)	△※3
パワーヤモリセット	○	△※1	○	△ (スイッチの真上または真下に約7cmあれば可)	△※3
ピオマ	○	×	○	△ (スイッチの真下に約7cmあれば可)	△※3
震太郎	×	○	×	○	○
地震見張りロボ	×	○	×	○※2	○
ki 感震センサー	×	○	×	○※2	○
一発遮断	×	○	×	○※2	○

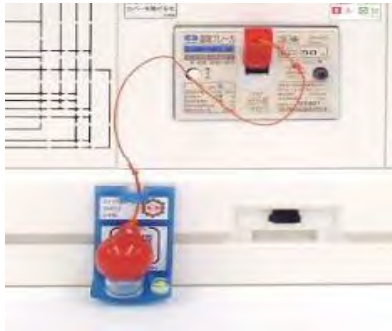
※1. 原則、いずれの器具もふたやカバーを**完全に閉めた状態で**設置はできません。△の器具はふた付きの分電盤にも対応している器具ですが、ひもやコードを通すための**隙間が必要**となります。

※2. ○の器具は、地面と垂直な壁に固定する必要があります。**壁付けするスペース**があるか確認してください。

※3. △の器具は地面と垂直に設置する必要があります。分電盤の構造上、**器具の貼り付け面とブレーカーのスイッチの間に段差がある場合は**取付けができない可能性があります。

## 助成対象器具 (※すべて震度5強相当以上で作動します。)

種類	バネ式		
製品名	ヤモリ まもれーる・感震くん	ヤモリ・デ・セット まもれーる・感震くんと フタしまーるくんセット	パワーヤモリセット
写真			
正面からの寸法 (mm)	どちらの器具も縦145×横66×奥行き55	メーカーの HP でご確認ください。	メーカーの HP でご確認ください。
メーカー名 (問合せ先)	(株)リンテック 21 (03 - 5798 - 7801) (株)TERADA (042 - 850 - 5363)		(株)リンテック 21 (03 - 5798 - 7801)
購入金額	ヤモリ：1,530 円 まもれーる・感震くん：2,080 円 (送料、税込み)	ヤモリ・デ・セット：2,570 円 まもれーる・感震くんとフタしまーるくんセット：3,650 円 (送料、税込み)	5,520 円 (送料、税込み)
スイッチの遮断方法	いずれも、バネの力でブレーカーを遮断。		
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 本体を器具在中の両面テープで、 <u>分電盤の外</u> に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 本体を器具在中の両面テープで、 <u>分電盤の外</u> に貼り付ける。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置     ・ 付属バンドで位置を調整     ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない（ふたを開けたままであれば取付けできる）。	・ 本体を地面と垂直に設置     ・ 付属バンドで位置を調整     ・ ふた付きの分電盤に対応（コード部分の隙間が必要である）     ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可	・ 容量が大きい分電盤（目安：75A 以上）やスイッチが固いものに適応     ・ 本体を地面と垂直に設置     ・ 付属バンドで位置を調整     ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可

種類	おもり玉式	電池式	コンセント差込式
製品名	スイッチ断ボールⅢ	ピオマ	震太郎
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦 58×横 34×奥行き 28	本体 縦 87×横 62×奥行き 47 遮断部 縦 67×横 67×奥行き 31	縦 90×横 62×奥行き 32
メーカー名 (問合せ先)	(株)エヌ・アイ・ピー (03 - 3823 - 6220)	(株)生方製作所 (0120 - 279 - 170)	大和電器(株) (03 - 3714 - 9331)
購入金額	1,500 円 (送料、税込み)	8,780 円 (送料、税込み)	7,340 円 (送料、税込み)
スイッチの遮断方法	地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震器が揺れを感知し、遮断器が反応して遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電ブレーカーが遮断
取付け方	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支えている台座を分電盤に貼り付ける。 付属品のひもとキャップをスイッチにかぶせる。	感震器と遮断器の2部品。 感震器は本体ホルダーに入れてアンカーボルトで分電盤の外に壁付けする。 遮断器は両面テープでスイッチに設置する。	3端子コンセント（三つ穴式コンセント）に差込む。 または、アース線を接続しコンセントに差込む。
遮断までの時間	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後	揺れを感知してから3分後
注意点	・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペース（約 20 cm）があること     ・本体を地面と垂直に設置     ・ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間は空けておく必要がある）	・感震器を分電盤近くに壁付け、遮断器を分電盤に取付けできること     ・器具が傾かないように設置     ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない	・漏電ブレーカー付分電盤の場合のみに作動     ・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要     ・100V のコンセントに差し込む

種類	コ ン セ ン ト 差 込 式		
製品名	地震みはりロボ	K i 感震センサー (アース線タイプ、3端子タイプを選択)	一発遮断
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦 135×横 76×奥行き 35	縦 111×横 30×奥行き 45	縦 56×横 74×奥行き 36
メーカー名 (問合せ先)	(株)サルバ (045 - 228 - 5487)	ケー・アイ技術(株) (0598 - 20 - 8511)	多摩岡産業(株) (042 - 361 - 6585)
購入金額	22,800 円 (送料、税込み)	3,870 円 (送料、税込み)	4,200 円 (送料、税込み)
スイッチの遮断方法	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電ブレーカーが遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電ブレーカーが遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電ブレーカーが遮断
取付け方	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後
注意点	・ 漏電ブレーカー付分電盤の場合のみに作動     ・ 壁付けするためのスペースが必要     ・ 壁へのネジ止めが必要     ・ アース線との接続が必要     ・ 100V のコンセントに差し込み	・ 漏電ブレーカー付分電盤の場合のみに作動     ・ 壁付けするためのスペースが必要     ・ 壁へのネジ止めが必要     ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要     ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択     ・ 100V のコンセントに差し込み	・ 漏電ブレーカー付分電盤の場合のみに作動     ・ 壁付けするためのスペースが必要     ・ 壁へのネジ止めが必要     ・ アース線との接続が必要     ・ 100V のコンセントに差し込み

## 【注意事項】

- ・ 助成対象の感震ブレーカーは、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことや5～8ページの内容に当てはまらない場合があります。  
判断が難しい場合は、各メーカーへお問い合わせください。
- ・ 助成制度①配送を申請した場合は、感震ブレーカーを自己の責任で取付けしてください。
- ・ 本事業のもと取付した感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市及び取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・ 取付後の感震ブレーカーの維持、管理は、自己の責任でお願いいたします。
- ・ 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。
- ・ 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。  
また、工場や事業所、空き家や空アパート等自らが居住していない建物は対象外です。
- ・ 本助成事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。適正に履行されない場合は、器具を返還していただくことがございます。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- ・ 夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、非常灯等を準備しましょう。
- ・ 賃貸にお住まいの方は、現状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、お申し込みをしてください。
- ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- ・ 発災したのちに復電をする際、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行い、原因が分からない場合は電気の使用を見合わせる必要があります。
- ・ 感震ブレーカーは定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。



助成制度に関するお問合せ：横浜市総務局危機管理室地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-3456

E-mail：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

その他、横浜市では家具転倒防止器具の取付代行も実施しています。

申請要件などの詳細は、**横浜市家具転倒**で検索！！



## 利 用 申 請 書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)
住所	〒 横浜市 区
連絡先	(日中、連絡が取れる番号をお書き下さい)
<b>1. 希望する助成制度（申請する助成制度の口を■に塗りつぶして下さい。）</b> <input type="checkbox"/> 器具助成（配送） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送）＋器具取付（要件： <u>同居者全員が</u> 65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること）	
<b>2. 希望する感震ブレーカー（希望する製品の口を■に塗りつぶして下さい。）</b> <input type="checkbox"/> 「ヤモリ」（1,530 円） <input type="checkbox"/> 「ヤモリ・デ・セット」（2,570 円） <input type="checkbox"/> 「パワーヤモリセット」（5,520 円） <input type="checkbox"/> 「まもれーる・感震くん」（2,080 円） <input type="checkbox"/> 「まもれーる・感震くんとフタしまーるくんセット」（3,650 円） <input type="checkbox"/> 「スイッチ断ボールⅢ」（1,500 円） <input type="checkbox"/> 「ピオマ」（8,780 円） <input type="checkbox"/> 「震太郎」（7,340 円） <input type="checkbox"/> 「地震みはりロゴ」（22,800 円） <input type="checkbox"/> 「K i 感震センサー」（アース線タイプ）（3,870 円） <input type="checkbox"/> 「K i 感震センサー」（3 端子線タイプ）（3,870 円） <input type="checkbox"/> 「一発遮断」（4,200 円）	
<b>3. 同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい</b> 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電時に使用するバッテリーを備えています）。 ・現状回復義務の観点から、貸主等との相談や了承を得ています。（賃貸にお住まいの方のみ） ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。	

↓ 折り線①

2328790



2022年3月  
31日まで  
(切手不要)

横浜市南区別所一丁目15番1号 B M L 横浜ビル 2階  
公益社団法人  
横浜市防火防災協会  
防災コンサルティング課 行

→ 折り線④

↑ 折り線②

← 折り線③

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

最後にセロテープでここをしつかり止めてください。

↓ 折り線①

231 - 8790  
033

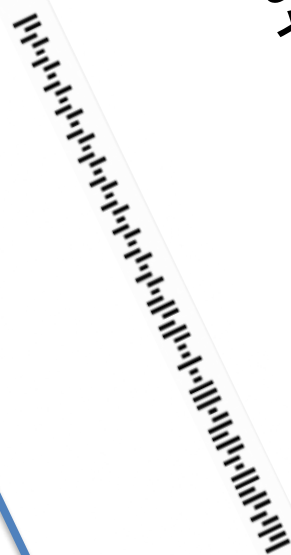
必ず折り線に沿って  
折り込みをしてください。

↑ 折り線③

↑ 折り線②

↑ 折り線④

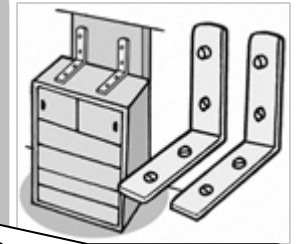
横浜市中央区長者町五丁目49番地の1  
ラフイーター長者町202  
特定非営利活動法人  
横浜市まちづくりセンター  
行



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

申込期間：令和3年4月1日～7月30日（第1次）

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着400件！

## ～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和3年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります。）。

### ◆対象

#### 同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付け作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意して頂く他、NPO法人横浜市まちづくりセンターから購入することもできます。※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取付けされた方は、再度お申し込みできません。

### ◆相談窓口（横浜市が委託している事業者になります）

NPO法人横浜市まちづくりセンター （受付時間：平日10時～16時）

TEL：045-262-0667 FAX：045-315-4099

## ◆申込方法

### ①郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。  
最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### ②電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←QRコードからも  
申請できます。

### ※申請書が追加で必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター（045-262-0667）へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

受付時間：平日 10 時～16 時（12 時～13 時を除く）

## ◆取付けまでの流れ ※お申込みから取付けまでお時間がかかる場合があります。

#### 申込

- ・①本紙付属の申請書を郵送、または②電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否 決定

- ・申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ・利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ・対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の 日程調整

- ・「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ・訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ・家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ・器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ・決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ・器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～④のうち、該当する項目全てに○をつけてください） （同居者全員が、①65 歳以上、②障害者手帳等を交付されている、③要介護・要支援者、④中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家   ・   借家                   （どちらかに○をつけてください）
同意事項（注意事項）   ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）   ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。   ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。   ●取付代行できる家具は2つまでとします。   【同意事項】   ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。   ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

## 国民健康保険特定健康診査の受診率向上の取組について

鶴見区は、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率が低く、健康づくりの上で大きな課題となっており、第3期鶴見・あいねっとの推進の柱③でも、「健やかに暮らせる地域づくり」の行動目標として、健診の受診勧奨を進めてまいりました。

皆様のご協力により、**令和元年度は鶴見区（23.4%）・本市（25.4%）ともに過去最高を更新する受診率を達成**することが出来ました。ありがとうございました。引き続き、地域の皆様と協働で一層の受診率向上に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1 特定健診とは

糖尿病や高血圧等の生活習慣病予防のため、その前段階であるメタボリックシンドロームを発見し、その要因となっている生活習慣の改善に繋げていくための健診です。

平成20年度から健康保険の保険者（実施主体）が、40歳以上75歳未満の加入者に対して、実施することとされました。

鶴見区・横浜市ともに最高値を更新！  
ありがとうございました！

### 2 国保の特定健診受診率の状況（令和元年度実績）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
横浜市	21.5%	21.9%	21.0%	21.9%	24.3%	25.4%
鶴見区	19.6%	20.0%	19.8%	20.8%	22.5%	23.4%
順 位	16 位	17 位	16 位	14 位	16 位	16 位

### 3 鶴見区の特定健診受診率向上の取組

- （1）5月中旬 特定健診受診券発送
- （2）5月～7月 各種団体に協力を依頼予定
- （3）6月 広報よこはま6月号鶴見区版に特定健診の案内を掲載

※（1）～（3）については、国保加入者に限定せず、広く「特定健診」の受診率向上に向けた啓発として実施する予定です。

※自治会・町内会への広報はコロナウイルスの感染状況を見ながら対応を検討します。

### 4 国保の特定健診の実施概要

#### （1）対象者

令和3年4月1日時点で加入している方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（国の基準による対象者）

令和3年4月2日以降に加入した方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（横浜市独自の対象者）

※令和3年4月2日以降に加入した方は、区役所保険年金課にご連絡いただければ受診券を送付します。

※75歳以上の方等は、横浜市健康診査を無料で受診することができます。

※国保以外の40歳から74歳の方については、加入されている健康保険の保険者が特定健診を実施しています。

- （2）受診期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- （3）健診機関 横浜市国民健康保険特定健診受託機関（受診券に一覧表同封）
- （4）健診内容 身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査等

#### ◎コロナ禍における特定健診受診に当たっての留意点

- ・医療機関の受け入れ態勢もあることから、受診の際には事前に当該医療機関に実施の有無の確認をお願いいたします。
- ・特定健診は体調の良い時にマスクを着用の上での受診をお願いいたします。
- ・密集・密接を防ぐため受付時間を守っていただきますようお願いいたします。